平成22年度▶25年度

佐野市総合計画

中期基本計画

栃木県 佐野市

平成22年度▶25年度

佐野市総合計画

中期基本計画

栃木県 佐野市

市長あいさつ

本市は、平成19年３月に、新市のまちづくりの基本方針といたしまして、平成29年度を目標とする『佐野市総合計画』を策定いたしました。

『佐野市総合計画』は、本市の将来像及び基本目標を定めた「基本構想」と、将来像を実現するための「前期」「中期」「後期」の３つの「基本計画」で構成されております。

このたび「前期基本計画」（平成19年度～平成21年度）が終了することから、「中期基本計画」（平成22年度～平成25年度）を策定いたしました。

「中期基本計画」は、「前期基本計画」の３年間の成果実績を十分検証し、市民の皆様の意向を反映させるとともに、市長公約（マニフェスト）の重点項目の内容を計画に盛り込み策定いたしました。

「中期基本計画」の内容は、13の政策と36の施策からなっており、各施策の現状と課題を明らかにし、課題の解決に向けた基本事業の取組を示しております。

また、「中期基本計画」を進める上で、新たに「観光立市」によるまちづくりの推進を大きなテーマに掲げ、市政の進展につなげていきたいと考えております。

地方自治体を取り巻く環境は、年々厳しさを増しておりますが、本市の将来像の実現に向けて、市民生活の視点に立ち、効果的な行財政執行を図ってまいります。市民の皆様とともに、創意と工夫による自主的・主体的な行政運営を行い、「夢と希望と潤いのあるふるさと佐野市」を目指して全力で取り組んでまいりますので、皆様方の更なるご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成22年３月

佐野市長　岡　部　正　英

C O N T E N T S

目 次

第1章 総 論

第1節 佐野市総合計画の概要

1．佐野市総合計画の構成・計画期間 …… 3
2．まちづくりの基本方針 …… 3
3．土地利用の基本方針 …… 4

第2節 中期基本計画の概要

1．計画策定の目的 …… 6
2．計画策定の考え方 …… 6
3．計画の構成 …… 6
4．計画の進行管理 …… 6
5．個別計画との整合性 …… 7
6．リーディングプロジェクト …… 7
7．政策体系とリーディングプロジェクトの関係図 …… 9

第2章 各 論

第1節 地域の特色を活かした快適なまちづくり

1．安心して安全に暮らせるまちづくり
（1）消防・防災体制の強化 …… 12
（2）交通安全対策の推進 …… 15
（3）防犯・消費者保護対策の推進 …… 18

2．住みやすい快適なまちづくり
（1）秩序ある計画的な土地利用の推進 …… 21
（2）道路・公共交通網の整備とまちなかの活性化 …… 23
（3）快適で質の高い住環境の整備 …… 26
（4）安全で安定した水の供給と生活排水の適正処理 …… 29

3．環境にやさしいまちづくり
（1）ごみの発生抑制と資源の有効活用 …… 32
（2）良好な地域環境の保全と地球環境に配慮した生活の推進 …… 35
（3）豊かな自然環境の保全 …… 38

第2節 やさしくふれあいのある健康福祉づくり

1．健康で安心して暮らせるまちづくり
（1）心と体の健康づくりの推進 …… 42
（2）地域医療体制の充実 …… 45

2．安心して子育てのできるまちづくり
（1）子育てと仕事の両立支援 …… 47
（2）こどもの健やかな成長・発達支援 …… 49

3．助け合い生きがいを実感できるまちづくり
（1）豊かな長寿社会の実現 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 53
（2）障がい者の社会参加と自立の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56
（3）生活保障の充実 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 59
（4）地域福祉を支える人材と組織の育成 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 62

第3節　魅力と活力ある産業づくり

1．産業振興で活力のあるまちづくり
（1）活力ある農林業の振興 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 65
（2）活力ある商業・鉱工業の振興 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 68
（3）企業誘致の促進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 71

2．観光振興でひとが集まるまちづくり
（1）魅力ある観光資源の開発と整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 73
（2）ひとを集める観光戦略の展開 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 75

第4節　豊かな心を育む教育・文化づくり

1．豊かな心と確かな学力を育むまちづくり
（1）特色ある教育と心の教育の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 78
（2）安全で安心して学べる教育環境の整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 81

2．生涯にわたり学びのあるまちづくり
（1）生活を豊かにする生涯学習の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 84
（2）生涯スポーツ・レクリエーションの振興 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 87
（3）歴史・文化資源の継承と芸術・文化活動の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 90

第5節　市民みんなでつくる夢のあるまちづくり

1．市民参加のまちづくり
（1）広報・広聴活動の充実と情報の共有化の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 94
（2）市民の主体的な活動の支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 97
（3）国際交流と広域・地域連携の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 100

2．人権を尊重し共に歩むまちづくり
（1）個々の人権を尊重する地域社会の形成 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 103
（2）男女共同参画社会の実現 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 106

3．安定した行政経営の推進
（1）電子化の推進と質の高い窓口サービスの提供 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 109
（2）効率的で健全な行財政運営の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 112

資　料　編

○人口推計 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 116
○中期基本計画策定の経過 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 117
○中期基本計画政策体系表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 118

出流原弁天池

第1章 総論

第1節 佐野市総合計画の概要

1．佐野市総合計画の構成・計画期間

佐野市総合計画は、合併後の本市のまちづくりの基本方針を明らかにし、その基本方針に基づくまちづくりを行うために、平成19年3月に策定しました。

この計画は、平成19年度を計画初年度とし、平成29年度を最終目標年度とする11年間の本市のまちづくりを推進する計画で、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」で構成されています。

①基本構想

計画期間（平成19年度～平成29年度）における本市のまちづくりの基本方針を定めたものです。

この基本構想では、本市の将来像を示すとともに、将来像を実現するための基本目標を定めています。

②基本計画

基本構想に示された将来像及び基本目標の具体的な取組と市長マニフェストの重点項目を推進するために、まちづくりの課題体系である政策体系（政策ー施策ー基本事業）を構築し、施策ごとに目標や方針を定めています。

計画期間は、市長の任期に合わせて、前期3年（平成19年度～平成21年度）、中期4年（平成22年度～平成25年度）、後期4年（平成26年度～平成29年度）の3期に分けています。

③実施計画

基本計画に示された施策の目標や方針を実現するために、主要な事務事業を示し、毎年、年度別計画を更新するローリング方式としています。

計画期間は、前期基本計画が平成19年度から平成21年度の3年間とし、中期及び後期基本計画期間は2年間としています。

総合計画の構成・計画期間

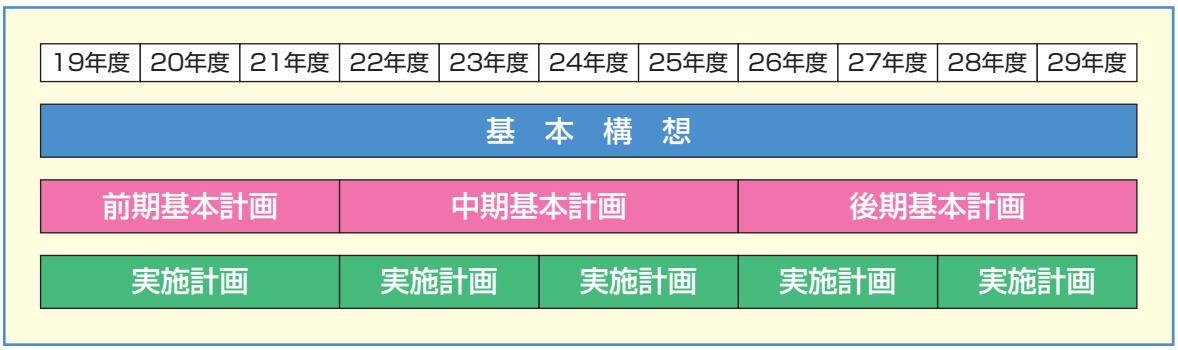

2．まちづくりの基本方針

計画期間における本市のまちづくりの基本方針は、総合計画基本構想で、本市の将来像と、それを実現するための5つの基本目標を定めています。

○将来像　「育み支え合うひとびと、水と緑と万葉の地に広がる交流拠点都市」

・「育み支え合うひとびと」は、地方分権の推進に伴う自治能力の向上、少子高齢化や高度情報化、多様化する市民ニーズへの対応等が求められるなか、市民と行政の協働によるまちづくり、人と人が支え合う地域づくりを通して、市民が安全に安心して暮らせるまちづくりを進めることを示しています。

・「水と緑と万葉の地」は、本市が美しい清流や緑豊かな森林等、自然環境に恵まれた地域であることや、万葉集の東歌（あずまうた）にも登場するように薫り高い歴史と文化を育んできた地域であることを踏まえ、これらの資源を活かしたうるおいとゆとりのあるまちづくりを進めることを示しています。

・「交流拠点都市」は、本市がこれまで交通の要衝の地として発展してきたことを踏まえ、今後も東北自動車道や北関東自動車道の高速交通体系を最大限に活用して産業振興や基盤整備を進めるとともに、人と人との交流を図ることで、魅力と活力あるまちづくりを進めることを示しています。

○基本目標

①地域の特色を活かした快適なまちづくり

・災害に強い、交通事故や犯罪がない安全なまちづくりの推進
・市の均衡ある発展を目指すため、地域の特性を活かしたまちづくりの推進
・快適な生活環境の形成や都市環境の整備の推進
・循環型社会の形成と自然環境の保全

②やさしくふれあいのある健康福祉づくり

・市民の健康づくりの推進と医療・介護体制の充実
・子育て支援の充実
・高齢者が生きがいを持って快適に生活できる環境の整備
・心が通い、お互いを支え合う地域社会の形成

③魅力と活力ある産業づくり

・恵まれた立地条件を活かして首都圏消費者を対象とした農業の推進
・生産基盤の整備などによる林業の振興
・鉱工業の活性化を図るため、経営体質の改善、技術力の強化、製品の高付加価値等の促進
・中心市街地の活性化、既存商業の再生、新規商業施設を核とした広域的な商業拠点の形成
・東北自動車道、北関東自動車道の高速交通体系を最大限に活用した企業誘致の促進や観光振興の推進
・今後発展するとみられる情報産業をはじめ、生活、医療、福祉等新たな需要に対応した生活関連産業の育成

④豊かな心を育む教育・文化づくり

・心豊かな人づくりを目指す学校教育の推進と、地域が教育に積極的に関われる体制の整備
・市民が自主的、主体的に生涯にわたり学び続ける環境づくりの推進
・各地域に伝わる歴史、文化資源の保護、文化活動、スポーツ活動の振興

⑤市民みんなでつくる夢のあるまちづくり

・市民と行政の相互の信頼と適切な役割分担に基づく協力関係の確立
・国際化の進展に伴う国際交流活動の支援、広域・地域連携の推進
・人権が尊重されるまちづくりの推進
・地方分権に対応した行財政運営の推進

3．土地利用の基本方針

総合計画では、まちづくりの基本方針と併せて、本市のまちづくりを推進するにあたり、市の発展や市民生活に密接に結びつく土地利用の基本方針を定めています。

○土地利用の基本方針

①山・森林・河川の豊かな自然を大切にし、緑と水に親しむ空間を確保します。
②貴重な歴史資源・景観を大切にし、それらを活用して文化的風土を高め育てます。
③うるおいのある住環境・生活空間を確保します。
④まちの顔となる都市核の整備を図ります。
⑤定住と子育てのできる基盤の整備・確保を図ります。
⑥農林業、鉱工業、商業、観光の調和のとれた産業基盤を確立します。
⑦全市的・広域的にネットワーク化された道路・交通体系を確立します。
⑧地域間の均衡のとれた土地利用を推進します。

将来像の実現に向け、市の均衡ある発展を目指すため、土地利用の基本方針に基づき、市域を市街ゾーン、田園・集落ゾーン、森林ゾーンに区分し、計画的に整備を推進します。

第2節 中期基本計画の概要

1．計画策定の目的

中期基本計画は、基本構想で示した本市のまちづくりの基本方針を実現するため、まちづくりの課題を目的別に整理して体系化した政策体系を構築し、政策体系の36施策ごとに、平成22年度から平成25年度の4年間で行う施策の方針や目標を明らかにして、本市のまちづくりを計画的に推進するために策定するものです。

2．計画策定の考え方

中期基本計画は、次の観点を踏まえて策定しました。

・前期基本計画で定めた40施策の目標及び方針の達成状況や、中期基本計画期間に引き継がれるまちづくりの課題を施策ごとに検証して、中期基本計画の政策体系（政策ー施策ー基本事業）を構築しました。また、政策体系の施策ごとに平成22年度から平成25年度に行うべき方針や目標を設定しました。

・市長マニフェストの重点項目と施策の関連性を検証し、市長マニフェストの重点項目を推進するための取組を施策方針に盛り込みました。

3．計画の構成

第1章「総論」総合計画及び中期基本計画の概要を示しています。

第2章「各論」中期基本計画の36施策ごとに、施策の目的、これまでの主な取組、現状と課題、施策の基本方針及び主な成果指標の目標値等を示しています。

4．計画の進行管理

基本構想に示されたまちづくりの基本方針を具体的に推進するため、平成22年度から平成25年度の4年間は、中期基本計画に定められた36施策の方針及び目標の達成に向けて、実施計画事業をはじめ、施策に関連付けられている事務事業を効率的かつ効果的に推進します。

この施策の方針や目標、事務事業の進行管理は、行政評価の評価結果を活用します。

行政評価では、施策及び基本事業ごとに定めた方針や目標の達成度を、施策・基本事業評価により評価し、その評価結果から各施策の現状と課題などを明らかにして、施策の次年度の取組方針に反映させます。

また、施策・基本事業評価及び事務事業評価の結果を踏まえて、施策優先度評価や事務事業優先度評価を行い、次年度の重点施策の選定や各事務事業の事業費決定に反映します。

このように、総合計画の政策体系に沿った評価を行うことにより、計画ー実施ー評価のマネジメントサイクルを確立し、着実に総合計画を推進します。

総合計画と行政評価の関連性

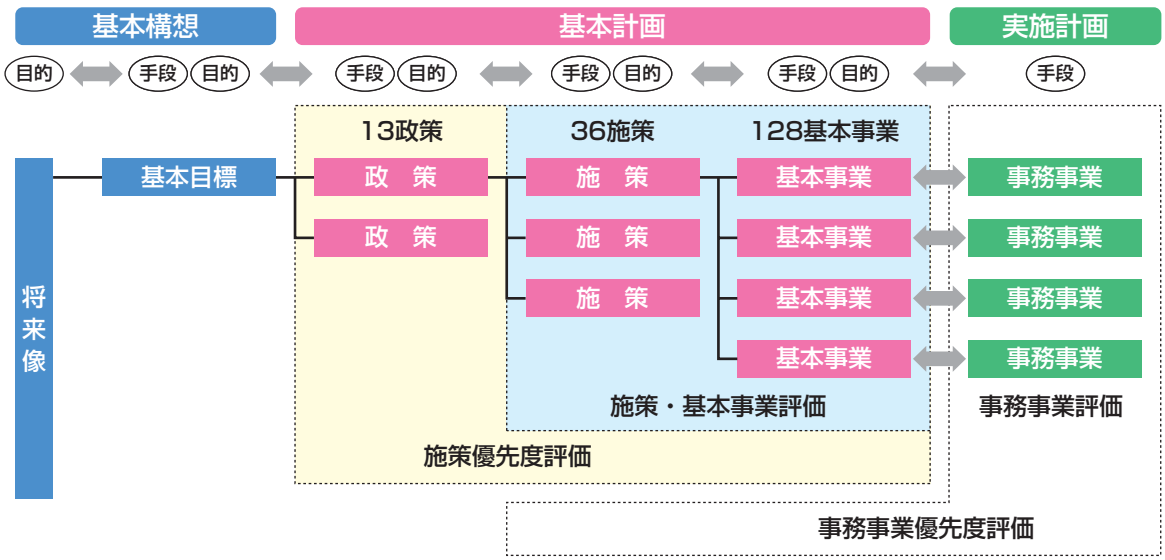

5．個別計画との整合性

総合計画は、本市のまちづくりを推進するための総合的かつ基本となる計画です。そのため、市民生活、福祉、産業、教育等の各分野別に策定される個別計画は、総合計画の各施策の方針及び目標を具現化する内容となることが重要です。

本市では、前期基本計画を策定する際に、個別計画との整合性を図りましたが、中期基本計画においても、各施策に関連する個別計画を洗い出し、「関連する個別計画」として本計画に掲載しました。今後、中期基本計画期間内に、新たに個別計画を策定する場合や見直しを行う場合は、中期基本計画に定められた施策方針及び目標との整合性を図ります。

総合計画と個別計画の整合性

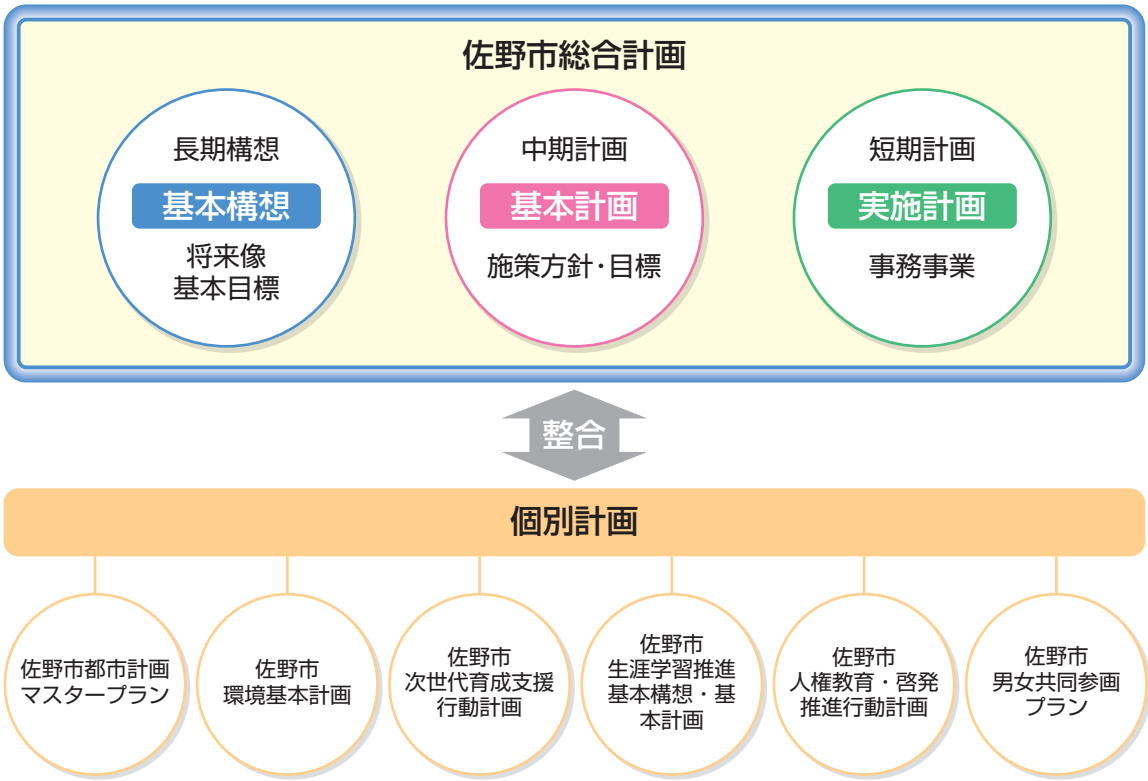

※個別計画は主な計画を掲載しています。

6．リーディングプロジェクト

本市では、平成21年度から観光による佐野市の振興・まちづくりを推進するため、「観光立市の推進」を今後の重要課題として取組を開始しました。

そのため、「観光立市の推進」を中期基本計画のリーディングプロジェクト（本市のまちづくりを推進するにあたり、特に重要でかつ先導的な役割を持つ施策横断的な計画）として位置付けます。

目　的

観光立市の目的は、「住んでよし、訪れてよし」の佐野市を築くことです。観光の語源は「国の光を観る」こと、すなわち、人々の暮らしを見るとともに地域住民が自ら光を示すことであると言われています。言い換えれば、観光とは、まちづくりそのものであると言えます。

そのため、観光立市の推進を通して、市民の方が「住んで良かった、これからも住み続けたい」というまちづくり、多くの方に本市に来ていただき、「訪れてよかった」と実感していただけるまちづくりを行います。

推進する背景

・歴史的に、観光という言葉を国内で初めて使用したのが、江戸時代に佐野の地を治めていた佐野藩の藩校「観光館」です。また、観光の基本である「おもてなしの心（ホスピタリティ）」が、佐野源左衛門常世の「鉢の木物語」に表れていることなどから、「観光立市」として推進するための歴史的な下地があります。
・本市では、これまで総合計画前期基本計画で「魅力ある観光資源の開発と整備」及び「ひとを集める観光戦略の展開」の2つの施策を設定し、観光資源の開発と整備、市の特性を活かした観光PRを戦略的に展開して観光誘客を推進し、一定の成果をあげてきました。
・従来から多くの方が訪れている「佐野厄除け大師」に加え、近年では「道の駅どまんなかたぬま」や「佐野プレミアム・アウトレット」のオープンなどで入り込み客数が大幅に増加しています。また、JRバス関東の営業所の開設や今後、国道50号の6車線化、北関東自動車道佐野田沼ICや東北自動車道佐野SAスマートICの設置など、交通の利便性がますます高まり、多くの方が来訪しやすい条件が整備されていきます。
・平成19年1月1日、観光立国推進基本法が施行され、国や県も観光立国、観光立県に向けた取組を重要施策として展開しています。

目　　標

・佐野市全体を観光資源ととらえ、地域の観光資源を有効に活用し、満足度の高い地域づくりを行います。
・市民一人ひとりが、観光に対する理解を深め、地元に誇りと愛着を持ってもらうとともに、「おもてなしの心」の醸成を図ります。
・観光入り込み客数1千万人を目指します。

今後の展開

・推進する背景で述べた交通条件の整備の機会を逃さず、観光立市の基本方針及び具体的な取組方針を定めた、「観光立市推進のための基本計画」を策定し、この計画に基づく事業展開を図ります。また、この計画を効率的かつ効果的に推進するため、民間と行政で構成する「観光立市推進協議会」を設置します。
・総合計画中期基本計画に定めた36施策の内容を「観光立市」の観点から関連付けを行い、施策の取組全体で観光立市を推進します。

唐沢山

7. 政策体系とリーディングプロジェクトの関係図

将来像	基本目標（5）	政　策（13）	施　策（36）	リーディングプロジェクト
育み支え合うひとびと、水と緑と万葉の地に広がる交流拠点都市	地域の特色を活かした快適なまちづくり	安心して安全に暮らせるまちづくり	消防・防災体制の強化	観光立市の推進
			交通安全対策の推進	
			防犯・消費者保護対策の推進	
		住みやすい快適なまちづくり	秩序ある計画的な土地利用の推進	
			道路・公共交通網の整備とまちなかの活性化	
			快適で質の高い住環境の整備	
			安全で安定した水の供給と生活排水の適正処理	
		環境にやさしいまちづくり	ごみの発生抑制と資源の有効活用	
			良好な地域環境の保全と地球環境に配慮した生活の推進	
			豊かな自然環境の保全	
	やさしくふれあいのある健康福祉づくり	健康で安心して暮らせるまちづくり	心と体の健康づくりの推進	
			地域医療体制の充実	
		安心して子育てのできるまちづくり	子育てと仕事の両立支援	
			こどもの健やかな成長・発達支援	
			子育て支援の充実	
		助け合い生きがいを実感できるまちづくり	豊かな長寿社会の実現	
			障がい者の社会参加と自立の推進	
			生活保障の充実	
			地域福祉を支える人材と組織の育成	
	魅力と活力ある産業づくり	産業振興で活力のあるまちづくり	活力ある農林業の振興	
			活力ある商業・鉱工業の振興	
			企業誘致の促進	
		観光振興でひとが集まるまちづくり	魅力ある観光資源の開発と整備	
			ひとを集める観光戦略の展開	
	豊かな心を育む教育・文化づくり	豊かな心と確かな学力を育むまちづくり	特色ある教育と心の教育の推進	
			安全で安心して学べる教育環境の整備	
		生涯にわたり学びのあるまちづくり	生活を豊かにする生涯学習の推進	
			生涯スポーツ・レクリエーションの振興	
			歴史・文化資源の継承と芸術・文化活動の推進	
	市民みんなでつくる夢のあるまちづくり	市民参加のまちづくり	広報・広聴活動の充実と情報の共有化の推進	
			市民の主体的な活動の支援	
			国際交流と広域・地域連携の推進	
		人権を尊重し共に歩むまちづくり	個々の人権を尊重する地域社会の形成	
			男女共同参画社会の実現	
		安定した行政経営の推進	電子化の推進と質の高い窓口サービスの提供	
			効率的で健全な行財政運営の推進	

※政策体系のうち、基本事業は紙面の関係で省略しています。政策体系の詳細は資料編「中期基本計画政策体系表」をご覧ください。

市の花 かたくり

第2章 各論

第1節 地域の特色を活かした快適なまちづくり

1．安心して安全に暮らせるまちづくり

（1）消防・防災体制の強化

施策の目的

- 市民の生命・財産等を災害（火災、地震、水害、土砂災害等）から守ります。
- 災害発生時の被害を最小限に抑えます。

これまでの主な取組

- 市のホームページに防災に関する情報掲載、総合防災訓練の隔年開催、平成19年度にハザードマップ※1を全世帯に配布しました。
- 自主防災会の組織化と活動支援を行いました。
- 避難場所等に防災対策用備蓄品を配備、近隣自治体・民間企業との災害協定の締結を推進しました。
- 国・県との連携による土砂災害危険箇所解消、河川改修、水防対策を推進しました。
- デジタル方式の防災行政無線（移動系・同報系）※2を整備し、平成21年度に完了しました。
- 佐野地区広域消防組合や消防団活動に対する支援、消防団機械器具置場・消防ポンプ自動車、消防水利（防火水槽・消火栓）等を整備しました。

※1　ハザードマップ
自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したもので、予測される災害の発生地点、被害の拡大範囲と被害程度、避難経路、避難場所などの情報も図示される。
※2　デジタル方式の防災行政無線（移動系・同報系）
災害に関わる情報伝達を確保するために整備されたデジタル方式の無線通信システムで、防災情報を収集するための移動系と、屋外スピーカー等で市民に対して防災情報を周知する同報系がある。

現状と課題

- 近年、全国各地で、自然災害による被害が増加しているため、本市としても、災害発生に対する十分な備えが必要です。
- 市政に関するアンケート調査の結果では、市民の防災に関する意識や普段から災害に対する備えをしている市民の割合は低いため、今後、意識啓発を重点的に行うことが必要です。
- 防災関係機関との連携、近隣自治体・民間企業との災害協定締結、デジタル方式の防災行政無線の整備は計画通り推進しました。
- 国・県と連携し、土砂災害危険箇所の解消と河川改修を計画的に整備することが必要です。
- 災害発生時における消防団や自主防災会の役割は重要ですが、消防団員の確保や自主防災会の組織化が今後の課題です。
- 医療機関と連携し、災害時の負傷者や急病者に対する救急搬送体制の充実を図ることが必要です。

普段から災害に対する備えをしている市民の割合

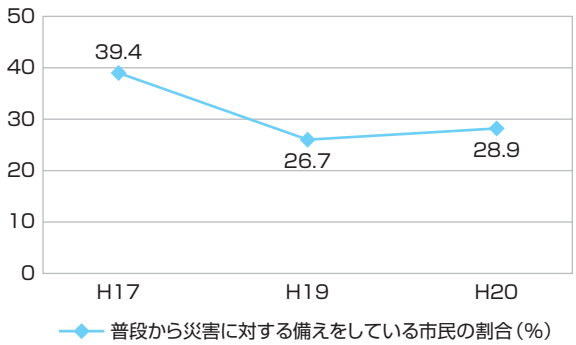

自主防災会組織率、資機材整備率

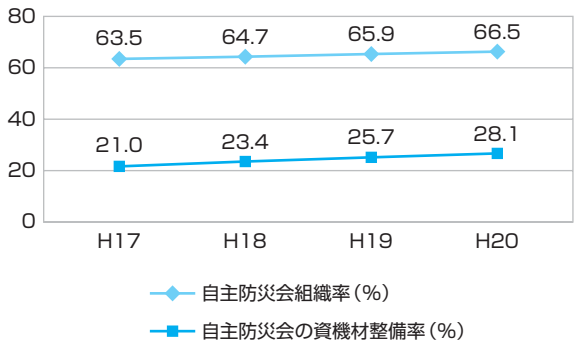

施策の体系

施　策	基本事業
消防・防災体制の強化	①防災意識の高揚と地域防災力の向上 ②防災・危機管理体制の整備 ③治山・治水対策の推進 ④防災情報伝達体制の充実 ⑤消防力の強化と災害時救急医療体制の整備

施策の基本方針

①防災意識の高揚と地域防災力の向上

・自主防災会が、災害発生時に被災者救出、消火活動の核として機能するよう、その組織化を進めるとともに、防災資機材の整備や防災訓練実施などの活動を支援します。
・総合防災訓練や市のホームページ、広報紙などにより、市民の防災意識の高揚を図るとともに、普段から災害に対する備えをしてもらえるよう、市民に働きかけます。

②防災・危機管理体制の整備

・公共施設や避難施設の耐震化を進めるとともに、避難場所への備蓄倉庫の設置や備蓄品の配備、避難場所看板の修繕を計画的に行います。
・関連機関との連携・情報交換を継続的に行うとともに、近隣自治体や民間企業との連携を強化し、災害協定を増やす取組を行います。

③治山・治水対策の推進

・国、県との連携により、土砂災害危険箇所の解消や河川改修を計画的に行うとともに、市民に対する危険箇所・危険地域の情報開示を進めます。
・水害発生の防止を図るため、関係機関と連携した水防対策に努めます。

④防災情報伝達体制の充実

・災害・危機事象の発生の際、迅速かつ的確な対応ができるよう、市民に対して、防災行政無線の活用方法についての周知を図るとともに、緊急時にいつでも放送できるよう維持管理に努めます。

⑤消防力の強化と災害時救急医療体制の整備

・災害発生時に迅速な消防活動ができるよう、佐野地区広域消防組合や消防団に対する支援を行います。
・消防団施設・車両の整備を推進するとともに、消防団員の確保に努めます。
・医療機関と連携して、災害時の負傷者や急病者に対する救急搬送体制の充実を図ります。

主な成果指標

成果指標名	実績基準年（平成20年度）	目　標（平成25年度）
普段から災害に対する備えをしている市民の割合	28.9%	50.0%
自主防災会組織率	66.5%	78.4%
自主防災会の資機材整備率	28.1%	40.1%

役割分担

市民

- 「自らの身は自らで守る」という意識を持ちます。
- 普段から防災備蓄品を用意することや避難場所の確認、地域などで行う防災訓練等に積極的に参加します。
- 災害発生時に、各防災機関が行う防災活動に連携・協力します。

地域・事業所

- 地域の自主防災組織の結成や防災訓練の実施、防災資機材の整備に努めます。
- 顧客や従業員の安全確保、業務の早期再開に努めます。
- 地域貢献の役割を認識し、防災体制の整備や事業所の耐震化、防災訓練の実施に努めます。

水防訓練

行政

- 市民の生命と財産の被害を最小限にするため、「佐野市地域防災計画」を見直すとともに計画の推進を図ります。
- 崩壊の危険が予想される急傾斜地や河川の危険箇所等については、国・県と連携して整備し、災害の未然防止に努めます。

関連する個別計画

- 佐野市地域防災計画
- 佐野市国民保護計画

(2) 交通安全対策の推進

施策の目的

- 市民（道路利用者）が、交通事故を起こさないようにします。
- 市民（道路利用者）が、交通事故に遭わないようにします。

これまでの主な取組

- 交通関係機関、団体と連携し、市民に対する交通安全意識を醸成するための啓発事業、交通安全教室の開催、広報さのに交通安全に関する記事を定期的に掲載しました。
- 毎年、交通安全推進町会を指定し、交通危険箇所の把握、カーブミラーの清掃などを行いました。
- 緊急性の高い危険箇所を中心に、カーブミラー、ガードレール及び街路灯を設置しました。
- 児童生徒の登下校時の安全を確保するため、佐野女子高南の東武佐野線踏切前後の道路改良事業や小中町幹線市道整備を計画的に行いました。

現状と課題

- 本市の交通事故発生件数及び交通事故死傷者数は減少していますが、市民に対して、引き続き啓発活動や情報提供に努めることが必要です。
- 高齢者やこどもが交通事故に遭う被害は依然として高いため、交通教育指導員などによる交通安全教室を行うことが重要です。
- 「交通安全は家庭・地域から」の方針に基づき、交通事故の多発町会を中心に、町会を通じ交通安全教室や交通危険箇所の把握、カーブミラーの清掃などの推進が必要です。
- 社会問題化している飲酒運転の撲滅や高齢者ドライバーの事故防止対策を推進することが必要です。
- 幹線市道における歩道整備率は低い状況にあるため、通学路を中心とした歩車道分離や、歩道改築整備を計画的に行うことが必要です。

交通事故発生件数、死傷者数

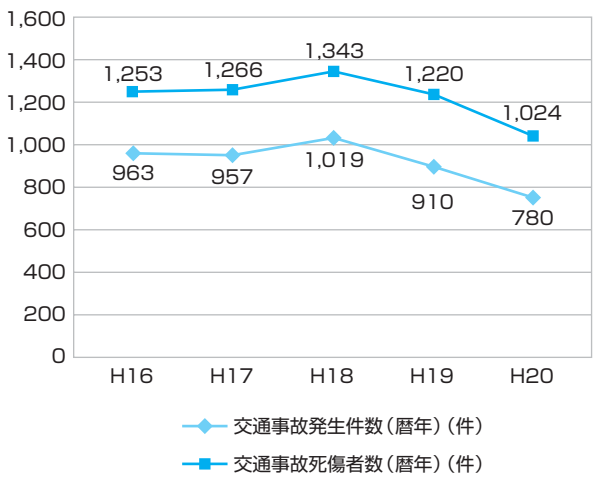

幹線市道歩道整備率

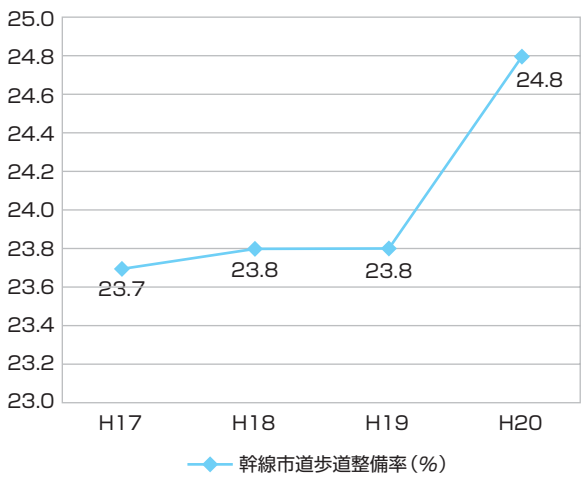

施策の体系

施　策	基本事業
交通安全対策の推進	①交通安全意識の啓発と情報の提供 ②道路・交通安全施設の整備

施策の基本方針

①交通安全意識の啓発と情報の提供

・交通関係機関、団体と連携して街頭啓発運動を行うとともに、交通教育指導員等による交通安全教室や自転車運転講習会を実施し、市民の交通安全意識の啓発に努めます。
・「交通安全は家庭・地域から」の方針に基づき、交通事故の多発町会を中心に、地域での交通安全教室の開催や、地域内の交通危険箇所の把握、カーブミラーの清掃などの取組を推進します。
・佐野警察署、佐野地区交通安全協会、佐野地区安全運転管理者協議会と連携し、飲酒運転撲滅を推進します。
・高齢者の自動車運転中の事故防止のため、シルバードライビングスクール※1への参加促進に努めるとともに、市営バス「さーのって号」などの公共交通機関の利用を促進します。

②道路・交通安全施設の整備

・カーブミラーや街路灯設置などの交通安全施設の整備は、国、県と連携し、緊急性の高い危険箇所を中心に整備します。
・児童生徒をはじめとして市民の安全を確保するため、歩車道分離や歩道改築整備などを計画的に行います。

※1　シルバードライビングスクール
警察署が高齢者のドライバーを対象に、ハンドル操作やブレーキ操作等、特に気をつけなければならない運転の実技講習を行う。

主な成果指標

成果指標名	実績基準年（平成20年度）	目　標（平成25年度）
高齢者の意識啓発事業への参加者数	2,659人	2,900人
子どもの交通安全教室への参加者数	2,439人	2,480人
カーブミラー設置数	3,194箇所	3,555箇所

役割分担

市民

- 交通事故の被害者及び加害者にならないよう、交通安全に対する高い意識を持ってもらい、交通ルールの遵守と正しい交通マナーを実践します。

地域・事業所

- 町会やコミュニティを通じて、市民に対する交通安全の啓発、交通安全教室を行います。
- 各事業所の安全運転管理者等を通して、従業員に対して交通安全の啓発、研修会を行います。

行政

- 交通関係機関、団体と連携して、交通安全意識の高揚、啓発を図ります。
- 交通安全に関する情報を提供します。
- 交通安全教室や自転車運転講習会を行います。
- 交通危険箇所の改善・改修を行います。

春・秋の交通安全週間での街頭啓発

関連する個別計画

- 佐野市交通安全計画

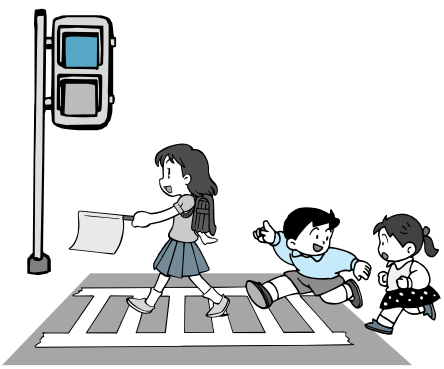

(3) 防犯・消費者保護対策の推進

施策の目的

- 犯罪の発生を抑制し、市民が安全に安心して生活ができるようにします。
- 市民が安心して消費生活を送れるようにします。

これまでの主な取組

- 佐野警察署、佐野市防犯協会と連携し、市民に対する情報提供、各種の防犯教育、啓発活動を行いました。
- 地域の防犯力を高めるため、自主防犯活動団体の組織化を支援しました。
- 犯罪が起きない環境を整備するため、防犯灯の設置支援や住宅の防犯診断に関する情報を市のホームページに掲載しました。
- 市民に対する消費知識の啓発や情報提供を図るため、消費生活講座の開催や広報さの、市のホームページに消費生活に関する情報を掲載しました。
- 消費生活に関する相談の実施や、消費者団体に対する活動支援を行いました。

現状と課題

- 市内の全刑法犯認知件数※1は平成20年までの過去3年間は減少していましたが、平成21年は増加しており、今後、自転車盗・車上狙いや空き巣などの身近な犯罪や、高齢者やこどもを狙った犯罪が増えることが危惧されます。
- 市政に関するアンケート調査の結果では、何らかの防犯対策を実施している市民の割合は増加傾向にありますが、引き続き市民に対する情報提供や啓発を行うことが大切です。
- 佐野警察署、佐野市防犯協会と連携し、自主防犯活動団体の組織化を推進した結果、自主防犯活動団体数は平成20年度現在で140団体になりました。
- 犯罪が起きない環境を整備する取組として、町会と連携し、通学路などの安全に配慮した防犯灯設置の支援を、引き続き行うことが必要です。
- 消費者庁の設置に伴い、各自治体の消費者行政の充実･強化が求められています。
- 消費生活上のトラブル相談件数は減少していますが、還付金詐欺などの被害は増加傾向にあるため、相談体制の充実を図ることが必要です。
- 市内の消費者団体は、会員登録者数が減少傾向にあるため、市民に対して団体の活動をPRする取組が必要です。

※1　全刑法犯認知件数
警察署に被害届が提出された件数

防犯灯設置箇所数

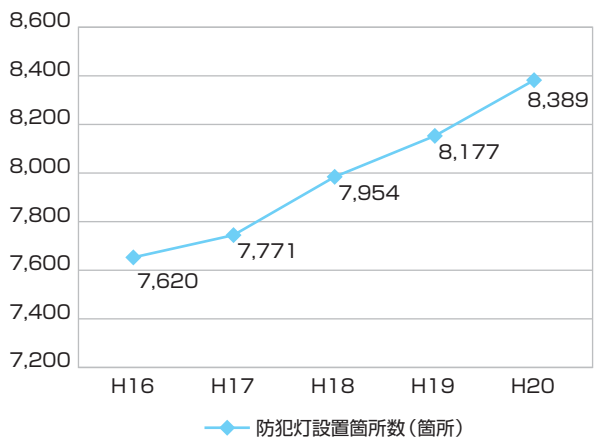

消費生活トラブル相談件数

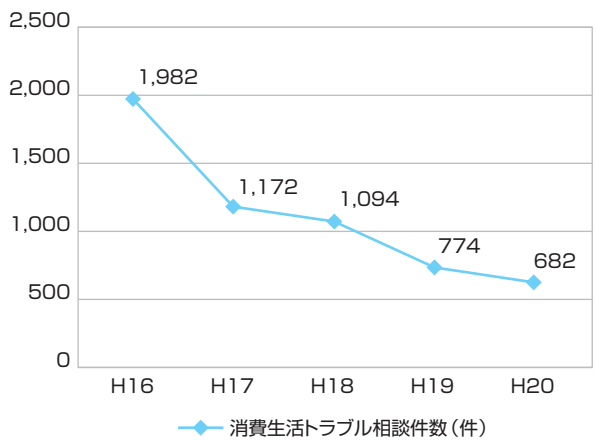

施策の体系

施　策	基本事業
防犯・消費者保護対策の推進	①防犯意識啓発の推進 ②防犯体制の充実 ③防犯環境基盤の整備 ④正しい消費知識の啓発、情報提供の充実 ⑤相談体制の充実 ⑥消費者団体の育成と活動支援

施策の基本方針

①防犯意識啓発の推進

・市民一人ひとりの防犯意識を高めるため、佐野市防犯協会、佐野警察署と連携し、防犯教育を実施するとともに、広報さのや市のホームページで市民への啓発を行います。
・安全で安心なまちづくり推進協議会を開催し、防犯に対する具体的な施策の検討を行います。

②防犯体制の充実

・防犯機関、関係団体とのネットワークを構築し、防犯情報の共有化を図るため、関係機関の連絡会を開催するとともに、自主防犯団体が行う活動を支援します。
・各種犯罪の予防や青少年の健全育成のため、佐野市防犯協会の活動を支援します。

③防犯環境基盤の整備

・犯罪が起きない環境を整備する取組として、佐野市防犯協会を通して、各町会に対して通学路などの安全に配慮した防犯灯の設置や電気料の補助を行います。
・空き巣などの侵入被害を防ぐには、犯罪の発生状況や狙われやすい地域、住宅を知ることが重要であり、住まいの簡易防犯チェックリストによる住宅防犯診断を行います。

④正しい消費知識の啓発、情報提供の充実

・市民に正しい消費知識を習得してもらうため、広報さの、市のホームページなどによる啓発を行うとともに、商品による事故情報や注意喚起には迅速な対応で情報提供に努めます。
・消費生活講座を開催するとともに、町会や老人会などに消費に関する専門講師を派遣し、教育と啓発活動を行い、被害防止に努めます。

⑤相談体制の充実

・日常生活の様々な相談に対応するため、専任の市民相談員、弁護士、専門職相談員による合同相談を行います。
・相談しやすいことが、隠れた被害や不安を除くものであることから、消費生活センターの相談体制を強化します。

⑥消費者団体の育成と活動支援

・消費者団体である「消費者友の会」、「消費者リーダー連絡会」に対して、会員拡大の取組や人材育成、活動支援を行います。
・消費者団体の会員と消費生活センター相談員、市民相談員との勉強会や研修会などを開催し、消費生活情報の共有化を図ります。

主な成果指標

成果指標名	実績基準年（平成20年度）	目　標（平成25年度）
日常生活の中で、防犯の面で不安を感じている市民の割合	51.4%	41.4%
防犯灯設置箇所数	8,389箇所	9,559箇所
消費生活トラブル相談件数	682件	620件

役割分担

市民

- 自らの問題として、自分自身及び家族の安全は自分で守るという意識をもって日常生活を送ります。（外出時の施錠、車から離れる際のドアロック、こどもに対する防犯教育など）
- 正しい消費知識を習得し、安心した消費生活を送ります。

地域・事業所

- 地域の連帯意識を高めて、犯罪を抑制します。（個々人のネットワークづくり、地域の防犯パトロールの実施）
- 犯罪発生を抑制する体制を整備します。
- 地域及び消費者団体間で情報の共有を行います。
- 消費者教育、啓発事業を推進します。
- 責任ある商品やサービスを提供します。
- 適正な表示及び消費者との取引における公正確保に努めます。

佐野市安心のまちづくり推進市民大会

行政

- 防犯に関する啓発、防犯活動を行うボランティアの育成を行います。
- 防犯に関する情報収集と情報の提供を行います。
- 市、警察、防犯協会等関係機関のネットワークづくりを進めます。
- 犯罪が起きない環境を整備します。
- 消費生活に関する啓発、情報提供を行います。
- 消費生活に関する相談を行います。
- 消費者団体の育成と支援を行います。

歳末警戒

関連する個別計画

- 佐野市安全で安心なまちづくり推進指針

2．住みやすい快適なまちづくり

（1）秩序ある計画的な土地利用の推進

施策の目的

●市街ゾーン、田園・集落ゾーン、森林ゾーンの区分により、それぞれのゾーンの特性を活かし、秩序ある計画的な土地利用を図ります。

これまでの主な取組

●総合計画に定められた土地利用の基本方針に基づき、市域を市街ゾーン、田園・集落ゾーン、森林ゾーンに区分し、計画的な整備を行いました。
●土地利用の基本方針に基づいた計画的な整備を行うにあたり、平成19年度に「佐野市森林整備計画」、平成20年度に「佐野市都市計画マスタープラン」、平成21年度に「佐野市農業振興地域整備計画」を策定しました。

現状と課題

●市街ゾーンでは、東北自動車道及び北関東自動車道の二つのICを有するという交通の要衝を活かした土地利用の検討が必要です。
●田園・集落ゾーンでは、市街化調整区域における土地利用の規制緩和や耕作放棄地の解消・有効利用の推進が必要です。
●森林ゾーンでは、水資源の涵養、災害対策、地球温暖化対策等のための健全な森林保全に対する検討が必要です。
●都市計画区域外においては、良好な居住環境を維持するために、準都市計画区域の指定を含めた適切な土地利用の検討が必要です。

施策の体系

施　策	基本事業
秩序ある計画的な土地利用の推進	①土地利用の基本方針に即した土地利用の推進

施策の基本方針

①土地利用の基本方針に即した土地利用の推進

・土地利用の基本方針及び個別計画に基づき適正な運用を図り、秩序ある計画的な土地利用を推進します。

主な成果指標

成果指標名	実績基準年（平成20年度）	目　標（平成25年度）
市域における農用地面積	－	3,938ha
市域における森林面積	－	21,814ha
市域における宅地面積	－	2,560ha

役割分担

市民

●法律を遵守して、秩序と調和が保たれた土地利用を図ります。

地域・事業所

●法律の遵守だけでなく、地域との調和を図ります。

行政

●個別の計画に基づく適切な土地利用の誘導を図ります。
●地権者や事業者への指導と監督を行います。
●地域の特性を活かした計画策定と事業の実施・支援を行います。

三蓮山から佐野新都市地区を望む

関連する個別計画

●国土利用計画佐野市計画
●佐野市森林整備計画
●佐野市都市計画マスタープラン
●佐野市農業振興地域整備計画

(2) 道路・公共交通網の整備とまちなかの活性化

施策の目的

- 市民の生活スタイルに必要な移動手段を確保します。
- 交通網を充実させて、市内外との交流を活性化します。
- まちなかへ都市機能を誘導することにより、まちなかに生活者や事業者等が増えるようにします。

これまでの主な取組

- 平成20年度に今後の道路整備計画や都市交通のあり方を示す「佐野市総合交通マスタープラン」を策定しました。
- 都市計画道路及びその他の幹線市道を計画的に整備しました。
- 市営バスの実験運行や路線再編に伴う「名水赤見線」の運行、高速バスの便数増加への働きかけを行いました。
- 佐野駅周辺地区を対象とした「佐野市中心市街地活性化基本計画」を策定しました。
- まちなか活性化の拠点施設整備として、佐野駅舎跡地に、(仮称) 地域交流センターの建設、商工会議所1階のまちなか賑わい交流センターの整備支援を行いました。
- まちなか活性化のためのイベントや、中心市街地の空き店舗を活用して新規開業する事業者に対する支援を行いました。

現状と課題

- 道路・公共交通網の整備は、市民の生活スタイルに必要な移動手段を確保するとともに、産業活動の推進、市内外の交流活性化を推進するための重要な取組です。
- 北関東自動車道開通に伴う周辺アクセス道路の整備、佐野SAスマートIC※1の設置に伴うアクセス道路の整備を促進することが必要です。
- 佐野新都市地区周辺や若松アンダー周辺など、市街地道路の渋滞解消に向けた取組が必要です。
- 市営バスは実験運行が開始され、鉄道とバス、市営バスと高速バス間におけるアクセス向上や公共交通空白区域の解消、観光交通としての役割を踏まえたバス路線再編のための検討が必要です。
- 市政に関するアンケート調査の結果では、「中心市街地が快適で便利になっていると感じている市民の割合」は減少しており、商工会議所や商工会などと連携を図りながら、まちなか活性化のための事業を推進することが必要です。

※1 スマートIC
スマートインターチェンジの事で、高速道路の本線上またはサービスエリア(SA)、パーキングエリア(PA)、バスストップ(BS)に設置されているETC専用のインターチェンジをいう。

市内の道路交通に満足している市民の割合

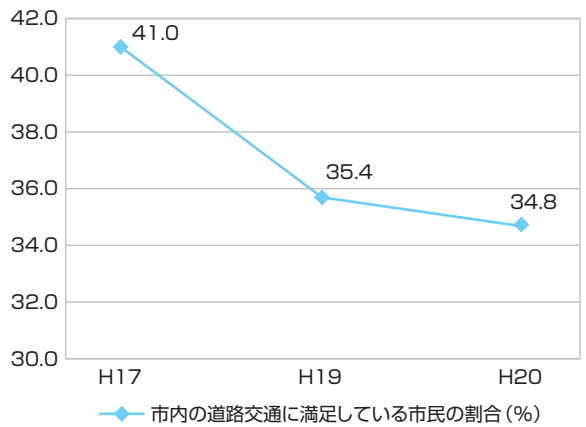

公共交通の利便性

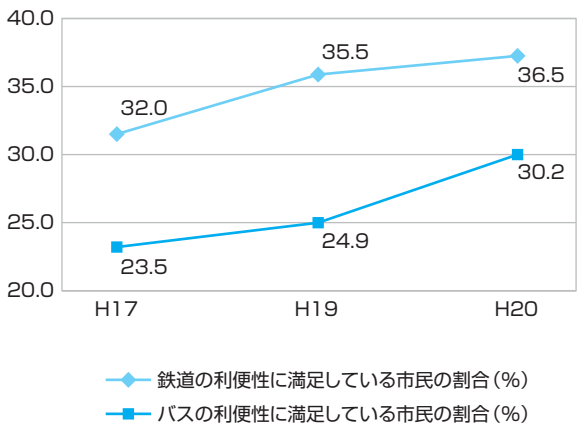

まちなかが以前に比べて便利になったと思う人の割合

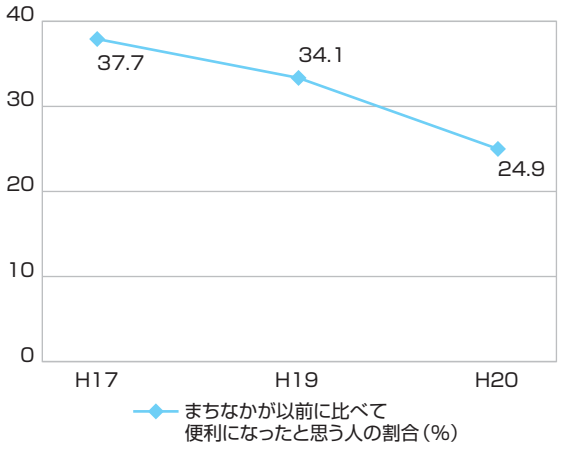

施策の体系

施　策	基本事業
道路・公共交通網の整備とまちなかの活性化	①幹線道路ネットワークの整備 ②公共交通の利便性向上 ③まちなか活性化の推進

施策の基本方針

①幹線道路ネットワークの整備

・北関東自動車道の開通を受け、周辺アクセス道路の整備を推進するとともに、インター周辺開発地区との連携強化を図ります。
・佐野SAスマートIC設置に伴うアクセス道路整備を促進します。
・市域内の拠点連結強化を図るための幹線道路整備を促進します。
・事業所や市民と協力して、過度な自動車依存からの転換を図るための戦略を検討します。

②公共交通の利便性向上

・鉄道とバス交通及びバス交通間における乗り換えの利便性向上を検討し、利用者のニーズに対応した公共交通ネットワークの充実及び公共交通空白地域の解消に向けた検討を進めます。
・観光交通、まちづくりを支える公共交通ネットワークの充実に努めるとともに、主要な交通結節点における自転車駐車場整備に向け、関係機関と検討を進めます。

③まちなか活性化の推進

・商工会議所や商工会と連携し、まちなか活性化のためのイベントや賑わい創出事業を支援します。
・佐野駅周辺地区を本市を代表するにふさわしい中心市街地として、観光施設、交流施設、文化施設などのネットワーク化、まちなか居住や商業活性化を推進するための都市基盤の整備を行うとともに、市民・事業者活動を積極的に支援します。

主な成果指標

成果指標名	実績基準年（平成20年度）	目　標（平成25年度）
道路網が整備され便利になったと思う人の割合	－	46.0%
公共交通が利用しやすいと思う人の割合	43.9%	60.0%

役割分担

市民

- 道路美化活動等へ参画します。
- CO^2の削減等、環境意識の向上を図ります。
- 公共交通を積極的に利用します。
- まちなか活性化へ積極的に参画します。

まちなか楽市

地域・事業所

- CO^2の削減等、環境意識の向上を図ります。

行政

- 幹線道路ネットワークの整備を行います。
- 公共交通の利便性向上を図ります。
- 公共交通利用促進のための市民啓発を行います。
- まちなか活性化に向けた市民、事業所活動への支援を行います。
- まちなか活性化を支える都市基盤の整備を行います。

市営バス「さーのって号」

関連する個別計画

- 佐野市都市計画マスタープラン
- 佐野市総合交通マスタープラン
- 佐野市中心市街地活性化基本計画
- 佐野市地域公共交通総合連携計画
- 都市再生整備計画

（3）快適で質の高い住環境の整備

施策の目的

●住環境及び景観に配慮した整備を行い、快適で質の高い住環境を創出します。

これまでの主な取組

●快適で安全な住宅づくりを推進するため、建築基準法に基づく建築確認の完了検査の徹底を図りました。また、住宅の耐震診断・耐震改修に対する支援、住情報を市のホームページに掲載しました。
●市営住宅の入居率及び家賃収納率の向上を図るとともに、計画的に修繕工事を行い、適正な維持管理に努めました。
●老朽化して危険度の高い生活道路の舗装打ち替えや、側溝の修繕工事を計画的に行いました。
●浸水の予想される優先区域の幹線について、雨水排水路を計画的に整備しました。
●市内に点在する公園施設を良好に維持するため、施設の保全、除草、樹木の剪定、遊具の点検などを定期的に行いました。
●本市の良好な景観を形成するため、平成20年度に「景観計画策定に関する基本方針」を策定しました。
●景観形成に関する意識啓発を推進するとともに、地区計画の指定・届出により、魅力ある景観の形成に努めました。

現状と課題

●市政に関するアンケート調査の結果では、住環境に満足している市民の割合は増加しています。
●耐震診断及び耐震改修の実施件数が少ないため、市民に対する普及啓発が必要です。
●老朽化した市営住宅が多く、入居者の高齢化も進んでいることから、バリアフリーに対応した計画的な修繕が必要です。
●生活道路及び雨水排水路の整備は、緊急性や重要性を考慮して、効果的に行う事が必要です。
●市民一人あたりの都市公園面積は毎年増加していますが、今後はバリアフリーに配慮した整備が必要です。
●佐野市景観計画及び景観条例を制定し、その方針に沿った景観形成の啓発・誘導を図ることが必要です。

佐野市の住みやすさ

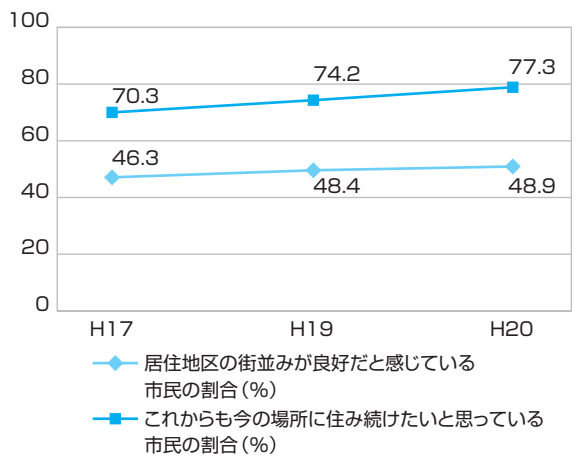

住環境に満足している市民の割合

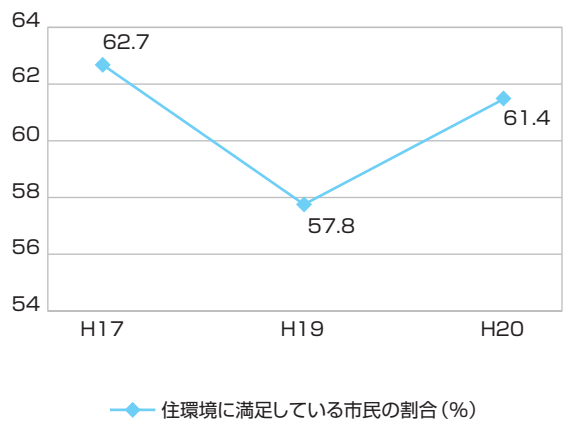

施策の体系

施　策

快適で質の高い
住環境の整備

基本事業

- ①快適で安全な住宅づくりの推進
- ②市営住宅の適正な管理・運営
- ③生活道路の整備
- ④雨水排水路の整備
- ⑤公園、緑地、水辺空間の整備
- ⑥良好な景観の保全と形成

施策の基本方針

①快適で安全な住宅づくりの推進

・建築確認に伴う完了検査の徹底をさらに図るため、建築主等への周知や定期的な督促を行い、住宅の安全性を高めます。
・佐野市ホームページの「さの住まいる情報」に、最新の情報や耐震化に関する情報及びバリアフリー化に関する情報を提供し、内容の充実を図ります。また、市民生活の安全を図るため、アスベスト対策を推進します。

②市営住宅の適正な管理・運営

・入居率を向上させるため、空室募集の効率的な執行を図ります。また、家賃収納率を向上させるため、収納担当課と連携を図り滞納整理を行います。
・指定管理者と連携を図り、市営住宅の適正管理を行うとともに、修繕工事等はバリアフリー化を考慮して、毎年、計画的に工事を行います。

③生活道路の整備

・生活道路の整備は、市民の利便性を高めるため、緊急性や整備効果、バリアフリー化などを考慮して計画的に行います。
・生活道路の維持補修は、利用者からの情報や道路パトロールにより、危険性の高い箇所から計画的に行い道路の安全性確保に努めます。

④雨水排水路の整備

・雨水排水路の整備は、浸水の予想される優先区域の幹線について、計画的に進めるとともに、一般の排水路は適切な維持管理を行います。

⑤公園、緑地、水辺空間の整備

・公園、緑地等の利用者が安全、安心に利用できるように計画的な整備、保全を行い、整備にあたってはトイレの水洗化やバリアフリー化を推進します。

⑥良好な景観の保全と形成

・佐野市景観計画及び景観条例を制定し、方針に沿った景観形成の啓発・誘導に努めます。
・「さのし建築景観賞表彰事業」や景観に関するシンポジウムなどを行い、市民の意識啓発に努めます。

主な成果指標

成果指標名	実績基準年（平成20年度）	目　標（平成25年度）
住環境に満足している市民の割合	61.4%	72.0%
居住地区の街並みが良好だと感じている市民の割合	48.9%	51.5%

役割分担

市民

- 居住まわりの生活環境の維持に努めます。
- 地域の景観保全、保護の重要性を理解します。
- まちの美観や景観に配慮した住宅を建築します。
- ユニバーサルデザインに関する考え方を正しく理解します。

地域・事業所

- 地域の生活環境の維持に努めます。
- 安全性と快適性に優れた住宅を供給します。
- まちの美観や景観に配慮した事業所を建築します。
- ユニバーサルデザインの観点から、安全で使いやすい施設建設や改善を行います。

行政

- 安全、安心な住宅を供給するため、建築確認と完了検査を確実に遂行します。
- 市営住宅の適正管理を行います。
- 生活道路及び雨水排水路の整備と適正な維持管理を行います。
- 公園、緑地、水辺空間の整備と保全を行います。
- 景観計画及び景観に関する条例を制定するとともに、市民や事業者への啓発や活動支援を行います。
- 公共施設の新設及び改修にあたっては、バリアフリー化を推進します。

関連する個別計画

- 佐野市住宅マスタープラン
- 佐野市総合交通マスタープラン
- 佐野市建築物耐震改修促進計画
- 佐野市公共下水道全体計画変更
- 佐野市公営住宅地域住宅情報状況調査報告書

（4）安全で安定した水の供給と生活排水の適正処理

施策の目的

- いつでも安心でおいしい水を安定的に提供できるようにします。
- 生活排水を適正に処理し、河川等の水質の向上に努めます。

これまでの主な取組

- 平成20年度に、今後の水道事業の運営に関する方針と具体的な取組を示す「佐野市水道ビジョン」を策定しました。
- 安全な水を供給するため、原水及び浄水の水質検査を定期的に行うとともに、クリプトスポリジウム※1汚染対策として、紫外線消毒装置の設置に着手しました。
- 安定した水の供給を行うため、水道施設の老朽化した電気・機械設備の更新、老朽管や石綿セメント管の布設替え、漏水調査に基づく修繕作業を計画的に行いました。
- 上水道の普及促進のため、管網整備の推進や自家水利用者に水道水利用のPRを行いました。
- 水道未普及地区（秋山地区）の解消に向けて、調査・検討を行いました。
- 生活排水は、集合処理（公共下水道・農業集落排水処理施設※2）と個別処理（合併処理浄化槽※3）による適正処理を推進しました。
- 公共下水道及び農業集落排水処理施設整備区域の未接続世帯や事業所に対して、下水道まつりや広報さのなどで水洗化のためのPRを行いました。

現状と課題

- 上水道の水質は、水道法による水質基準を満たしていますが、今後も安全な水を供給するため、水質検査や原水の水質汚染防止対策を計画的に推進することが必要です。
- 有収率※4は向上していますが、今後も安定した水の供給を行うための取組を計画的に行うことが必要です。
- 本市の水道料金は県内で最も安価な料金となっていますが、人口減少や景気低迷の長期化などによる水需要の減少や、施設の老朽化に伴う改修事業費の増加が想定されるため、経営の安定化を目指して、適正な水道料金を検討することが必要です。
- 水道未普及地区（秋山地区）の解消に向けた取組が必要です。
- 本市の生活排水処理施設の処理人口普及率※5は平成20年度末67.2%で、全国平均84.8%、県平均76.1%と比較すると大幅に下回っており、整備普及が今後の課題です。
- 集合処理を行っている田沼、葛生地区の各世帯の接続が遅れていることや、高齢世帯の増加に伴う水洗化意識の低下が懸念されるため、水洗化向上のための取組が必要です。

※1　クリプトスポリジウム
ヒトやその他の哺乳動物の腸管に寄生する原虫の一種で、水源等がクリプトスポリジウムにより汚染されると、水道水や飲料水の中に混入して、下痢などの集団感染を引き起こすことがある。
※2　農業集落排水処理施設
農村集落より排出される家庭のし尿や生活雑排水を処理する施設
※3　単独処理浄化槽・合併処理浄化槽
家庭のし尿のみを処理する浄化槽を単独処理浄化槽といい、し尿と併せて生活雑排水も処理する浄化槽を合併処理浄化槽という。
※4　有収率
年間総配水量における年間有収水量（収入となった水量）の割合
※5　生活排水処理施設の処理人口普及率
人口における生活排水処理（公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽により処理）人口の割合

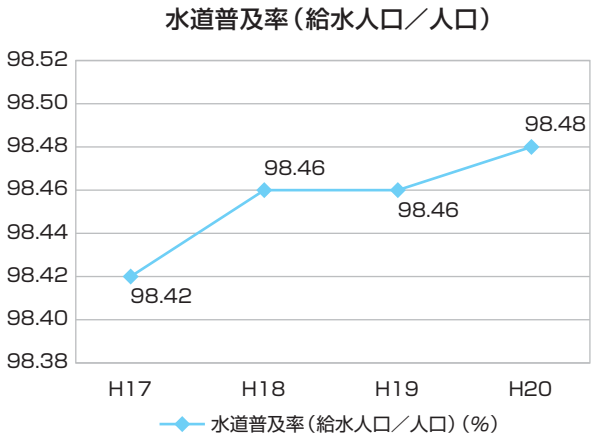

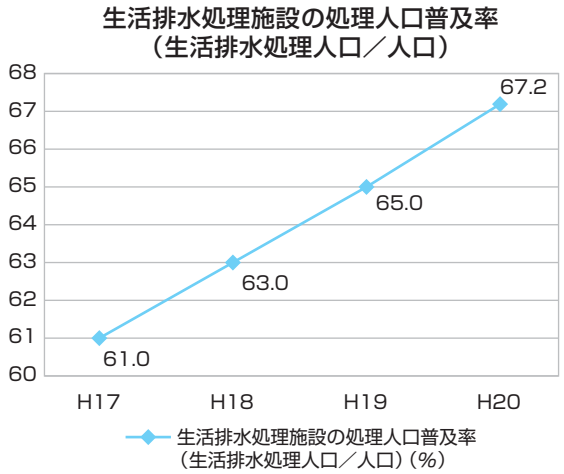

施策の体系

施　策

安全で安定した水の供給と生活排水の適正処理

基本事業

- ①安全な水の供給
- ②水道水の安定供給
- ③安定した水道事業の運営
- ④生活排水施設の整備、普及の促進
- ⑤生活排水の水洗化向上
- ⑥生活排水施設の適正管理

施策の基本方針

①安全な水の供給

・水源において、クリプトスポリジウム汚染の恐れがあり、汚染防止のため、紫外線照射装置を計画的に設置するとともに、原水及び浄水の水質検査を定期的に行います。

②水道水の安定供給

・水道施設の整備として、老朽化した送水管、石綿セメント管及び電気、機械設備などを計画的に更新し、管網整備の充実や水道施設の適正な維持管理を図るとともに、未普及地区の解消に向けた調査検討を進めます。

③安定した水道事業の運営

・水道料金は県内で最も安価な使用料で運営していますが、これからも低廉で安定した事業経営を持続します。

・安定した事業経営を行うため、適正な水道料金を検討します。

④生活排水施設の整備、普及の促進

・田沼、葛生地区において、生活排水処理施設の整備普及が遅れているため、公共下水道の整備や合併処理浄化槽の設置を、地域再生計画に基づき計画的に推進します。

・個別処理（合併処理浄化槽）区域においては、設置補助金制度の活用を広報さのや市のホームページでPRし、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進します。

⑤生活排水の水洗化向上

・公共下水道及び農業集落排水処理施設整備区域の未接続世帯や事業所に対し、普及員による訪問活動を行うとともに、広報さのやホームページなどで水洗化をPRします。

⑥生活排水施設の適正管理

・公共下水道及び農業集落排水処理施設の適正な維持管理により、不明水※6の流入を防止します。

・合併処理浄化槽の適正な維持管理について、指導推進を図ります。

※6　不明水
下水でない水が、管路の傷み等により、管路施設に混入する現象で、道路の陥没や経費の増大など様々な問題を引き起こす要因となる。

主な成果指標

成果指標名	実績基準年（平成20年度）	目　標（平成25年度）
水道普及率（給水人口／人口）	98.48%	98.70%
生活排水処理施設の処理人口普及率	67.20%	75.60%

役割分担

市民

- 節水に努め、宅内で漏水が発生しないよう、適正な維持管理を行います。
- 公共下水道、農業集落排水処理施設の供用区域では、速やかに水洗化を図り、適正な維持管理を行います。
- 公共下水道、農業集落排水処理施設の整備対象区域以外の区域で、単独処理浄化槽や汲み取り式の場合は、合併処理浄化槽への転換を図り、適正な維持管理を行います。
- 施設整備や維持管理に必要な負担金や使用料は、期限内に納入します。

地域・事業所

- 農業集落排水処理場の適正な管理に努めます。
- 排除する汚水に対し必要な除害施設を設置するとともに、適正な維持管理を行います。

行政

- 安全で安定した施設の維持管理を堅持し、安心して利用可能な事業運営を行います。
- 安全な水道水を安定して供給します。
- 水道未普及地域の解消を促進します。
- 生活排水処理施設の整備や支援を促進します。

下水道まつり

関連する個別計画

- 佐野市水道ビジョン
- 佐野市環境基本計画
- 生活排水処理構想
- 佐野市公共下水道全体計画変更
- 佐野市公共下水道経営健全化計画
- 新佐野市清流再生計画
- 佐野市農村環境計画
- 佐野市水道事業経営健全化計画
- 佐野市農業集落排水事業経営健全化計画

3．環境にやさしいまちづくり

（1）ごみの発生抑制と資源の有効活用

施策の目的

- ごみの発生を抑制します。
- ごみの分別排出やリサイクルを促進します。

これまでの主な取組

- ごみの減量化やごみの分別排出を推進するため、環境衛生委員による地域住民及び事業所に対する指導を行ってもらうとともに、要請に応じてごみの分別説明会を開催しました。
- 3R（リデュース、リユース、リサイクル）※1 運動を推進するため、ごみ分別収集カレンダーやごみの分け方・出し方、ごみ分別の手引きを転入してきた市民や外国人の方に配布して、ごみ分別の周知を図りました。
- 広報さのやケーブルテレビなどによるPR活動や、リサイクルに関する講習会を開催し、市民に対して3Rの意識啓発を行いました。
- クリーンリーダーによる不法投棄防止の巡回監視や各種広報による啓発、公共用地及び私有地に投棄された廃棄物の回収処理を行いました。
- 搬入搬出ごみの適正処理は、みかもクリーンセンター及び葛生清掃センターにおいて、資源化できるものは可能な限り資源化を図り、資源化できないものは、環境に負荷がかからないよう、ごみ処理施設及び外部委託により、適正に処理・処分しました。

※1　3R（リデュース、リユース、リサイクル）
資源の無駄遣いをなくし、ごみを減らす「リデュース（Reduce）」、使えるものを再使用する「リユース（Reuse）」、そして資源を再生利用する「リサイクル（Recycle）」のこと。限りある資源をできるだけ有効に使い、環境と経済を両立する「循環型社会」のキーワードである。

現状と課題

- ごみ総排出量（一般廃棄物）は減少していますが、これは景気低迷に伴う事業系のごみが減少したことによるものであるため、引き続き、ごみ減量化に向けた啓発活動やレジ袋削減の取組、ごみ処理の有料化の検討が必要です。
- 広報さのや市ホームページなどによるPR活動、リサイクルに関する講習会開催などの3R運動を推進したことにより、再生利用量は増加しました。
- 平成20年度に新たに夜間パトロールを行い監視を強化しましたが、不法投棄物処理件数は大幅に増加してしまい、今後、不法投棄防止に向けた監視及び指導体制を強化することが必要です。

ごみ総排出量、再生利用量

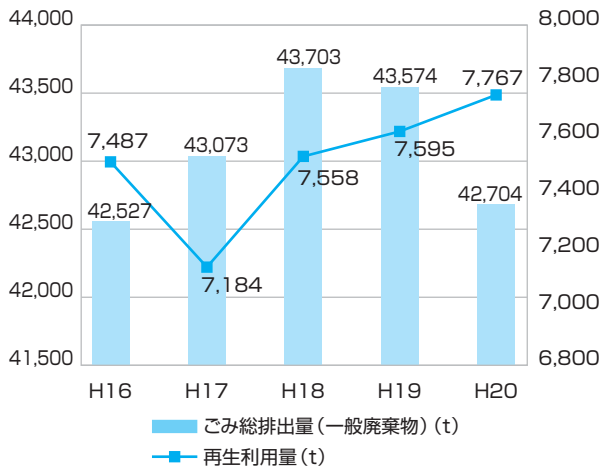

不法投棄物処理件数

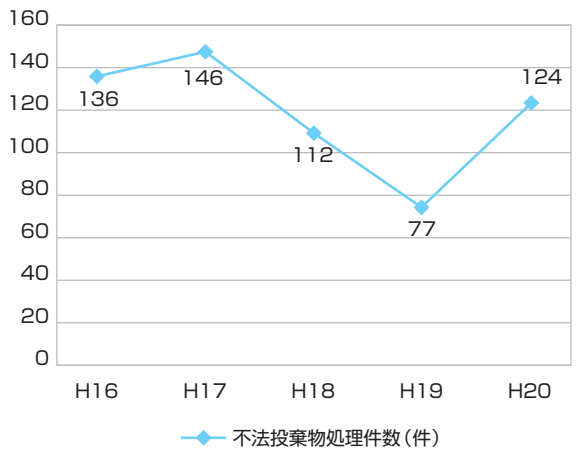

施策の体系

施　策

ごみの発生抑制と
資源の有効活用

基本事業

- ①ごみ減量化のための意識啓発の推進
- ②3R（リデュース、リユース、リサイクル）運動の推進
- ③不法投棄の防止対策の強化
- ④搬入搬出ごみの適正処理の推進

施策の基本方針

①ごみの減量化のための意識啓発の推進

・分別や水切りが不十分なごみ収集ステーション利用者や事業所を対象に、ごみ分別排出の説明会を行うとともに、ごみ収集ステーションでの排出指導を行います。
・「栃木県におけるレジ袋削減に関する協定」が締結されるため、レジ袋削減の取組をPRするとともに、市民に対して買い物時のマイバッグ持参などを引き続きPRします。
・家庭系の燃えるごみの有料化やごみ処理手数料の適正化を検討します。
・家庭用生ごみ処理機器の展示説明会を充実させ、更なる普及を図ります。

②3R（リデュース、リユース、リサイクル）運動の推進

・広報さの、ホームページ、ケーブルテレビ、ごみ分別排出説明会などの機会を通して、ごみの発生抑制、再使用、再利用及び再生品を購入することを啓発し、3R運動の更なる推進を図ります。
・リサイクル石鹸づくり及びエコクッキング講習会の充実や市民自らが行うリサイクルの場の提供等により、リサイクルプラザの更なる活用を図ります。

③不法投棄の防止対策の強化

・不法投棄防止のため、夜間パトロールの回数を増やすなど、監視、指導を強化するとともに、投棄者が判明したものは、警察と連携して再発防止を図ります。

④搬入搬出ごみの適正処理の推進

・「佐野市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」に基づき、安全で安心したごみ処理を行うことを念頭におきながら、搬入排出ごみの適正な処理・処分とごみ処理施設の適正な運営を推進します。

主な成果指標

成果指標名	実績基準年（平成20年度）	目　標（平成25年度）
ごみ総排出量（一般廃棄物）	42,704t	40,608t
再生利用量	7,767t	8,166t
リサイクル率	18.2%	20.1%

役割分担

市民

- 循環型社会を構築していくという意識を持ちます。
- ごみの発生を少なくします。
- ごみの分別を確実に実施します。

地域・事業所

- 循環型社会を構築していくという意識を持ちます。
- ごみの発生を少なくします。
- ごみの分別を確実に実施します。

行政

- 循環型社会を構築していくため、3R（リデュース：発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：再生利用）運動の啓発活動を推進します。
- 集められたごみを適切に処理・処分します。

葛生清掃センター

みかもクリーンセンター

関連する個別計画

- 佐野市環境基本計画
- 佐野市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

循環型社会のイメージ

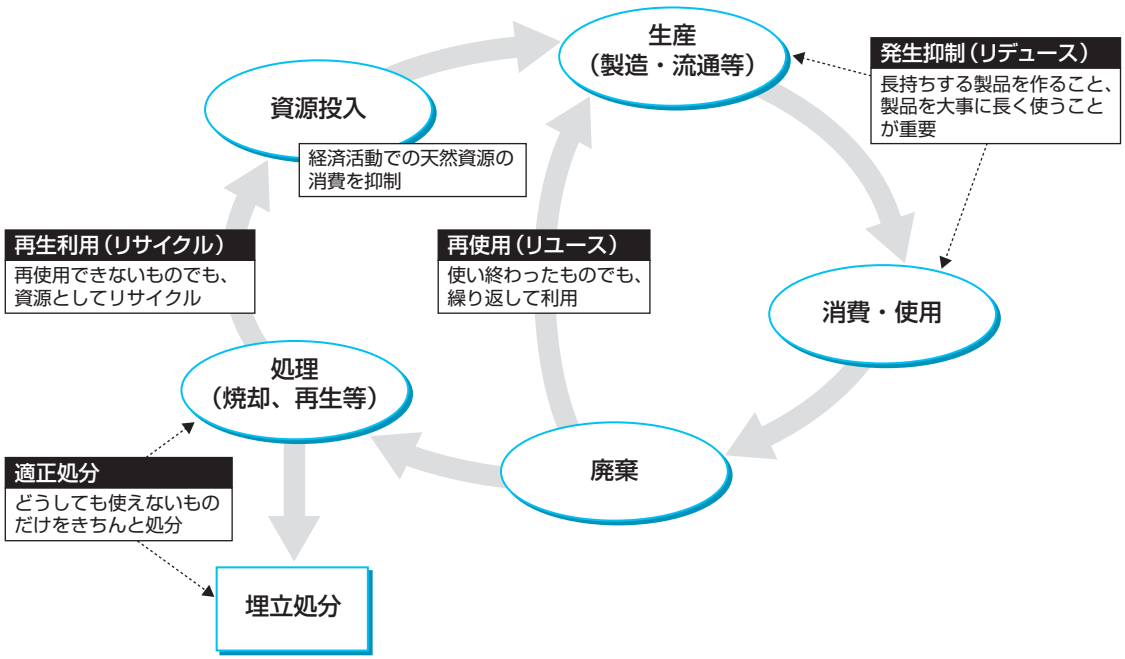

(2) 良好な地域環境の保全と地球環境に配慮した生活の推進

施策の目的

- 環境基準を遵守し、汚染の未然防止を図ります。
- 近隣公害への対応や公衆衛生に努め、良好な生活環境を維持します。
- 地域の自然環境や地球規模の環境に配慮した生活や事業活動を行います。

これまでの主な取組

- 県と連携し、大気・土壌・河川等の観測や調査、事業所への立入検査や指導を行いました。
- 自動車騒音・環境騒音調査や近隣公害（悪臭・騒音・野焼きなど）による市民からの相談に対応しました。
- 平成20年度に「佐野市環境基本計画」を策定し、広報さのや市のホームページに掲載するとともに、基本計画の概要版を全世帯に配布しました。
- 広報さのや市のホームページに生活環境の保全に関する記事を掲載して、市民に対する意識啓発を図りました。
- 平成21年度から、太陽光発電機器等の設置者に対する補助制度を開始しました。

現状と課題

- 河川の水質環境基準達成率、地下水の環境基準達成率及び土壌の環境基準達成率は、ともに高いレベルにあるため、今後もこのレベルを維持することが大切です。
- 近隣公害に関する相談は年々増加しており、市民に対する公害防止と公衆衛生に対する意識啓発を行うとともに、地域環境の監視強化が必要です。
- 市政に関するアンケート調査の結果では、環境に配慮した生活をしている市民の割合は増加していますが、地域で環境保全活動をしている市民の割合は減少しているため、今後も市民に対する意識啓発が必要です。
- 事業所が環境に配慮した事業活動をどの程度行っているのかを把握する指標であるISO14001※1認証取得事業所数は増加していません。
- 今後、佐野市環境基本計画に定められた取組を推進することが重要であるため、市民、地域、事業所等との連携強化や情報の共有化を図ることが大切です。
- 環境への負荷の少ない低炭素社会づくりを推進するため、公共施設等に太陽光発電装置の設置推進や、省エネルギー商品の普及啓発に取り組むことが大切です。

※1　ISO14001
国際標準化機構が発行した環境マネジメントシステムに関する国際規格（IS）の総称をいう。

生活環境（河川、大気、騒音、振動、悪臭等）に対する満足度

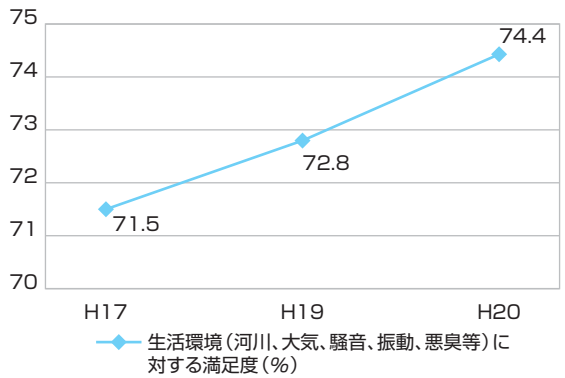

環境に配慮した生活、環境保全活動をしている市民の割合

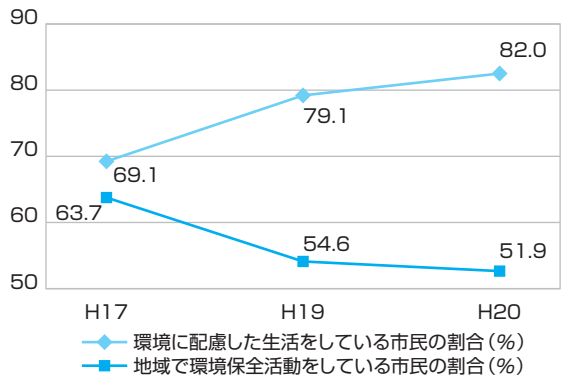

施策の体系

施　策

良好な地域環境の保全と地球環境に配慮した生活の推進

基本事業

- ①水・大気・土壌環境の保全
- ②良好な生活環境の保全
- ③地域環境・地球環境に配慮した生活・事業活動の推進

施策の基本方針

①水・大気・土壌環境の保全

・環境基準を遵守し、汚染を未然に防止するため、地下水及び河川の汚濁度等の観測・調査を継続して行います。
・事業所等に対して立入検査による監視、指導を強化するため、県等の関係機関との協働による行政指導を引き続き実施します。

②良好な生活環境の保全

・自動車騒音及び環境騒音などの調査を継続して実施します。
・広報さのや市のホームページに生活環境の保全に関する記事を掲載し、市民に対する意識啓発を図ります。
・クリーンリーダーを活用した環境パトロール隊に、廃棄物監視員及び環境衛生委員を加えて監視を拡大強化し、良好な生活環境を維持します。
・パンフレットの配布などを通して、犬猫の適切な飼育について推進を図ります。

③地域環境・地球環境に配慮した生活・事業活動の推進

・地球温暖化防止対策として、公共施設への太陽光発電装置を設置します。
・新エネルギー機器等の導入補助制度を継続して実施します。
・省エネルギー商品の普及促進のため、エコ給湯器等の導入補助制度を継続して実施するとともに、エコ商品に対する新たな補助制度の創設に取り組みます。
・全市民に環境保全に関する情報を提供して、環境に配慮した日常生活、事業活動を行ってもらえるよう啓発を推進します。
・（仮称）佐野市環境ネットワーク会議を設置して、市民や市民活動団体と協働し、環境基本計画に基づいた総合的な計画の推進を図ります。

主な成果指標

成果指標名	実績基準年（平成20年度）	目　標（平成25年度）
生活環境（河川、大気、騒音、振動、悪臭等）に対する満足度	74.4%	77.0%
環境に配慮した生活をしている市民の割合	82.0%	89.0%

役割分担

市民

- 車のアイドリングストップの実践や家庭で廃油を流さない、節電等、自然環境に配慮した生活を行います。
- 近隣の迷惑となるような騒音、悪臭等を出さない生活を行います。
- 地域等で行なう環境保全活動に積極的に参加します。
- エコ商品を積極的に使用します。

地域・事業所

- 地域の良好な生活環境を維持するため、環境美化や環境保全活動を行います。
- 公害関係法令を遵守した事業活動を行います。
- 環境マネジメントシステムの導入等、環境に配慮した業務システムを確立します。
- 環境に配慮した製品の開発や環境保全活動に主体的に取り組みます。
- 省資源、新エネルギー、省エネルギーを推進します。

行政

- 環境保全に関する普及啓発を行います。
- 観測や調査により汚染状況を把握します。
- 特定工場への立入検査や指導を実施します。
- 公衆衛生、近隣公害に対応します。
- 環境マネジメントシステムの導入等環境に配慮した業務システムを確立します。（成果指標の管理）
- 地球環境問題に関する市民、事業者への啓発と自主的活動を支援します。
- 省資源、新エネルギー、省エネルギーを推進します。

秋山川一斉清掃

関連する個別計画

- 佐野市環境基本計画

（3）豊かな自然環境の保全

施策の目的

- 市内の豊かな自然と生態系の保全、再生を図り、次世代に自然を引き継ぎます。
- 市民の自然とのふれあいや、自然を大切にする心を育てる自然保護活動を支援します。

これまでの主な取組

- 平成19、20年度で「佐野市農村環境計画」を策定しました。
- 葛生森林公園の適正管理、河川愛護会支援、渡良瀬川クリーン運動への参画などを行いました。
- 市民が自然環境の保全に理解を深めて、自然とふれあう活動に参加してもらうための啓発や自然観察会を行いました。
- 平成20年度に市民環境リポーター制度※1を創設し、活動支援とリポーターの育成支援を行いました。

現状と課題

- 本市は、市域の6割が森林という豊かな自然環境に恵まれた地域であり、この豊かな自然環境を保全するとともに、市民が自然環境の保全に理解を深めてもらうために、自然とふれあう機会を提供することが大切です。
- 市政に関するアンケート調査の結果では、市内の自然環境に対する市民の満足度は低下しています。
- 森林整備の状況は、人工林の間伐面積、保安林指定面積ともに目標値を下回りました。
- とちぎの元気な森づくり県民税※2を活用し、奥山林の整備や里山林整備（里山づくり）を推進することが必要です。
- 市民環境リポーター制度を創設しましたが、今後はリポーターを増やす取組や、自然観察会、自然とのふれあい体験活動を増やす取組が大切です。
- 生涯学習における環境学習メニューの増加や自然保護活動ボランティアの拡充を図ることが必要です。

※1　市民環境リポーター制度
身近な動植物、鳥、昆虫等の生息状況の調査や自然観察会への参加などを通して、自然環境の保全に理解を深め、学校、家庭、地域における環境教育の推進役として活躍する人材を育成する目的で創設した制度で、市民からリポーターを募集した。
※2　とちぎの元気な森づくり県民税
水源涵養、土砂災害防止、二酸化炭素吸収機能など、森林の持つ公益的機能を保持するため、平成20年度に導入された税で、税収により森林整備や森林保全のための啓発を行う。

市内の自然環境に対する満足度

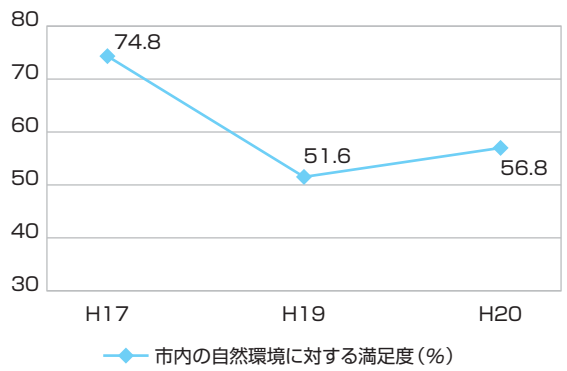

施策の体系

施　策	基本事業
豊かな自然環境の保全	①自然環境の保全と再生 ②自然保護活動の充実と環境学習の推進

施策の基本方針

①自然環境の保全と再生

・「佐野市環境基本計画」、「佐野市農村環境計画」及び「山村振興計画」に基づく自然環境保全の推進を図ります。
・とちぎの元気な森づくり県民税の奥山林の整備及び里山林整備（里山づくり）により、森林の持つ多目的・公益的機能を維持するため、間伐等の適正な管理を行い、健全な森林の再生に継続して取り組みます。
・河川愛護会の支援及び渡良瀬川クリーン運動協議会活動の参画による河川の水環境の保全に継続して取り組みます。

②自然保護活動の充実と環境学習の推進

・市民環境リポーターを育成するため、引き続きリポーターの募集及び育成を行います。
・自然観察会や自然とのふれあい体験活動の実施回数を増やすとともに学習内容を検討して参加者の増加を図ります。また、指導者の育成に取り組みます。
・市民の身近な自然環境を大切にする自然保護活動を支援するため、自然保護活動ボランティアの拡充を図ります。
・とちぎの元気な森づくり県民税による自然環境保全を図るとともに、再生された地域を市民の憩いの場及び自然保護体験学習の場としての活用を図ります。

森林の公益的機能

主な成果指標

成果指標名	実績基準年（平成20年度）	目　標（平成25年度）
市内の自然環境に対する満足度	56.8%	63.0%
自然保護活動に参加した人の割合	7.6%	12.0%

役割分担

市民

- 身近な自然の保護活動、ふれあい活動に参加します。
- 環境学習に参加します。

自然観察会

地域・事業所

- 森林を適正に管理します。
- 間伐材等を活用した商品の開発、普及を図ります。
- 自然環境に配慮した開発を行います。

行政

- 自然保護思想の普及啓発を行います。
- 自然保護活動や自然とのふれあい活動に対する支援を行います。
- 生物の多様性の確保や野生鳥獣の適正な保護管理を行います。
- 森林整備の推進・支援を行います。
- 自然環境のふれあいと活動の場を確保するとともに環境学習を推進します。

三滝

関連する個別計画

- 佐野市環境基本計画
- 佐野市農村環境計画
- 山村振興計画

第2節 やさしくふれあいのある健康福祉づくり

1．健康で安心して暮らせるまちづくり

（1）心と体の健康づくりの推進

施策の目的

- 市民が、心身ともに健康で生き生きと生活できるようにします。
- 疾病の予防に努めます。

これまでの主な取組

- 市民に健康づくりに取り組んでもらうため、広報さのや市のホームページ、ちらしなどで健康づくりに関する情報提供を行いました。
- 健康づくり推進員※1や食生活改善推進員※2と連携して、健康教室や健康大学を開催しました。
- 各種がん検診や国保加入者に対する特定健診を実施するとともに、未受診者に対する受診の勧奨を行いました。
- 健康づくりに関する情報誌の発行や「健康体操さの」の普及に努めました。
- 食生活改善推進員の養成を行うとともに、食生活改善推進員が各地域で料理講習会や体操教室を開催し、生活習慣改善の取組を行いました。

※1　健康づくり推進員
市民の健康づくりを支援するため、市民から公募し、養成して各支部ごとに行う健康づくりに関する様々な事業の推進役として活動する。
※2　食生活改善推進員
市民の生活習慣改善の取組を支援するため、市民から公募し、養成して各地域で行う調理実習やウォーキングなどの取組の推進役として活動する。

現状と課題

- 本市の三大疾病（がん、脳血管疾患、心疾患）による死亡率（人口10万人に対する割合）は増加傾向にあります。これは、がんによる死亡率は低下しているものの、脳血管疾患及び心疾患による死亡率が増加していることによるものです。
- 脳血管疾患及び心疾患は、普段から健康づくりや食生活改善に取り組むことで防ぐことができる病気のため、市民に「自分の健康は自分で守る」という健康づくりの基本的な考えを理解して、健康づくりに取り組んでもらうことが大切です。
- 市政に関するアンケート調査の結果では、健康づくりに取り組んでいる市民の割合は大幅に増加しており、市の取組の一定の成果が出ています。
- 特定健診や各種がん検診は全体的に受診率が低いため、これまで集団検診の開催回数を増やすなどの取組を行いましたが、結果に結びついていないため、対象者に対する啓発や受診勧奨の強化が必要です。
- 食生活改善推進員は、市民の食生活習慣改善を図るための重要な役割を担っていますが、推進員の高齢化に伴い活動回数が減少傾向にあるので、活動支援や人材育成の支援を行うことが必要です。
- 新型インフルエンザが世界的な広がりをみせており、その対応が求められています。

健康づくりに取り組んでいる市民の割合

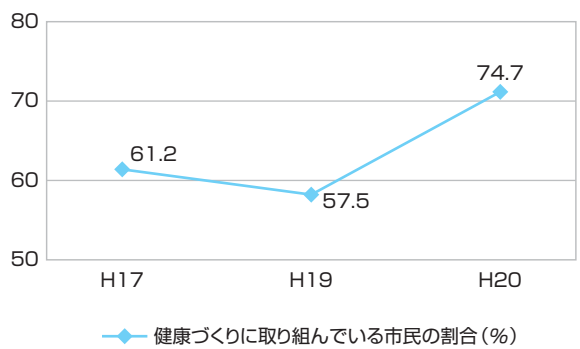

定期健診開催回数、がん検診受診率

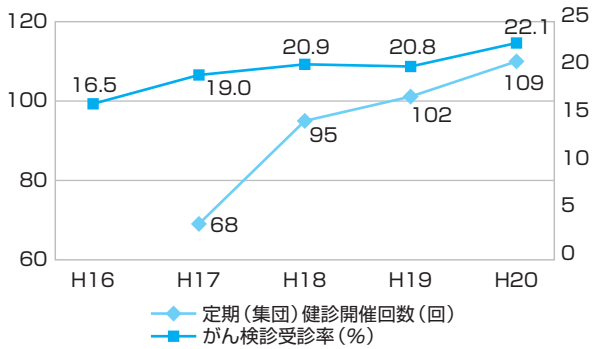

施策の体系

施　策	基本事業
心と体の健康づくりの推進	①健康づくりの推進と情報の発信 ②検診体制の充実 ③食生活習慣改善の啓発

施策の基本方針

①健康づくりの推進と情報の発信

・「自分の健康は自分で守る」という基本的な考え方を全市民に持ってもらえるよう、健康づくりに関する情報を提供し啓発に努めます。
・健康大学や健康教室を引き続き開催するとともに、運動習慣の定着化を図るため、「健康体操さの」の普及に努めます。
・さの健康21プランを推進するために、各地域で活動している健康づくり推進員の活動強化と支援を図ります。
・余熱利用施設や市民保養施設の利用促進を図ります。
・新型インフルエンザ対策として、状況に応じた対応を図ります。

②検診体制の充実

・生活習慣病予防のための特定健診や疾病の早期発見、早期治療のためのがん検診の受診率向上を図るため、対象者に対する周知を徹底するとともに、未受診者に対する啓発や受診勧奨を図ります。

③食生活習慣改善の啓発

・市民の食生活習慣の改善のために、各地域で活動している食生活改善推進員の活動強化と支援を図ります。
・食事が健康な体と豊かな心を育むため、規則正しい食事や食の安全、安心の普及啓発を図ります。

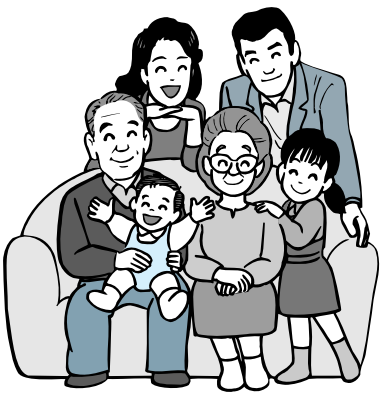

主な成果指標

成果指標名	実績基準年（平成20年度）	目　標（平成25年度）
特定健康診査（国保40歳以上74歳以下）受診率	16.6%	65.0%
健康づくりに取り組んでいる市民の割合	74.7%	80.0%

役割分担

市民

- 自らの健康管理を行います。
- 定期健診を受診します。
- 体を動かすなどの健康づくりに努めます。
- 健全な食生活を送ります。
- 健康づくり講演会、教室へ積極的に参加します。
- 新型インフルエンザの感染予防に努めます。

地域・事業所

- 地域活動の充実に努めます。
- 事業所での健康診査、労働環境の向上に努めます。

行政

- 検診の体制づくりを図ります。
- 健康づくりの場所を提供します。
- 健康づくりの情報を提供します。
- 健康相談を行います。
- 生活習慣病予防対策を推進します。
- 新型インフルエンザ対策を図ります。

佐野市保健センター

関連する個別計画

- さの健康21プラン
- 佐野市保健医療計画
- 佐野市食育推進計画
- 佐野市国民健康保険特定健康診査等実施計画

(2) 地域医療体制の充実

施策の目的

●市民が、必要な時に、安心した医療を受けることができるようにします。

これまでの主な取組

●市民に日頃から何でも相談できるかかりつけの医者を持ってもらうよう、広報さのや市のホームページで啓発に努めました。
●平成20年度に佐野市民病院を指定管理者制度※1に移行し、機能強化と安定的運営に努めました。
●佐野市医師会と連携し、佐野休日・夜間緊急診療所の運営を行いました。

※1　指定管理者制度
公の施設の管理を、公共団体以外の民間事業者を含む地方公共団体が指定する者に管理を行わせることができる制度

現状と課題

●市政に関するアンケート調査の結果では、かかりつけの医者を持っている市民の割合は低下しているため、引き続き市民に対する啓発が必要です。
●24時間体制での救急受入医療機関や医療圏における二次救急輪番制病院、休日小児医療が受けられる医療機関が少ないため、佐野市民病院の機能充実を図ることが必要です。
●市内の各病院の医師や病院勤務医療職員が不足して、入院患者の受け入れが困難な状況となっているため、救急医療体制を維持するための医療機関に対する支援が必要です。

地域医療体制の充実について

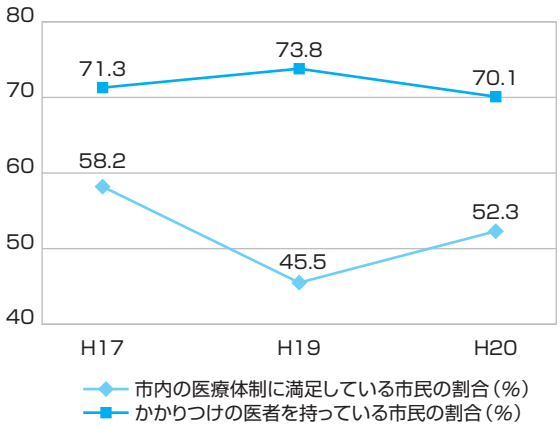

佐野市民病院

施策の体系

施　策

地域医療体制の充実

基本事業

①医療機会の充実

②救急医療体制の充実

施策の基本方針

①医療機会の充実

・日ごろから何でも相談できる「かかりつけ医」を持つよう普及啓発に努めるとともに、病院、診療所などの医療機関の機能分担や連携を図ります。
・中核病院である市民病院の安定的運営を図ります。

②救急医療体制の充実

・救急医療体制の維持のため、救急医療機関を支援するとともに、初期救急医療と二次救急医療の適正な利用について啓発に努めます。
・休日、夜間小児医療受入体制の確保に努めます。

主な成果指標

成果指標名	実績基準年（平成20年度）	目　標（平成25年度）
市内の医療体制に満足している市民の割合	52.3%	66.0%
かかりつけの医者を持っている市民の割合	70.1%	80.0%

役割分担

市民

●多受診をしないようにします。
●症状に応じて医療機関を利用します。
（かかりつけの医者を持ちます。）

地域・事業所

●安全で質の高い医療を提供します。
●医療機関相互の連携による効率的な医療を提供します。

行政

●国民健康保険診療所の運営により、医療サービスの地域格差を解消します。
●指定管理者制度により、市民病院の健全運営に努めます。
●医師会、歯科医師会、医療機関との連携を図ります。

高規格救急車

常盤診療所

関連する個別計画

●さの健康21プラン
●佐野市保健医療計画

2．安心して子育てのできるまちづくり

（1）子育てと仕事の両立支援

施策の目的

●仕事をしながら子育てをしている親が、子育てと仕事を両立できるよう支援します。

これまでの主な取組

●「佐野市次世代育成支援行動計画」に基づき、仕事をしながら子育てをしている家庭に対して、子育てと仕事の両立ができるよう支援を行いました。
●公立保育園の施設の老朽化に対応するため、平成20年度に田沼、三好、野上保育園を統合し、たぬま保育園を新設しました。
●保育サービスの充実を図るため、通常保育の他に、一時保育や子育て支援センター事業などの特別保育を行いました。
●市内18箇所のこどもクラブの運営を推進するとともに、生活環境の改善を図るため、平成19年度に葛生南こどもクラブの改修を行いました。

現状と課題

●仕事をしながら子育てをしている家庭に対する調査では、子育てと仕事を両立できている保護者の割合は全体として増加していますが、就学前のこどもを持つ保護者の割合が低い状況です。
●利用者のニーズに応えるため、障がい児保育や病後時保育、延長保育などの特別保育サービスの充実を図ることが必要です。
●保育園の待機児童※1数は減少していますが、待機児童数0人を目指す取組が今後も必要です。
●こどもクラブの未設置校区への設置や運営の充実が求められています。

※1　待機児童
保育に欠ける児童の保育所（認可保育所）入所申請をしているにも拘らず、希望する保育所の施設定員を超過する等の理由で入所できない状態、またはその状態にある児童をいう。

保育園待機児童数

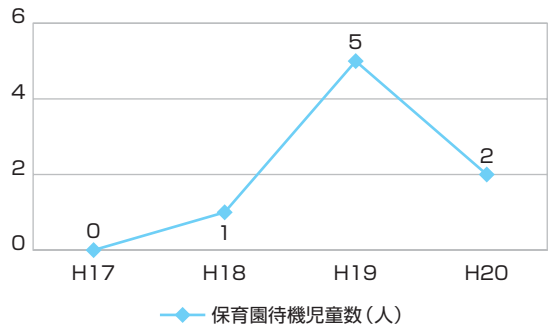

施策の体系

施　策	基本事業
子育てと仕事の両立支援	①多様で弾力的な保育サービスの充実 ②放課後児童対策の充実

施策の基本方針

①多様で弾力的な保育サービスの充実

・仕事をしながら子育てをする家庭の増加に対応するため、保育園の計画的整備や障がい児、病後児、延長等保育サービスの充実を図ります。

②放課後児童対策の充実

・仕事をしながら子育てをしている家庭を支援するため、こどもクラブの充実や、放課後子どもプランとの連携を図ります。

主な成果指標

成果指標名	実績基準年（平成20年度）	目　標（平成25年度）
保育園待機児童数	2人	0人
こどもクラブ数	18箇所	23箇所

役割分担

地域・事業所

- 仕事をしながら子育てをしている世帯を見守ります。
- 従業員が育児休業を取得しやすい環境をつくります。
- 出産や育児等で退職した女性が再就職しやすい環境をつくります。

行政

- 「佐野市保育所整備運営計画」に基づき、計画的に保育園の整備を図ります。
- 保育所や学童保育等児童施設の整備と運営を行います。
- 保育サービスをはじめとする子育て支援サービスの充実を図ります。

保育園でのおはなし会

関連する個別計画

- 佐野市次世代育成支援行動計画
- 佐野市保育所整備運営計画

(2) こどもの健やかな成長・発達支援

施策の目的

●こどもが心身ともに健やかに育つことができるようにします。

これまでの主な取組

●乳幼児や妊婦に対する健康診査や健康相談を行うとともに、母親が互いに情報交換できる場の提供を行いました。
●出産後間もない時期の全家庭を訪問し、相談や支援を行いました。
●就学前教育の充実を図るため、私立幼稚園に対する運営支援を行いました。
●市民、関係機関からの相談や虐待通告のほか、乳児全戸訪問※1や乳幼児健診などを通して支援を必要とするこどもや家庭を早期発見し、相談・指導を行いました。

※1　乳児全戸訪問
出産後間もない時期の養育者を全戸訪問する取組

現状と課題

●核家族化が進むなか、子育てに対する不安や精神的な負担を抱える保護者が増えているため、子育てに対する不安の解消や精神的負担軽減のための支援を行うことが必要です。
●乳児全戸訪問を通して、出産後間もない時期から相談を行うとともに、育児状況を把握し、母子の生活背景に応じた支援を行うため、今後も重点的に取り組むことが必要です。
●乳幼児健康診査受診率は平成19年度97.4%、平成20年度は97.2%と高い受診率になっているため、今後もこの水準を維持することが大切です。
●核家族化の影響で育児に関する相談が年々多様化し、相談内容も専門性が問われるものが増えているため、保健師や助産師、栄養士などの人材確保やスキルアップを図ることが必要です。
●本市の幼児教育を担っているのが私立幼稚園のため、私立幼稚園に対する運営支援を引き続き行うとともに、幼稚園と保育園の連携を図ることが大切です。
●要保護児童の増加や児童相談（虐待・発達課題等）件数が増加しているため、相談体制や支援の充実を図ることが必要です。

乳幼児健康診査受診率

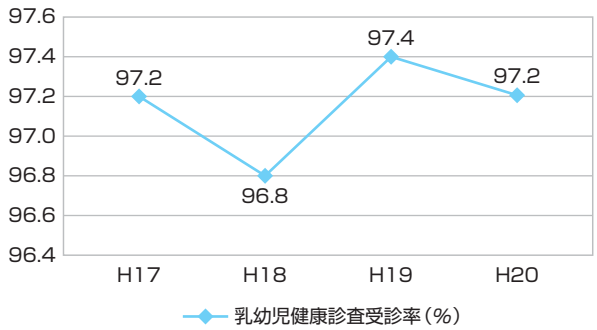

健康相談対応件数

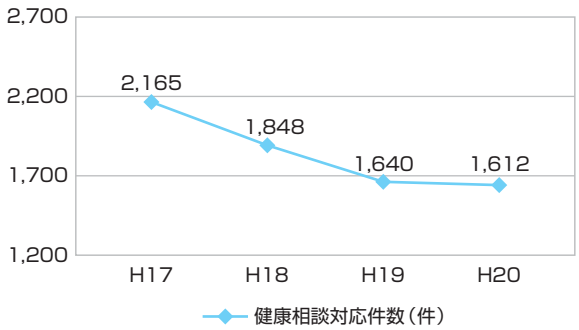

施策の体系

施　策

こどもの健やかな成長・発達支援

基本事業

①母子保健医療対策の推進
②就学前教育に対する支援
③援護を必要とする子育て家庭への支援

施策の基本方針

①母子保健医療対策の推進

・少子、核家族化の進展に伴い、健康相談などにおいて、新たなケースやより専門的な相談が増えていることを踏まえ、保健師や助産師、栄養士などの人材の確保やスキルアップを図るとともに、関係機関との連携・協力を強化します。
・妊婦健康診査のPRを図るとともに、育児支援が必要な家庭を把握し、相談・支援を行います。

②就学前教育に対する支援

・幼児教育の振興を図るため、私立幼稚園に対する運営支援を行うとともに、私立幼稚園と保育園の連携を図ります。

③援護を必要とする子育て家庭への支援

・市民や関係機関、団体などからの相談や虐待通告のほか、乳児全戸訪問、乳幼児の定期健診、妊婦健診などの母子保健活動全般を通して、保護を必要とするこどもや家庭を早期発見し、家庭相談員や保健師などが面接相談、家庭訪問、指導等の支援対策の充実を図ります。
・発達課題を抱える幼児を早期に発見し、その幼児と保護者に対し相談、支援の充実を図ります。
・ひとり親家庭等が自立するため、相談、支援策の充実を図ります。

主な成果指標

成果指標名	実績基準年（平成20年度）	目　標（平成25年度）
子育てを楽しいと感じることの方が多い保護者の割合（就学前）	60.2%	70.0%
子育てを楽しいと感じることの方が多い保護者の割合（小学生）	54.1%	64.0%

役割分担

市民

●児童の健全育成のため、家庭の養育力の向上を図ります。

地域・事業所

●児童の健全育成のため、地域におけるこどもの事故防止、防犯等、町会による子育て支援を行います。

行政

●児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応等、援護を必要とするこどもへの相談・支援を行います。
●母子保健医療体制の充実を図ります。

ママパパ学級

関連する個別計画

●佐野市次世代育成支援行動計画
●佐野市ひとり親家庭等自立促進計画

(3) 子育て支援の充実

施策の目的

●子育てを支援する環境を整備します。

これまでの主な取組

●児童手当、子宝祝金※1などの支給やこども医療費助成の取組により、子育て家庭の経済的な負担の軽減を図りました。
●ファミリー・サポート・センター事業※2を通して、子育てに関する市民の意識を高め、子育てを支援するネットワークの構築を図りました。
●佐野駅舎跡地を利用した佐野市地域交流センター内に地域子育て支援拠点施設を整備するとともに、こどもの国や児童館の適正な管理運営に努めました。
●平成20年度に新設したたぬま保育園内に地域子育て支援センターを設置し、くずう保育園、伊勢山保育園と合わせて、市内3箇所の地域子育て支援センターで親子のふれあい事業を行いました。

※1　子宝祝金
　3人目以降の子の出生時に祝金として、1人あたり10万円を支給する事業
※2　ファミリー・サポート・センター
　育児に関して、援助を行いたい人と受けたい人が会員になって相互に支え合う制度

現状と課題

●ファミリー・サポート・センター事業の会員数は年々増加していますが、子育て支援のネットワークを構築するための重要な取組のため、引き続き事業の充実を図ることが必要です。
●こども医療費助成制度は、平成21年度に対象者を小学3年生から小学6年生まで拡大しましたが、更なる拡大が求められています。

ファミリー・サポート・センター会員数

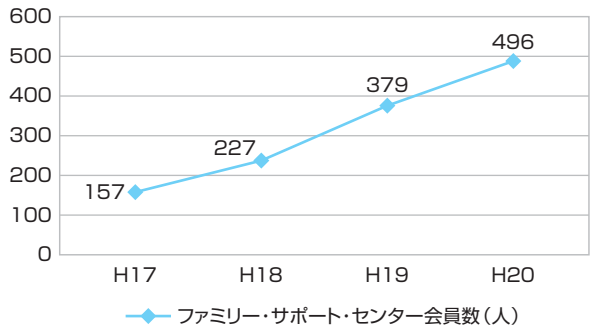

児童館の母親クラブ等の参加者数

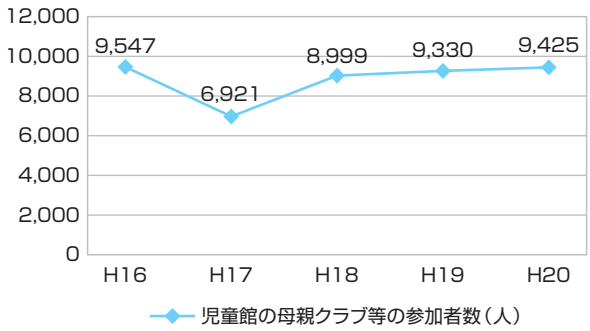

施策の体系

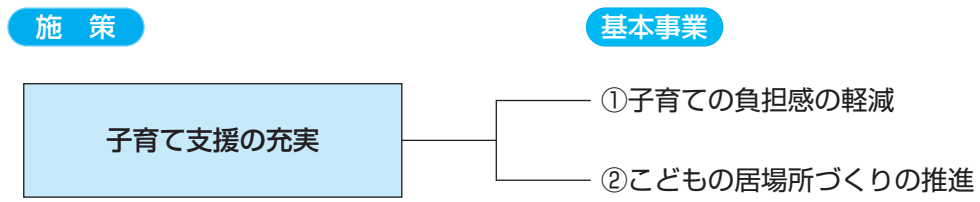

施策の基本方針

①子育ての負担感の軽減

・子育てに対する負担感の軽減を図るため、子ども手当、こども医療費助成などの充実や、ファミリー・サポート・センター事業の推進に努めます。

②こどもの居場所づくりの推進

・子育て支援拠点の整備、充実を図るとともに、広報さのやホームページなどで、子育て支援のための情報提供やPR活動を推進します。
・母親クラブなど子育てに必要な参加型教室の内容の充実や、母子のふれあいを図るため、市民ニーズに合わせた幅広い機会を提供します。

主な成果指標

成果指標名	実績基準年（平成20年度）	目　標（平成25年度）
子育てに負担や不安を感じている保護者の割合（就学前）	46.8%	40.0%
子育てに負担や不安を感じている保護者の割合（小学生）	50.2%	40.0%

役割分担

市民
●児童の健全育成のため、家庭の養育力の向上を図ります。

地域・事業所
●児童の健全育成のため、地域における子どもの事故防止、防犯等の子育て支援を行います。

行政
●子育て支援センター等において子育て親子への支援を行います。
●子宝祝金の支給や子ども手当等の経済的支援を行います。

こどもの国

関連する個別計画

●佐野市次世代育成支援行動計画

3．助け合い生きがいを実感できるまちづくり

（1）豊かな長寿社会の実現

施策の目的

- 高齢者（65歳以上）が、健康で生きがいをもって生活してもらうための環境をつくります。
- ボランティアの育成やネットワーク化など、地域で高齢者を支える仕組みづくりを支援します。

これまでの主な取組

- 高齢者が長年培った知識や経験を活かし、積極的に社会活動に参加してもらうために、ふれあいサロン※1やはつらつセンター※2など社会参加の場の提供を図りました。
- 市内5箇所の高齢者福祉センターの運営やシルバー人材センターの支援を行いました。
- ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯に対して、寝具洗濯・配食サービスやデイサービスなどの生活支援を行いました。
- 広報さのなどで市民に対して介護保険制度の周知を図りました。
- 一般高齢者や特定高齢者※3に対する介護予防事業を推進しました。
- 民間活力を利用した地域密着型サービス施設を整備しました。
- 高齢者が地域の高齢者を支える仕組みづくりとして、シルバー奉仕員制度を構築し、その推進を図りました。

※1　ふれあいサロン
家に閉じこもりがちな高齢者に対し、町会の公民館などを利用し、だれもが気軽に立ち寄れる場を設けて、社会的孤立感や不安感の解消を図ることを目的として開設した場所
※2　はつらつセンター
家に閉じこもりがちな高齢者に対し、通所の場を設けて各種サービス（教養講座、スポーツ活動、創作活動、趣味活動、介護予防等）を提供することにより、社会的孤立感の解消、自立生活の助長及び要介護状態になることの予防を図ることを目的として開設した場所
※3　特定高齢者
要支援及び要介護状態になる恐れのある高齢者

現状と課題

- 積極的に社会活動に参加する元気な高齢者が増える一方で、寝たきりや認知症などにより介護を要する高齢者や、ひとり暮らしの高齢者が増加しており、その対応が課題となっています。
- 市政に関するアンケート調査の結果では、生きがいを持っている高齢者の割合は増加していますが、社会参加をしている高齢者の割合は減少しています。
- ふれあいサロンは、各地区で設置が進んだことで参加者が大幅に増加しており、介護予防にも効果的な取組となっているため、今後も高齢者の社会参加の場づくりを推進することが大切です。
- 特定高齢者に対する介護予防事業を行うことにより、重度化を防止することが可能であるため、今後、取組を強化することが必要です。
- 介護施設の基盤整備は、民間活力を利用した地域密着型サービス施設の拡充を図ることが大切です。
- 地域で高齢者を支える取組が重要となるため、シルバー奉仕員制度の拡充を図ることが必要です。

生きがいを持っている高齢者の割合

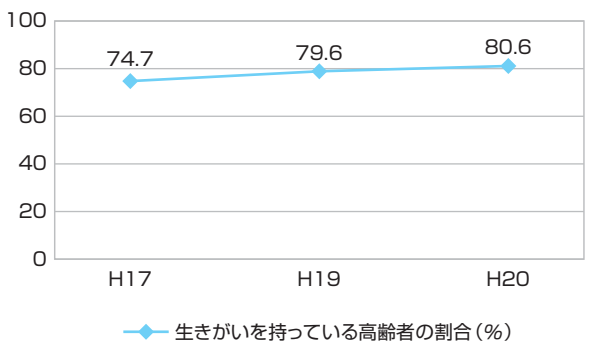

社会参加をしている高齢者の割合

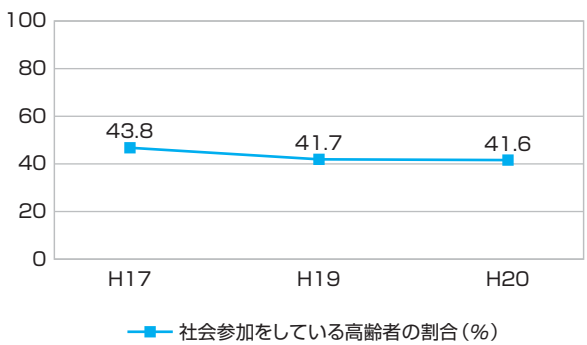

施策の体系

施　策

豊かな長寿社会の実現

基本事業

- ①社会参加の促進
- ②高齢者の自立支援サービスの拡充
- ③介護保険サービスの充実と介護予防の推進
- ④後期高齢者医療制度の円滑な運営
- ⑤地域で高齢者を支えるネットワークづくりの推進

施策の基本方針

①社会参加の促進

・生涯学習活動やスポーツ・レクリエーション、ふれあい交流などの多様な活動の機会や場の拡充及び就労支援を図ることで、高齢者の生きがいづくりを進め、一層の社会参加の促進に努めます。

②高齢者の自立支援サービスの拡充

・ひとり暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯に対し、在宅福祉サービスを提供し、施設入所することなく在宅で暮らしていけるよう、高齢者の自立を支援します。

③介護保険サービスの充実と介護予防の推進

・介護施設の基盤整備について、介護保険事業計画に基づき、民間活力を活用して整備を図ります。
・介護保険制度の周知と介護予防事業の推進に努めます。

④後期高齢者医療制度の円滑な運営

・後期高齢者医療制度の円滑な運営を図るとともに、健康診査の受診率の向上に努めます。

⑤地域で高齢者を支えるネットワークづくりの推進

・地域で高齢者を支える体制の充実を図るとともに、高齢者を支える活動を行う団体に対する支援を行います。

主な成果指標

成果指標名	実績基準年（平成20年度）	目　標（平成25年度）
生きがいを持っている高齢者の割合	80.6%	83.0%
社会参加をしている高齢者の割合	41.6%	44.0%

役割分担

市民

- 自分の健康は自分で守るという観点に立って、健康・生きがいづくりに取り組みます。
- 介護予防事業や地域支援事業に積極的に取り組みます。

地域・事業所

- 高齢者の社会参加（地域活動）を支援します。
- 地域福祉の担い手として活動します。
- ひとり暮らし高齢者の見守り団体（社会福祉協議会・シルバー人材センター・NPO法人等）に対し、地域との連携や行政との協働で支援します。

リフレッシュシルバーエイジ演芸大会

行政

- 高齢者の拠点施設である高齢者福祉センターを保全し、活用を図ります。
- 高齢者の生きがい活動への支援を行います。
- 介護予防事業の充実を図ります。
- 虚弱高齢者への支援を地域包括支援センター等を通じて実施します。
- 後期高齢者医療制度の円滑な運営を図ります。

関連する個別計画

- 佐野市高齢者保健福祉計画
- 佐野市介護保険事業計画

（2）障がい者の社会参加と自立の推進

施策の目的

●障がい者が、地域社会の一員として自立した生活ができるようにします。

これまでの主な取組

●障がい者の社会参加と自立支援のための必要なサービスが計画的に提供できるよう、平成21年度～23年度を計画期間とする「第Ⅱ期佐野市障がい者福祉計画」を策定しました。
●各種手当の給付や医療費助成などを通して、経済的な負担の軽減を図りました。
●障がい者やその家族の方が気軽に安心して相談できるよう、市内2箇所の相談支援センターの職員の増員等を図りました。
●障がい者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、障害者自立支援法に基づく介護給付、訓練等給付、その他の支援を行いました。

現状と課題

●ノーマライゼーション※1の理念に基づき、障がい者が障がいの種別、程度に関わりなく、地域社会の一員として自立した生活ができるための取組を行うことが必要です。
●市政に関するアンケート調査の結果では、障がい者とふれあう機会があった市民の割合は低下しているため、市民に対して障がいに関する理解促進のための啓発を推進することが必要です。
●障がい者の社会参加をサポートする団体数は増加していますが、会員の高齢化が進んでいるため、新たな人材の確保や団体数を増やす取組が必要です。
●障害者自立支援法に基づく福祉的就労の枠組みが拡大したことに伴い、就労している障がい者は増加傾向にあります。今後は一般就労を増加させる取組が必要です。
●障がい者やその家族が地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、相談体制の更なる充実を図ることが必要です。

※1　ノーマライゼーション
だれもが等しく普通の生活を送れる社会こそが正常であるという考え方

障がい者とふれあう機会があった市民の割合

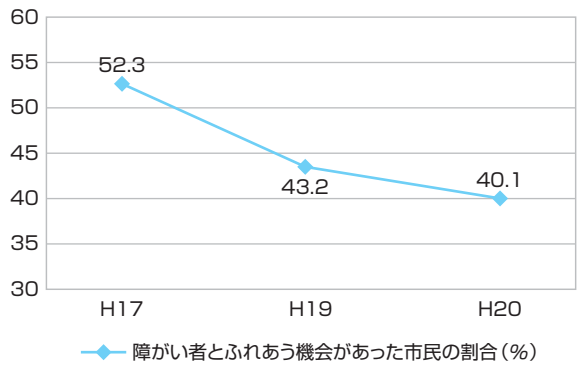

企業等に就労している障がい者数（福祉的就労をしている障がい者数を含む）

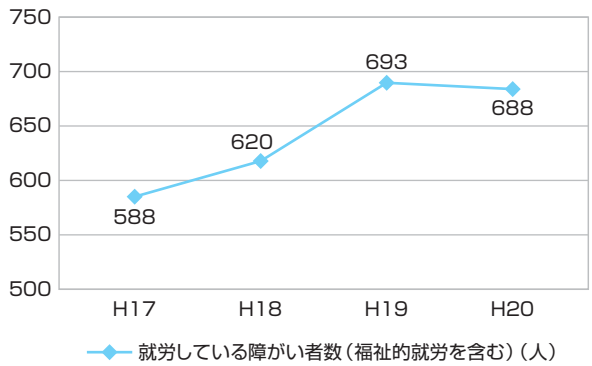

施策の体系

施　策	基本事業
障がい者の社会参加と自立の推進	①社会参加のための支援体制の充実 ②就労支援 ③相談体制の充実

施策の基本方針

①社会参加のための支援体制の充実

・障がい者が自立した日常生活を営むことができるよう支援するとともに、外出する際に必要となる移動手段の充実を図ります。
・市民に障がいについての理解を深めてもらうとともに、障がい関係のボランティアの養成を行い、地域サポート体制の充実を図ります。

②就労支援

・ハローワーク、企業などとの連携を強化し、一般就労の促進及び定着を図ります。
・福祉的就労ができる施設の整備を図るとともに、障がい者の就労収入の増加を図ります。

③相談体制の充実

・相談支援センターの充実を図るとともに、サポートファイルを配布し、発達障がい者の相談体制の充実を図ります。

主な成果指標

成果指標名	実績基準年（平成20年度）	目　標（平成25年度）
障がい者とふれあう機会があった市民の割合	40.1%	47.0%
就労している障がい者数（福祉的就労を含む）	688人	737人

役割分担

市民

- 障がい者及びその家族は、可能な限り、積極的に社会参加を行います。
- 市民は、障がい者を理解、尊重し、社会参加に関しての手助け、支援を行います。

地域・事業所

- 障がい者が参加できる地域活動の機会をつくります。
- 障がい者が安心して生活できる環境をつくります。
- 障がい者の雇用拡大を図ります。

行政

- 「佐野市障がい者福祉計画」に基づき、障がい者福祉施策を計画的に推進します。
- 障がい者に対する認識を深めてもらうための啓発を行います。
- 関係機関と連携し、障がい関係のボランティア及びボランティア団体の育成等を行います。

関連する個別計画

- 佐野市障がい者福祉計画

(3) 生活保障の充実

施策の目的

●市民が安心して健康な生活を送れるよう、いつでも必要な医療が受けられるようにします。
●市民に自立した生活を送ってもらうとともに、最低限度の生活を保障します。

これまでの主な取組

●国民健康保険税の収納率を向上させるため、口座振替の推進や納税相談を行いました。
●国民健康保険制度の安定化を図るため、広報さのやパンフレットによる制度の周知、レセプト点検による医療費の適正化に努めるとともに、人間ドック費用の助成などを行いました。
●生活保護制度の適正な運営を図るために、生活保護申請前の制度説明や相談の充実を図りました。
●就労相談員による就労相談を通して、生活保護受給者の就労支援を行いました。
●平成20年度から専門家による稼働能力判定会議を開催し、対象者の更なる就労支援を図りました。
●広報さのや窓口でのちらし配布などで、国民年金制度の周知を図るとともに、各種届出や申請免除の受付などを行い、国民年金制度の適正な運営に努めました。

現状と課題

●長引く不況が市民生活にも大きな影響を与えているため、市民生活のセーフティネットとして、国民健康保険制度や国民年金制度、生活保護制度の適正な運営を行うことが必要です。
●景気回復の兆しが見えないなか、国民健康保険税の収納率は低下しているため、収納率の向上を図ることが大切です。
●長引く不況の影響で、生活保護申請件数及び保護決定件数は増加傾向にあるため、申請前の相談を充実させ、リバースモーゲージ制度※1など生活保護以外の制度適用を進めることが大切です。
●就労が契機となって生活保護から自立した世帯は、平成19年度と平成20年度を比較すると減少しており、今後はより一層、就労支援と相談体制の充実に努めることが必要です。

※1　リバースモーゲージ制度
居住用不動産を所有している高齢者に対し、その自宅を担保に生活・介護資金等を生活保護に優先して貸し付ける制度

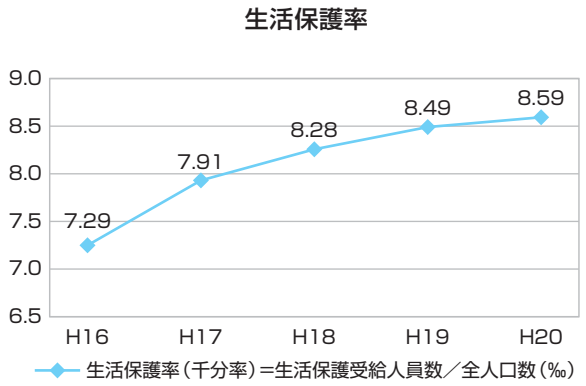

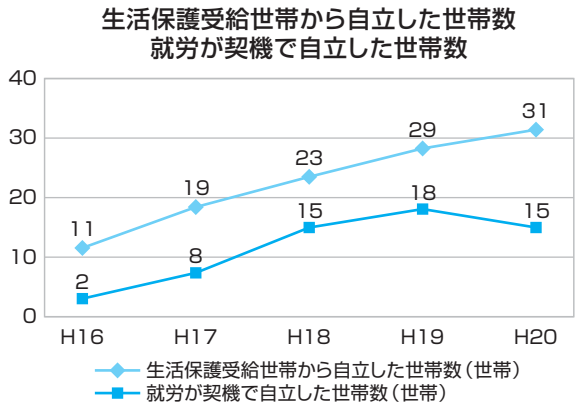

国民健康保険税の収納率

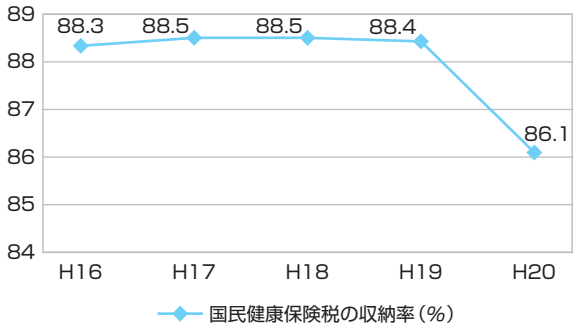

施策の体系

施　策

生活保障の充実

基本事業

- ①国民健康保険制度の適正運営の推進
- ②就労支援体制の確立
- ③生活保護の認定と相談体制の充実
- ④国民年金制度の周知・啓発

施策の基本方針

①国民健康保険制度の適正運営の推進

・国民健康保険制度の適正な運営を図るとともに、制度の根幹をなす国民健康保険税の収納率の向上を図ります。
・人間ドック助成や医療費通知、レセプト点検を実施することにより、医療費の適正化に努めます。

②就労支援体制の確立

・被保護世帯の自立を助長するため、稼動年齢にある被保護者に対する就労支援を行います。

③生活保護の認定と相談体制の充実

・生活保護制度はセーフティーネットとしての社会保障制度であり、真に生活に困窮している市民に対しては公平・公正に対応すべきものであるため、担当者によって取り扱いが異なることのないよう、職員の資質向上に取り組み、相談体制の充実を図ります。
・制度の適正な運営を図るため、必要な調査を的確に実施するとともに、リバースモーゲージ制度に該当する新規申請者に適切な指導を行います。

④国民年金制度の周知・啓発

・国民年金制度の周知を図るとともに、保険料の免除や学生納付特例制度、若年者納付猶予を利用することにより、年金未納者をなくし、年金受給権を確保し、安定した老後の生活が損なわれないようにします。

主な成果指標

成果指標名	実績基準年（平成20年度）	目　標（平成25年度）
生活保護受給世帯から自立した世帯数	31世帯	28世帯
生活保護率の伸び率	1.2%	1.0%

役割分担

市民

- 国保税の納付義務を果たします。
- 多受診を控え、疾病予防を図ります。
- 勤労意欲をもち、健康な心と体を維持し、生活します。

地域・事業所

- 生活困窮者に対して、一時的な小口資金や生活福祉資金の活用を図ります。
- 地域の代表として、市民からの生活相談を受けて行政につなぎます。
- 行政と連携して、生活保護世帯の自立を支援します。

行政

- 保険者として、国民健康保険制度の適正な運用を行います。
- 生活保護制度の適正な運用により、最低限度の生活水準を保障します。
- 生活保護世帯の早期の自立を促します。

（4）地域福祉を支える人材と組織の育成

施策の目的

●人と人とのつながりを大切にし、地域で支えあって福祉課題を解決します。

これまでの主な取組

●平成19、20年度で市民参画による「佐野市地域福祉計画」を策定し、その計画に基づき、地域で福祉活動を推進する人材の育成や活動団体に対する支援などを行いました。
●地域福祉活動の核となる民生委員児童委員協議会の活動を支援しました。
●社会福祉協議会が主催するボランティア育成と活動支援を行いました。
●社会福祉協議会の運営支援と地区社会福祉協議会の組織化支援を行いました。
●関係課と社会福祉協議会で連携し、「災害時要援護者対応マニュアル」を作成しました。

現状と課題

●少子高齢社会が進展するなか、これまで行政が実施してきた「措置」としての福祉から、地域でできることは地域住民が協力して行う「参画」する福祉が求められています。
●民生委員児童委員の地域福祉活動参加率は増加傾向にあるため、引き続き民生委員児童委員協議会の活動を支援することが大切です。
●地域福祉活動をしている登録者数は増加していますが、稼動年齢層（20～50歳代）のボランティアが少ないため、今後も地域福祉活動に取り組む人材の発掘と育成に努めることが重要です。
●佐野市地域福祉計画と災害時要援護者対応マニュアルに基づく取組を今後どのように行うのか検討する必要があります。
●地区社会福祉協議会は今後の地域福祉活動の中核となるため、未組織の地区に対して継続的に組織化を働きかけることが必要です。

社会福祉協議会に登録しているボランティア数

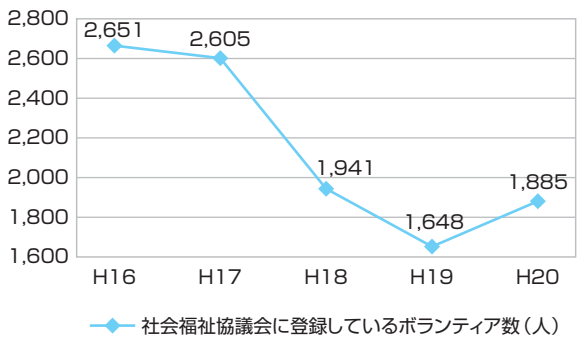

民生委員児童委員の地域福祉活動への参加率

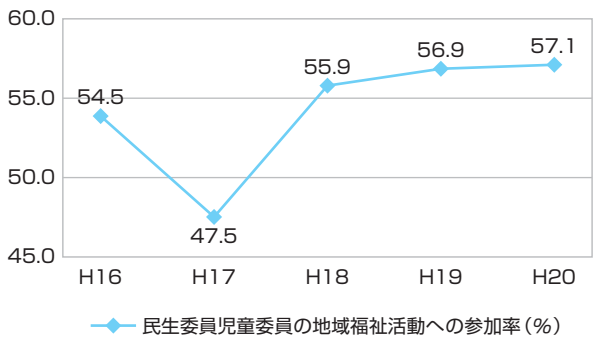

施策の体系

施　策	基本事業
地域福祉を支える人材と組織の育成	①地域福祉を推進する人材の育成 ②地域福祉を推進する団体への活動支援

施策の基本方針

①地域福祉を推進する人材の育成

・町会（自主防災会）や民生委員児童委員、社会福祉協議会などと連携して、「佐野市地域福祉計画」及び「災害時要援護者対応マニュアル」に基づく事業を推進します。
・地域福祉を支えるボランティア団体を支援することにより、活動できる人材の育成に努めます。

②地域福祉を推進する団体への活動支援

・民生委員児童委員には、地域福祉を推進する人材の中心として活動してもらうため、民生委員児童委員協議会の組織の充実を図り、特に地区協議会の育成を図ります。
・地域福祉の推進を図ることを目的とする社会福祉協議会を支援することにより、未組織地域の地区社会福祉協議会の組織化と活動支援を行います。
・社会福祉協議会の今後の支援のあり方を検討します。

主な成果指標

成果指標名	実績基準年（平成20年度）	目　標（平成25年度）
地域で福祉活動をしている人の割合	13.8%	20.0%
社会福祉協議会に登録しているボランティア数	1,885人	1,905人

役割分担

市民

●地域コミュニティ（町会活動）に積極的に参加します。
●地域における福祉活動を理解します。

地域・事業所

●地域コミュニティとして、まとまって、民生委員児童委員やボランティアと適切な役割分担をして地域の高齢者、障がい者、こども、生活困窮者に対する支援活動を主体的に行います。
●地域で活動するボランティアの育成、支援を行います。
●地域福祉活動計画に基づき、共助を推進します。
●地区社会福祉協議会の組織化と活動支援を行います。

行政

●地域福祉計画に基づき、公助を推進します。
●町会や社会福祉協議会が、地域福祉に対する取組ができるよう啓発に努めます。
●地域福祉に関する市民の啓発や教育を推進します。

佐野市社会福祉大会

関連する個別計画

●佐野市地域福祉計画

第3節 魅力と活力ある産業づくり

1．産業振興で活力のあるまちづくり

（1）活力ある農林業の振興

施策の目的

- 大規模経営や施設園芸等により、首都圏農業としての振興を図ります。
- 食の安心・安全に関する理解の促進を図ります。
- 山村振興や林業の活性化を図ります。

これまでの主な取組

- 地域農業の担い手である認定農業者※1や営農集団を増やす取組を行いました。
- 農業者の経営改善指導、就農希望者に対する情報提供や支援を行いました。
- 農地の有効利用を図るため、担い手農家への農地の利用集積を図りました。
- 耕作放棄地の拡大抑制と解消を図るための取組を行いました。
- 農業基盤である用排水路の整備、排水機場の維持管理などを行いました。
- 中山間地域※2の活性化を図るため、むらづくり団体が行う地域活性化イベント、農村レストランの運営支援を行いました。
- 佐野市そばまつり、農村レストランスタンプラリーを開催し、市内外にPRしました。
- 県と連携し、林道、作業道を計画的に整備するとともに、間伐、造林、植林などの森林整備を行いました。
- 林業の担い手の育成を支援しました。

※1　認定農業者
　経営改善を図ろうとする農業者が「農業経営改善計画」を市に提出し、認定された農業者をいう。国の支援策は認定農業者に対して重点的に行われる。
※2　中山間地域
　主に農業分野で使用される用語、平地の周辺部から山間地に至る、まとまった平坦な耕地の少ない地域を指す。

現状と課題

- 全国的に見て、農家人口の減少や農業従事者の高齢化、担い手不足、耕作放棄地の増加等、農業を取り巻く環境は大変厳しい状況にあります。
- 営農集団数は増加していますが、認定農業者数は高齢化の影響で横ばいの状況のため、認定農業者を増やす取組が必要です。
- 耕作放棄地が拡大しているため、拡大抑制と解消を図る取組が必要です。
- 食の安心・安全に関する情報を市民に提供するとともに、地産地消の取組を推進することが必要です。
- 農村レストランの入り込み客数及び直売所の売上額は、ともに増加することができました。
- 鳥獣被害が深刻なため、早急な対応が必要です。
- 林業は後継者不足、木材価格の低迷などで厳しい経営状況となっており、担い手育成の支援が必要です。
- 水源涵養や地球温暖化防止など、森林の持つ公益的機能を、今後いかに保全、活用していくのか、その取組を検討する必要があります。
- とちぎの元気な森づくり県民税が導入され、それを財源として森林整備を進められるようになりましたので、県と連携し、健全な森林の再生に取り組むことが必要です。

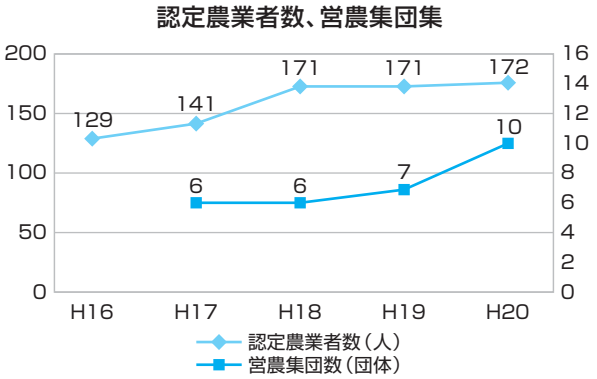

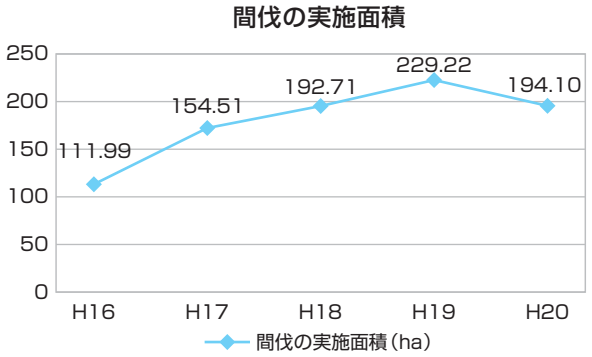

施策の体系

施　策

活力ある農林業の振興

基本事業

- ①担い手農家の育成と支援
- ②農地の有効利用
- ③生産性向上に向けた農業基盤の整備
- ④食の安心・安全と食育の推進
- ⑤中山間地域の活性化
- ⑥林業の活性化

施策の基本方針

①担い手農家の育成と支援

・認定農業者、営農集団を主体に、意欲と能力のある担い手の育成・確保に努めるとともに、施設園芸への支援、振興を図ります。
・就農希望者に対し、関係機関が連携して情報提供に努め、就農支援を行います。
・都市近郊という立地を活かし、新鮮で安全な農産物を供給できる都市型農業の振興を図るため、農業経営基盤の強化や制度資金の支援などを行います。

②農地の有効利用

・農業公社を充実させ、農地の流動化※3を推進することにより、農地の利用集積を図ります。
・農用地等、農業上重要な地域を中心とした耕作放棄地の拡大抑制と解消を図ります。

③生産性向上に向けた農業基盤の整備

・農業生産の基盤である用排水路の整備と併せて、「農地・水・農村環境保全向上活動支援事業※4」により、農地の維持・保全に努めます。

④食の安心・安全と食育の推進

・食の安心・安全に関する情報提供、地産地消の取組を推進します。

⑤中山間地域の活性化

・中山間地域活性化の主体的な役割を果たしている「むらづくり団体」を支援するとともに、市外の方に本市を訪問してもらい、さらには滞在、生活してもらえるよう、中山間地域の魅力の発信に努めます。
・耕作放棄地を解消する取組を行うとともに、鳥獣害対策を推進します。
・中山間地域内の狭隘な市道整備を計画的に行います。

⑥林業の活性化

・林業の生産基盤である林道等を整備し、効率的な経営と森林の適正な管理を推進します。
・森林の有する水源涵養や生活環境保全などの多目的機能を十分に発揮できるようにするとともに、林業経営を支援して後継者育成を図ります。

※3　農地の流動化
農業経営規模を縮小する人の農地や未利用農地を売買や貸借により、地域農業の担い手である認定農業者等に集積し、農地の有効利用を図るための取組をいう。
※4　農地・水・農村環境保全向上活動支援事業
農地、農業用水等の適正な保全、農業生産全体のあり方を環境保全に重視したものに転換するため、国が平成19年度から「農地・水・環境保全向上対策」として、地域ぐるみで行う効果の高い共同活動と、農業者ぐるみで行う先進的な営農活動を支援するための事業である。

主な成果指標

成果指標名	実績基準年（平成20年度）	目　標（平成25年度）
施設園芸農家戸数	123戸	133戸
認定農業者数	172人	247人
営農集団数	10団体	14団体

役割分担

市民

- 質が高く、安全な農産物を生産します。
- 消費者に対する農産物の情報提供を行います。
- 専業農家は規模拡大、兼業農家は専業農家、認定農業者に積極的に農地を貸し付けます。
- 森林管理の促進（植林、間伐等）と経営の安定化を図ります。

地域・事業所

- 農業公社は、農地を借り受け、専業農家、認定農業者への貸付の促進を行います。
- 農業協同組合は、農業者が行う生産性向上の取組に対する支援を行います。
- 森林管理の代行等を行います。

行政

- 認定農業者を増やして、経営感覚に優れた担い手を育成します。
- 農業経営者の経営改善を指導します。
- 就農希望者に対する情報提供や支援を行います。
- 施設園芸に対する支援を行います。
- 生産性向上に向けた基盤整備支援を行います。
- 林道路網等の整備、間伐・造林・植林に対する補助、松くい虫の防除、国産材の利用促進を行います。

いちごの栽培

関連する個別計画

- 佐野農業振興地域整備計画
- 佐野市農村環境計画
- （仮称）広域交流軸を活かした首都圏の元気涵養の里づくり計画（平成22年度策定予定）
- 佐野市食育推進計画

(2) 活力ある商業・鉱工業の振興

施策の目的

- 中小企業者の経営を安定させ、事業を継続して行ってもらうとともに、市内での開業を促進します。
- 産業の育成と既存の中小企業の活性化を図ります。
- 雇用の確保と福利厚生の向上を図ります。

これまでの主な取組

- 中小企業の経営安定を図るため、栃木県信用保証協会や市内の金融機関と協議し、制度融資を充実させました。
- 地場産業の振興を図るため、新たな販路開拓や生産性・品質性向上のための支援を行いました。
- 鉱工業の振興を図るため、佐野市工業振興対策協議会と共催で、各種表彰や研修会を開催しました。
- 勤労者福祉を推進するため、(財)両毛地区勤労者福祉共済会（両毛メート）※1の加入事業所を増やす取組や勤労青少年ホームの利用活性化を図りました。
- 公共職業安定所や雇用協会等と連携を図り、就労者の能力開発や就労支援を行いました。
- 県からキャリアカウンセラーを派遣してもらい、勤労青少年ホームで就労相談を行いました。

※1 (財)両毛地区勤労者福祉共済会（両毛メート）
佐野市及び足利市内の中小企業で働く方に対して福利厚生事業を行い、勤労者の福利と雇用の安定、中小企業の振興を図ることを目的とした団体

現状と課題

- 地域間・企業間の競争の激化、不安定な雇用状況、フリーターやニートなど若年労働力の問題等が顕在化しており、商業・鉱工業を取り巻く環境は厳しい状況となっています。
- 制度融資の内容を充実させたことで利用件数が増加したため、今後も中小企業の経営安定を図るための取組を継続することが必要です。
- 本市の産業を活性化するうえで、地場産業の振興や起業家の支援を行うことが必要です。
- (財)両毛地区勤労者福祉共済会（両毛メート）の加入事業所は減少傾向にあるため、加入事業所を増やす取組が必要です。
- 商業施設の新規開業数は増加していますが、市内全体の商店数は減少しています。
- 地域間競争において優位に立つため、新たに「メイドインさの」のブランド化の取組を行い、広くPRすることで、販路拡大を図ることが大切です。

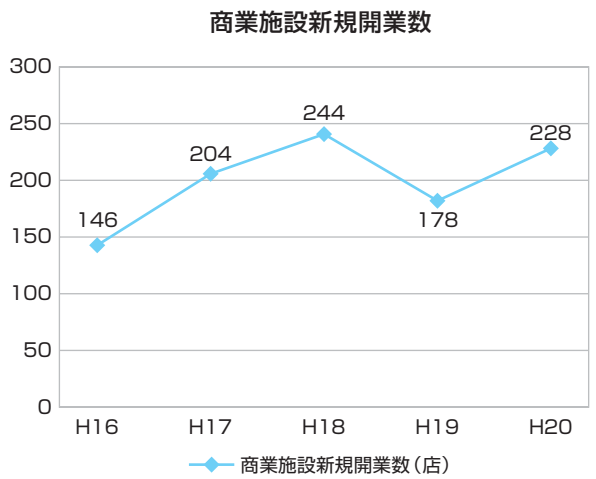

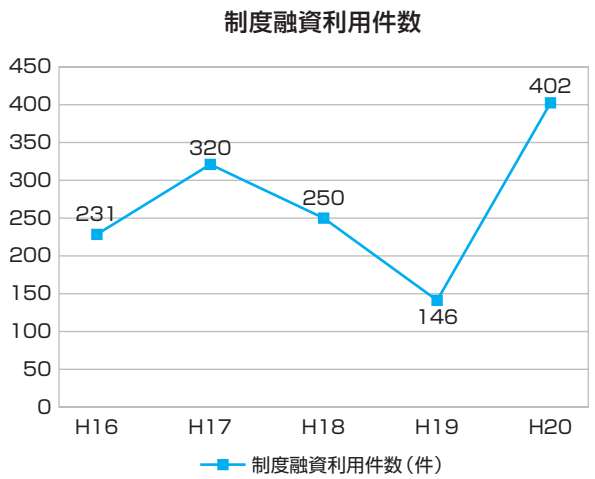

施策の体系

施　策

活力ある商業・鉱工業の振興

基本事業

- ①事業者に対する助成と支援の充実
- ②勤労者福祉制度の充実
- ③雇用機会の提供と就労支援
- ④「メイドインさの」のブランド化の推進

施策の基本方針

①事業者に対する助成と支援の充実

・利用しやすい制度融資のあり方や内容について、関係機関と連携を図り、制度の充実を図ります。
・産業の育成及び鉱工業事業者の健全経営を維持するための支援策として、ものづくり企業の支援や関係各種団体に対する支援を行います。
・プレミアム付き商品券の発行支援により、地元での消費拡大を図ります。
・関係機関と連携し、起業家の育成及び創業支援を行います。
・商工会議所、商工会と連携し、事業者への経営指導を行います。

②勤労者福祉制度の充実

・(財)両毛地区勤労者福祉共済会（両毛メート）による福利厚生事業を支援し、利用しやすい制度の検討を行うとともに、新規加入事業者の増加を図るため加入促進活動を行います。
・勤労青少年ホームの講座内容や相談事業について、利用者の要望を調査し活性化を図ります。

③雇用機会の提供と就労支援

・公共職業安定所や雇用協会、共同高等産業技術学校等、関係機関と連携し、就業者の能力開発や就労支援を行います。

④「メイドインさの」のブランド化の推進

・「メイドインさの」のブランドの指針を策定し、商業、鉱工業、農業、観光などの生産、加工、販売等の分野で、「メイドインさの」を指定するとともに、広くPRを行い、販路拡大と製品開発を進めます。

主な成果指標

成果指標名	実績基準年（平成20年度）	目　標（平成25年度）
製造品出荷額	3,790億円※	4,100億円
制度融資利用件数	402件	480件

※19年度実績（20年度実績は未公表）

役割分担

地域・事業所

- 健全な経営を行います。
- 顧客のニーズに合った個店の魅力づくりと自助努力を行います。
- 環境に配慮して事業を行います。
- 企業の福利厚生レベルを高めます。
- 安定した雇用機会の創出と中高年層や障がい者の積極的な雇用を行います。

土鈴

行政

- 中小企業の経営の安定化のため、経営基盤強化を支援します。
- 地場産業や伝統工芸品産業を活性化します。
- 雇用機会の増加を図るための支援を行います。
- 企業において福利厚生の充実を図れるよう支援します。
- 勤労青少年の健全育成及び教養を高めるための交流の場を提供します。
- 産業振興のため「メイドインさの」のブランド化を推進します。
- 商工会議所、商工会との連携による事業者への経営指導の推進及び起業家への指導育成並びに支援を行います。

石灰の採掘現場

関連する個別計画

- （仮称）佐野市ブランド化推進計画（平成22年度策定予定）

(3) 企業誘致の促進

施策の目的

●企業を誘致し、地域産業の振興及び雇用の創出を行います。

これまでの主な取組

●東北自動車道と国道50号線の結節点という利点を活かし、市内の工業団地への企業誘致を推進してきました。
●平成19、20年度の2か年で、「佐野インター産業団地」及び「みかも台産業団地」等に新規開業した事業所に対して、奨励金を交付しました。

現状と課題

●東北自動車道、国道50号に加えて、北関東自動車道が開通することで、今後、企業誘致を推進するうえでの立地条件はさらに向上します。
●交通の要衝としての優位性を活かし、新たな産業団地の造成と企業誘致の推進を図ることが必要です。
●市内の工業団地に新規開業した事業所に対して奨励金を交付する取組を行ったことで、これまでの産業団地は、平成19年度で分譲を完了することができました。
●北関東自動車道佐野田沼IC周辺や東北自動車道佐野SAスマートIC周辺の開発が必要です。
●内陸型コンテナターミナルの実現性の検討が必要です。

工業団地進出企業数、進出企業への補助件数

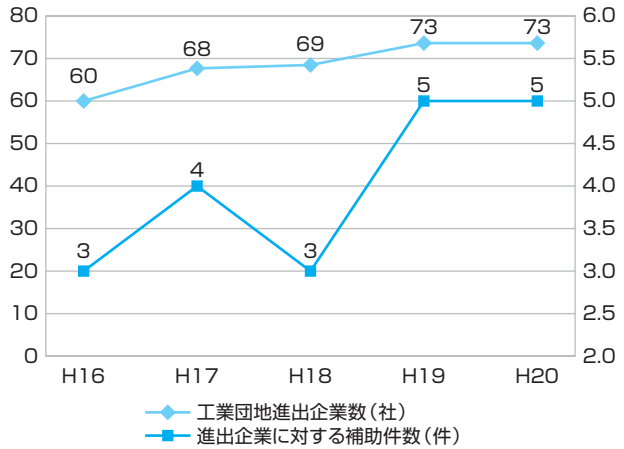

施策の体系

施　策	基本事業
企業誘致の促進	①産業団地開発事業の推進
	②企業誘致の推進と支援

施策の基本方針

①産業団地開発事業の推進

・新たな産業団地の整備や民間主導による開発支援のあり方の検討、内陸型コンテナターミナルの実現性の検討を行います。

②企業誘致の推進と支援

・企業誘致の取組方針に基づき、進出企業に対する支援を行うとともに、企業に対するアンケートや訪問等により企業誘致を行います。

主な成果指標

成果指標名	実績基準年（平成20年度）	目　標（平成25年度）
事業の認可件数	－	9件

役割分担

行政

- 企業誘致に対する本市の取組方針を定めます。
- 新たな産業団地を整備します。
- 事業主体を定め、開発手続、用地取得、敷地造成及び企業誘致を推進することにより、市内の企業を増やし雇用の拡大を推進します。
- 進出企業に対する優遇策を施し立地を促進します。

佐野工業団地

関連する個別計画

- 佐野市都市計画マスタープラン
- 国土利用計画佐野市計画
- 企業誘致の取組方針

2．観光振興でひとが集まるまちづくり

（1）魅力ある観光資源の開発と整備

施策の目的

- 観光資源の発掘や既存の観光資源の整備を進めます。
- 観光客の受入体制を整備します。

これまでの主な取組

- 市内の知られていない観光資源を掘り起こして、整備する取組を行いました。
- アンケート調査や歴史家、観光ボランティアの意見を取り入れて、平成20年度に5つの観光ルートを設定しました。
- 既存の観光施設の改修や案内・誘導看板の整備を行いました。
- 市民から観光ボランティアを募り、養成し28名の方が認定され、組織化することができました。

現状と課題

- 平成21年度に「観光立市の推進」を本市のリーディングプロジェクトに位置付け、観光振興に基づくまちづくりを展開しています。
- 以前からの観光スポットである佐野厄除け大師に加え、近年では新たなスポットとして佐野プレミアムアウトレットなどに多くの方が来場されています。
- 既存の観光施設の中には、老朽化が進んでいる施設もあるため、計画的に改修を行うことが必要です。
- 市民のホスピタリティー（おもてなしの心）の向上を図るため、観光ボランティアの組織化を図りましたが、観光振興を進めるうえで重要な取組のため、今後、ボランティアの増員と活動支援を行うことが必要です。
- 観光客のニーズに対応するため、自然や歴史・文化を専門とするボランティアの育成が必要です。
- 市民及び事業所と協力して、トイレの提供と観光情報の提供を行う「まちの駅」を市内各地に設置することが必要です。
- 観光案内所を駅やバスターミナルなどの観光行動の起点・終点に設置することが必要です。

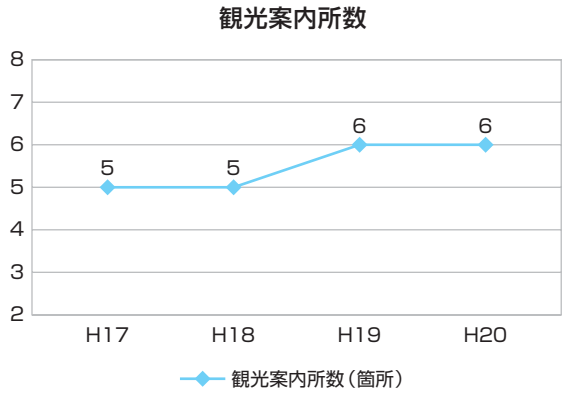

観光ボランティアによる観光案内

施策の体系

施　策	基本事業
魅力ある観光資源の開発と整備	①新しい観光資源の発掘・整備 ②魅力ある観光資源の整備 ③受け入れ体制の整備

施策の基本方針

①新しい観光資源の発掘・整備

・観光資源を掘り起こして整備し、観光の充実を図ります。
・観光関連団体が独自に保有している観光情報を一元的に管理するシステムを構築し、発信できるようにします。

②魅力ある観光資源の整備

・観光施設の改修整備や国際化に対応した案内・誘導看板の整備を行います。
・新規の観光ルートを設置します。

③受け入れ体制の整備

・観光案内所・観光ボランティアの活動拠点を、観光事業者と協力して設置します。
・観光ボランティアの活動やまちの駅設置の取組により、市民のホスピタリティの向上を図ります。

主な成果指標

成果指標名	実績基準年（平成20年度）	目　標（平成25年度）
観光ボランティアの人数	28人	50人
観光ルート総数	5ルート	11ルート

役割分担

市民

●観光ボランティアとして協力します。

地域・事業所

●観光客へ観光情報の提供や観光スポットへの案内を通じて観光による市の活性化に協力します。

道の駅どまんなかたぬま

行政

●いつでも観光施設（公設）が利用できるよう整備に努めます。
●誘導看板を設置して市内（観光スポット）アクセスの利便性を向上させます。
●観光ルートを設定します。
●観光ボランティア活動を支援し、おもてなしの心を地域に根付かせます。
●トイレ、駐車場、休憩施設の提供と観光情報の提供を充実させ、観光客の利便性向上を図ります。

関連する個別計画

●（仮称）観光立市推進基本計画（平成22年度策定予定）

(2) ひとを集める観光戦略の展開

施策の目的

●市の特性を活かしたPR活動を行うことで、多くの観光客に来てもらえるようにします。

これまでの主な取組

●市内業者の連携と参画を募り、高速バスの企画乗車券「渡良瀬ストーリー」や佐野市の観光資源を活用した観光ツアー商品を発売しました。
●観光キャラバンを編成して、首都圏を中心に観光PRを行いました。
●秀郷まつりの新企画として、秀郷流流鏑馬や飛駒囃子を取り入れました。

現状と課題

●以前からの観光スポットである佐野厄除け大師に加え、近年では新たなスポットとして佐野プレミアムアウトレットなどに多くの方が来場されています。
●入り込み客数は大幅に増加していますが、宿泊客数は減少しているため、本市の自然資源をPRすることや、コンベンション事業※1などに取り組むことで、宿泊、滞在、体験型観光による観光誘客を図ることが必要です。
●北関東自動車道の開通を受け、関東一円や近県からの観光客の増加を図る取組が大切です。
●これまで、観光誘客の増加を図るために個別に事業展開をしてきましたが、今後は「観光立市の推進」を全庁的に展開し、総合的かつ効果的に観光誘客の増加を図ることが必要です。

※1　コンベンション事業
学会、会議、各種大会、見本市などを誘致、支援することで、本市内への入り込み客数を増やし、地域の活性化を図るための事業

佐野市の入り込み客数、宿泊数

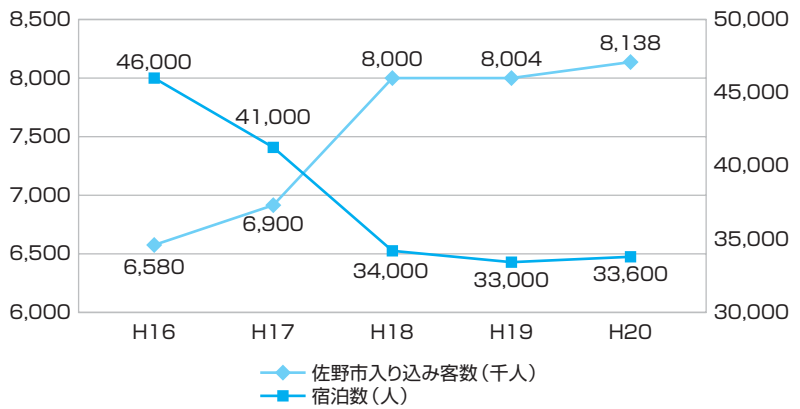

施策の体系

施　策	基本事業
ひとを集める観光戦略の展開	①佐野市の特性を活かした観光PRの推進 ②宿泊、滞在、体験型観光の推進 ③観光事業者（企画商品関連事業者）との連携強化

施策の基本方針

①佐野市の特性を活かした観光PRの推進

・各種メディアを活用してイベント情報、観光情報を全国的にPRします。
・観光キャラバンを編成し、首都圏を中心に観光PRを行います。
・広域的な共同観光PRを実施し、通年ベースで佐野市をPRします。

②宿泊、滞在、体験型観光の推進

・佐野市の自然を有効活用した体験型宿泊施設の体験メニューの充実を図り、宿泊、滞在、体験型観光による観光誘客を図ります。

③観光事業者（企画商品関連事業者）との連携強化

・観光事業者と連携した観光企画商品を活用して、観光客数の増加を目指します。
・観光事業者と連携して、コンベンション事業などを展開して、観光客・宿泊数の増加を目指します。

主な成果指標

成果指標名	実績基準年（平成20年度）	目　標（平成25年度）
市の入り込み客数	8,138千人	10,000千人
市の宿泊客数	33,600人	36,000人

役割分担

市民

●市の観光PR活動及び誘客活動に協力します。

地域・事業所

●観光企画商品の特典の付与に協力します。

さの秀郷まつり

行政

●事業者・関連機関と連携して観光PRを行い、観光誘客を推進します。
●各種メディア関連機関と連携して、佐野市のPRを推進します。

関連する個別計画

●（仮称）観光立市推進基本計画（平成22年度策定予定）

第4節 豊かな心を育む教育・文化づくり

1．豊かな心と確かな学力を育むまちづくり

（1）特色ある教育と心の教育の推進

施策の目的

●児童生徒の確かな学力の向上と豊かな心の育成を図ります。

これまでの主な取組

●小中学校にさわやか教育指導員※1、さわやか健康指導員※2を配置し、心の教育及び特別支援教育の充実を図りました。
●小中学校で行う特色ある教育活動への支援や、英語教育を充実させるため、ALT（外国語指導助手）を増やす取組を行いました。
●教職員の資質向上を図るため、教育委員会主催による各種研修会を開催しました。
●保護者を対象とした家庭教育についての各種研修会や講演会を開催するとともに、各地区で指導的役割を果たすことができる保護者の育成を行いました。
●地域住民や関係団体の協力を得ながら、学校教育外での地域住民と児童生徒の学習・体験活動に取組ました。
●中学生の職場体験活動、こども会活動の支援を行いました。

※1　さわやか教育指導員
本市における心の教育・特別支援教育推進の一つとして、小中学校に配置された教育指導員をいう。全小中学校に1名配置、特に支援が必要な児童生徒が在籍する学級に1名配置する。
※2　さわやか健康指導員
本市における心の教育推進の一つとして、小中学校に配置された健康指導員をいう。養護教諭2名の配置がない児童生徒数が概ね500人以上の小中学校に1名配置、特に健康管理上の支援が必要な児童生徒が在籍する学級に1名配置する。

現状と課題

●本市ではこれまで、生命を大切にし、他人を思いやる豊かな心と自ら学びたくましく生きる児童生徒の育成のために、特色ある教育と心の教育を推進してきました。
●これまでの取組に加えて、今後は、国際化や情報化などの社会変化に対応する教育を推進することが必要です。
●学校教育活動の充実と特色ある教育を推進した結果、総合学力調査の達成率※3は向上しました。
●新たな課題として、学習指導要領改訂に伴う小中学校での英語教育の充実や情報化教育への対応が必要です。
●児童生徒に対するアンケートの結果で、毎日朝食を食べる児童生徒の割合が増加するなど、家庭での教育力向上を図るための取組が着実に成果をあげているため、今後も継続した取組が必要です。
●地域の教育力の向上では、学校支援ボランティア登録者数の減少や、放課後子ども教室の新規開設ができていないことが課題であるため、今後、地域住民に対する啓発や連携を図ることが大切です。

※3　総合学力調査の達成率
総合学力調査の目標値を上回った児童生徒の割合

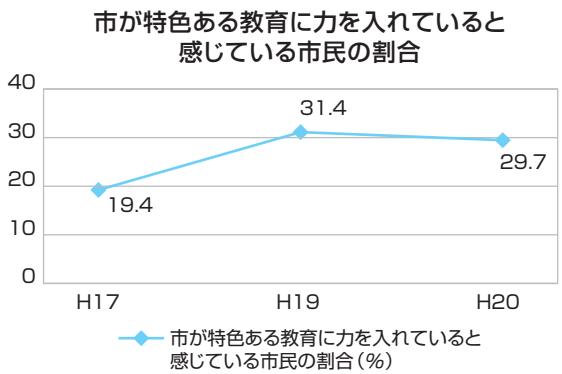

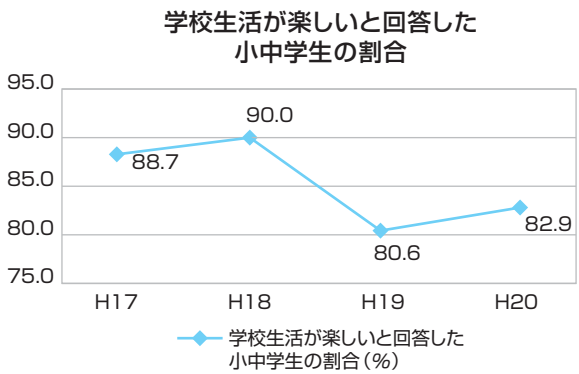

施策の体系

施　策

特色のある教育と心の教育の推進

基本事業

- ①学校教育活動の充実と特色ある教育の推進
- ②教職員の資質の向上
- ③家庭での教育力の向上
- ④地域での教育力の向上

施策の基本方針

①学校教育活動の充実と特色ある教育の推進

・心の教育、特別支援教育、食に関する指導の充実を図るため、さわやか教育指導員、さわやか健康指導員の拡充を進めます。
・小学校の外国語活動の必修化や中学校の英語時間数の増加に対応するため、一部、民間委託のALT（外国語指導助手）を活用することで、経費を抑えて充実を図ります。
・特色のある教育活動を推進するため、特色のある学校づくり支援事業を継続します。

②教職員の資質の向上

・教職員の指導力を向上させるためのパワーアップ研修の充実を図ります。
・児童生徒に適切に接するための基礎的な教育相談技能を高めるため、市主催の教育相談基礎研修の充実を図ります。
・学校のICT※4環境整備が進む中、ICTを活用した授業の研修を図るとともに、情報モラル教育の充実を図ります。

③家庭での教育力の向上

・家庭の教育力を高めるため、引き続き講座や講演会などを開催するとともに内容の充実を図ります。
・各学校等において、授業参観後の懇談や各種啓発紙などにより、家庭の役割についての啓発を図ります。

④地域での教育力の向上

・学校支援ボランティアに対して、保険加入やボランティア研修会の開催により、地域住民が自ら学習成果を生かせる環境づくりを行います。
・放課後や土曜日など、学校教育外での地域住民と児童生徒の学習・体験活動の充実を図ります。
・中学校マイ・チャレンジ（職場体験）事業※5、中学校運動部活動指導者派遣事業※6に継続して取り組みます。

※4　ICT
Information and Communication Technologyの略称で、情報・通信に関連する技術一般を指す。これまで用いられてきた「IT」に変わるものとして、コミュニケーション（共同性）がより具体的に表現されたもの。
※5　マイ・チャレンジ事業
各中学校において、中学2年生に対して、地域の特性を生かした様々な社会体験活動を行う事業をいう。
※6　中学校運動部活動指導者派遣事業
専門的な技術指導力を備えた地域の指導者を中学校の運動部活動に派遣し、運動部活動を支援する事業をいう。

主な成果指標

成果指標名	実績基準年（平成20年度）	目　標（平成25年度）
市が特色ある教育に力を入れていると感じている市民の割合	29.7%	35.0%
学校生活が楽しいと回答した小中学生の割合	82.9%	85.0%

役割分担

市民

- 基本的学習習慣の形成及び自ら学び、たくましく生きる力を身に付けます。（児童生徒）
- 家庭における基本的生活習慣を身に付けます。（保護者、児童生徒）

地域・事業所

- 地域の教育力を生かし、児童生徒の健全育成を支援します。

ALTによる授業風景

行政

- 学校経営の支援と関係分野との調整を図ります。
- 教職員の資質の向上のための研修の充実を図ります。
- 知・徳・体のバランスのとれた児童生徒の育成を図るため、特色ある教育を推進します。
- 地域と連携し、学校を取り巻く地域の課題を明確にしながら児童生徒の教育にあたります。

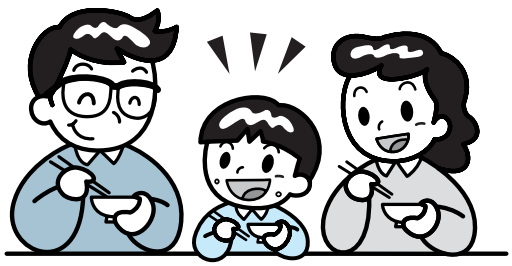

(2) 安全で安心して学べる教育環境の整備

施策の目的

- 小中学校を児童生徒や学校職員の生命・身体・健康を守ることができる施設にします。
- 教育を受ける機会均等を確保します。

これまでの主な取組

- 全小中学校の普通教室に扇風機を設置するとともに、教科書のA版化に伴う机・椅子の入れ替え、照明設備の改修、コンピュータ教室のパソコンの入れ替えなどを行いました。
- 校舎等の耐震化は、毎年、計画的に耐震診断及び耐震補強工事を行いました。
- 学校安全支援ボランティアやPTAの安全ボランティアによる通学路や学校区周辺の巡回活動の取組を行いました。
- 学校安全情報メールにより、不審者等の情報を保護者、学校関係者に配信し、児童生徒の安全確保を図りました。
- 教育の機会均等を確保する取組として、奨学金の貸与や入学資金融資制度（教育ローン）の推進を図りました。

現状と課題

- これまで、児童生徒が安全で安心して学べるための教育環境を整備する取組を行った結果、施設の瑕疵による事故はなく、校舎等の耐震化も計画的に進んでいます。
- 校舎等の耐震化は、国の法改正に伴い、平成22年度までに基準に満たない校舎及び屋内運動場（体育館）の耐震補強工事を行うこととなったため、その整備を推進することが必要です。
- 将来にわたり安全・安心な学校給食を提供するため、学校給食衛生管理基準を満たす学校給食センターの施設及び設備の更新を早期に進めることが必要です。
- 警察が提供する学校安全情報メール登録者数は増加していますが、学校安全支援ボランティアの登録者数は減少しています。児童生徒の安全確保のため、学校安全支援ボランティアの活動内容の充実を図るとともに、学校、地域、家庭及び警察が連携した取組を推進することが必要です。
- 奨学金制度の拡充を図り、可能な限り申し込みに対応できる制度とすることが必要です。

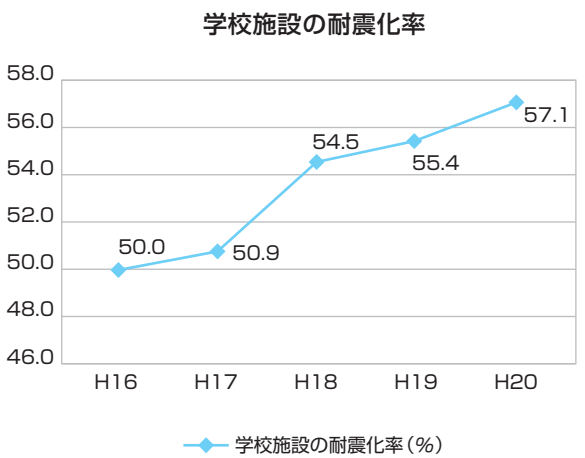

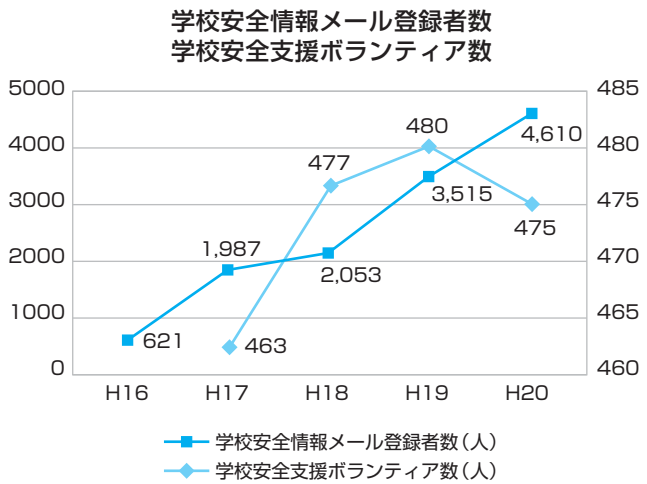

施策の体系

施　策

安全で安心して学べる教育環境の整備

基本事業

- ①安全な学校施設等の整備
- ②快適な学校施設の整備
- ③地域ぐるみで行う児童生徒の安全対策の充実
- ④奨学金制度の拡充

施策の基本方針

①安全な学校施設等の整備

・校舎耐震補強事業のうち、国が求めているIS値※1 0.3未満の耐震補強工事を計画的に進めるとともに、IS値0.3から0.7未満の校舎等についても、毎年、計画的に複数棟の補強工事を行います。
・校舎屋根外壁改修について、事業費を抑え継続して実施します。
・学校給食センター更新計画を具体化するため、更新スケジュールに沿って計画的に推進します。
・学校給食を衛生的に提供するため、各学校に配置している老朽化した保冷庫の入れ替えを計画的に進めます。

②快適な学校施設の整備

・教科書A版化に対応する教育設備、備品の整備について、中学校が平成21年度で完了しましたが、小学校についても、必要性及び優先性を考慮して計画的に整備を行います。

③地域ぐるみで行う児童生徒の安全対策の充実

・安全情報共有システムについて、活用方法やPR方法を研究し、登録者数を増やすことで、不審者等の情報を共有して、地域ぐるみによる安全確保に努めます。
・ボランティアの活動内容の拡充を図り、学校・地域・家庭で連携した取組を行い、通学における児童生徒の安全を確保します。

④奨学金制度の拡充

・現在の奨学資金貸付制度を、可能な限り申し込みに対応できるような制度として拡充を図ります。
・大学等入学資金融資制度の活用を広くPRし、斡旋を行い利用促進を図ります。

※1　IS値
建築物の耐震性能（地震に対する安全性）を数値化したもので、建築物の各階ごとに算出する。値が大きいほど耐震性能が高くなる。0.3未満は、大地震に倒壊し、又は崩壊する危険性が高く、0.6以上は大地震に倒壊し、又は崩壊する危険性が低いとされる。

主な成果指標

成果指標名	実績基準年（平成20年度）	目　標（平成25年度）
学校施設の耐震化率	57.1%	79.5%
奨学金新規貸与者数	38人	55人

役割分担

市民

- 学校施設の美化及び維持管理に協力します。（PTA奉仕活動等）
- 貸与を受けた奨学資金の返済を滞りなく行います。

地域・事業所

- 学校と連携し、通学路をはじめとする地域の防犯、交通安全活動を行います。

学校安全支援ボランティアの活動

行政

- 計画的に耐震化率の促進に努め、学校施設の安全性を高めます。
- 学校施設の全般的な安全について、学校と密に連携し、即時対応に努めます。
- 児童生徒の安全を確保するための不審者情報などの収集と提供を行います。
- 防犯、防災、交通安全教育を行います。
- 地域と連携した安全対策を推進します。

2．生涯にわたり学びのあるまちづくり

（1）生活を豊かにする生涯学習の推進

施策の目的

- いつでも、どこでも、誰でも、何でも学ぶことができるようにします。
- テーマを持った主体的な学習を通して、自己実現を図るとともに、学習成果を積極的に社会に還元できるようにします。
- 少年の総合的な相談、指導を行うことで、少年の健全育成を図ります。

これまでの主な取組

- 平成19年度に生涯学習推進基本構想・基本計画を策定し、「私らしさ　このまちに　咲かせます」をメインテーマとして、「楽習と参画のまち佐野」都市宣言を行いました。
- 生涯学習フォーラムや市民大学、市民教養講座などの充実を図りました。
- 市のホームページや生涯学習情報紙「オープン」などにより、生涯学習に関する情報提供を行いました。
- 生涯学習を行う場として、各地区公民館や図書館、青少年教育キャンプ場などの適正な維持管理に努めました。
- 生涯学習に取り組んでいる方を楽習講師として登録してもらい、市民が自主的に運営する講座に派遣し、講話や実習などを行いました。
- 楽習講師や地域で活躍している方を対象として、生涯学習活躍人養成講座を開催し、地域における生涯学習の指導者を養成する取組を行いました。
- 生涯学習施設のボランティアの登録者を増やす取組を行いました。
- 少年の健全育成を図るための相談・指導を行うとともに、少年補導員による街頭補導を行いました。

現状と課題

- 学習内容の充実を図る取組を継続して行った結果、学習メニュー数は増加しています。
- 市政に関するアンケート調査の結果では、生涯学習をしたいと感じている市民の割合及びテーマを持って学習に取り組んでいる市民の割合は、ともに減少しているため、市民に対する情報提供の充実を図ることが必要です。
- 市政に関するアンケート調査の結果では、生涯学習の成果を社会に還元している市民の割合は減少しているため、学習成果を積極的に社会に還元してもらうための取組が必要です。
- 生涯学習施設のボランティア数は減少しています。これは、ボランティアの高齢化と新たなボランティアが増加していないことによるためであり、今後、ボランティア数を増やす取組が必要です。
- 少年に対する総合的な相談や、街頭補導は今後も継続的に行う必要があります。
- 青少年健全育成に関する今後の総合的な取組について検討する必要があります。

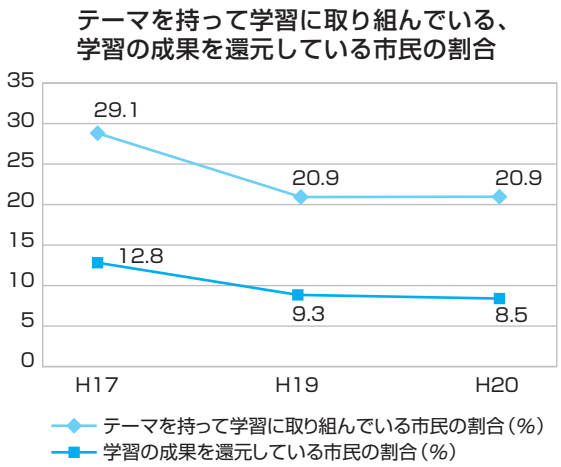

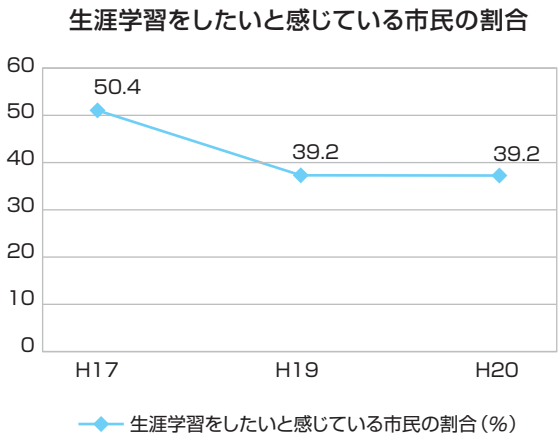

施策の体系

施　策

生活を豊かにする
生涯学習の推進

基本事業

- ①学習の場の提供
- ②学習内容の充実
- ③学習成果を活かすことができる仕組みづくり
- ④少年の健全育成

施策の基本方針

①学習の場の提供

・いつでも、どこでも参加できるよう、生涯学習施設の相互利用や活用を進めます。
・老朽化した施設について、必要に応じて修繕を行い、快適な学習環境を維持します。
・多様で広域的な生涯学習の情報収集に努めるとともに、分かりやすい情報の提供を行います。
・生涯学習推進に関する研究、情報収集を行うとともに、生涯学習推進体制の充実を図ります。

②学習内容の充実

・多様化する市民ニーズを把握するためアンケート調査を実施し、その結果も踏まえて講座内容の充実を図ります。
・楽習出前講座の登録講師数を増やすとともに、市民への積極的な活用を呼びかけて充実を図ります。
・市民大学のメニューや開催方法について、ボランティアによる検討を進め充実を図ります。
・図書館の各種事業のメニュー更新や講師発掘などを工夫して実施します。

③学習成果を活かすことができる仕組みづくり

・団塊の世代からのボランティアの参加を呼びかけるなど、世代交代による新たなボランティアの発掘を進め、さらなる市民の参加による協働のまちづくりを進めます。
・生涯学習フォーラム及び公民館まつりは、学習成果を発表・発揮できる機会となるよう、広く市民や楽習講座の受講者に働きかけて、参加者を増やす取組を行います。

④少年の健全育成

・少年指導センターで行う相談・指導の充実に努めます。
・街頭補導や、有害図書などを置く店舗等への立ち入り調査を通して、非行につながる環境を改善します。
・地域における青少年育成の市民活動を、全市的・総合的に推進するための（仮称）佐野市青少年育成市民会議の結成を図ります。

主な成果指標

成果指標名	実績基準年（平成20年度）	目　標（平成25年度）
テーマを持って学習に取り組んでいる市民の割合	20.9%	26.0%
生涯学習をしたいと感じている市民の割合	39.2%	46.0%

役割分担

市民

- 学びを通じて自己実現を目指し、その学んだ成果をまちづくりに活かします。
- 学び合う仲間づくりを図ります。

地域・事業所

- 地域の問題解決に取り組みます。

行政

- 自主的、主体的な学習活動や学習成果の社会への還元を支援します。
- 生涯学習施設の機能充実を図ります。

佐野市民大学楽習カレッジ

関連する個別計画

- 佐野市生涯学習推進基本構想・基本計画

(2) 生涯スポーツ・レクリエーションの振興

施策の目的

- 一人1スポーツ・レクリエーションを続けてもらうため、活動の機会を充実させます。
- いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむ環境をつくります。

これまでの主な取組

- 市民体育祭、レクリエーション大会、さのマラソン大会などの各種スポーツ大会やスポーツ教室の開催を通して、市民がスポーツに親しむ機会の充実に努めました。
- スポーツの振興を地域住民が主体で行う取組を目指して、総合型地域スポーツクラブ※1の組織化を支援しました。
- 佐野市体育指導委員の育成と支援、スポーツリーダーバンク登録制度による新たな指導者の育成と支援を行いました。
- 佐野市運動公園をはじめとして、市内公共体育施設の適正な維持管理、指定管理者制度導入による効率的な運営に努めました。

※1　総合型地域スポーツクラブ
こどもから高齢者まで、誰もがいつでも参加できる、地域住民によって自主的に運営・活動するスポーツクラブをいう。

現状と課題

- スポーツ・レクリエーションは、健康や体力の維持増進だけでなく、市民の親睦や交流を深め、豊かな地域社会を形成するものとして、重要な役割を担っています。
- 市政に関するアンケート調査の結果では、1週間に1回以上スポーツをしている市民の割合は増加傾向にあります。また、スポーツ大会などの参加者も増加しており、市民の健康づくりに関する意識高揚や、これまでの市の取組の一定の成果が出ているものと思われます。
- 総合型地域スポーツクラブは、現在7クラブが活動していますが、市民が継続的にスポーツに親しむための受け皿として重要な役割を担うため、今後も組織化や活動の支援を行うことが必要です。
- 指導者育成のための講習会参加者は増加していますが、新たな指導者育成につながっていないのが現状です。今後、新たな指導者をどのように育成するのか検討が必要です。
- 指導者不足を抱えている総合型地域スポーツクラブへ指導者を派遣する取組が必要です。
- 市内公共体育施設の延べ利用者数は大幅に増加しており、指定管理者制度の導入などにより、効果的な運営が行われた結果によるものと考えられます。

週1回以上スポーツをしている市民の割合、スポーツ大会参加者数

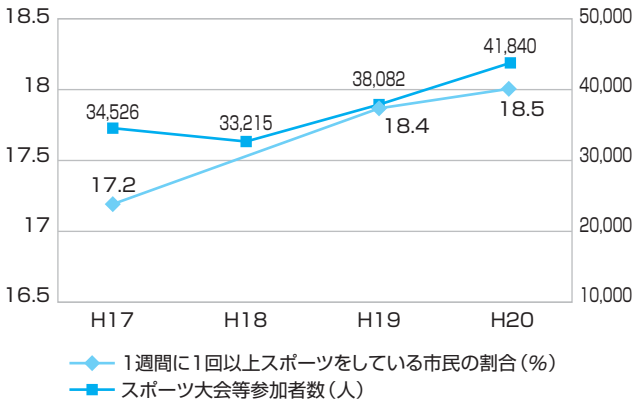

市内公共体育施設のべ利用者数（学校開放を除く）

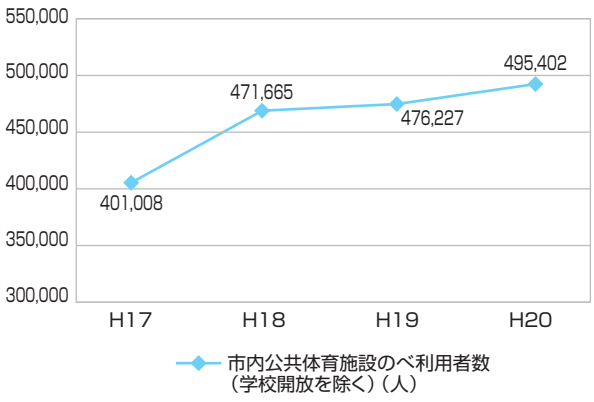

施策の体系

施　策	基本事業
生涯スポーツ・レクリエーションの振興	①市民1スポーツの推進 ②指導者の育成と支援 ③スポーツ施設の整備と運営

施策の基本方針

①市民1スポーツの推進

・体育協会専門部や多世代・多種目の活動をしている総合型地域スポーツクラブに、スポーツ教室の開催を依頼することで、教室参加者が継続してスポーツクラブでの活動が可能となるような環境の整備を図ります。

②指導者の育成と支援

・リーダーバンクなどに登録されている指導者の活用を図るため、指導者の活動実態を把握するとともに、体育指導委員を中心とした指導者相互のネットワークを構築し、指導者不足を抱えている総合型地域スポーツクラブなどへの指導者の派遣を行います。

③スポーツ施設の整備と運営

・施設の効率的な整備拡充を図るため、公共体育施設を日常生活圏である地区の施設と市を代表する市域の施設に区分けして、機能や特性に応じた施設の整備を行います。
・指定管理者制度を導入している施設については、施設の効率的・効果的な運営を図るため、指定管理者との連携を図りながら、適正な運営確保に努めます。

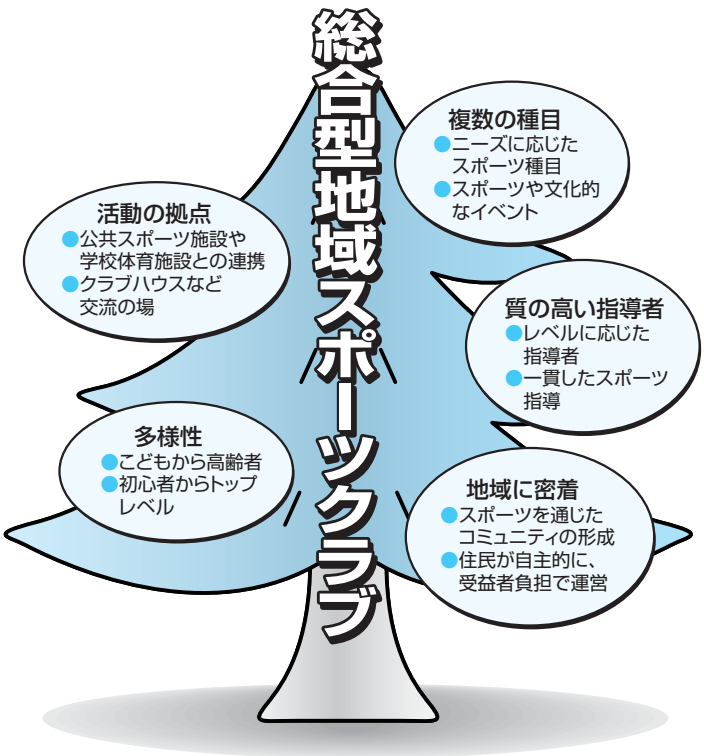

主な成果指標

成果指標名	実績基準年（平成20年度）	目　標（平成25年度）
1週間に1回以上スポーツを行っている成人市民の割合	18.5%	21.5%
総合型地域スポーツクラブ組織化率	50.0%	64.3%

役割分担

市民

●日頃からスポーツやレクリエーションを自ら実践し、健康づくりや生きがいづくりに役立てます。

大澤駅伝

地域・事業所

●スポーツやレクリエーション活動を媒介として、地域のコミュニケーションを図るため、個別化された地域の人間関係のつながりや地域づくりを進めます。

行政

●体育協会やレクリエーション協会等の関係団体との連携を図ります。
●総合型地域スポーツクラブの設立や運営の支援を行います。
●スポーツやレクリエーションの実践の場を提供するとともに適正な維持管理に努めます。

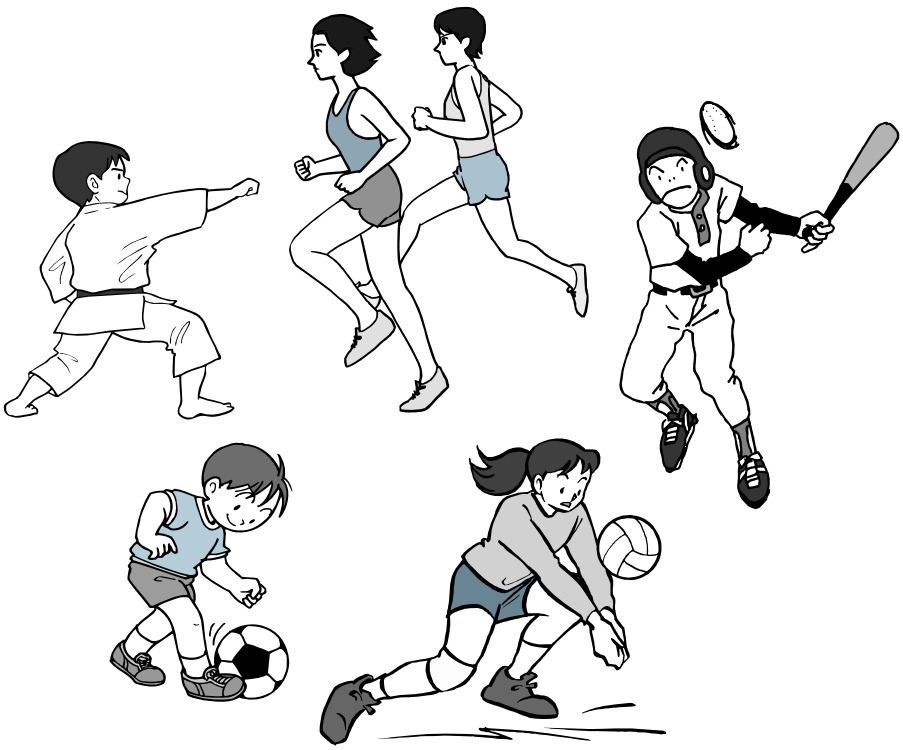

（3）歴史・文化資源の継承と芸術・文化活動の推進

施策の目的

- 市民に地域の歴史と伝統を知ってもらい、郷土への愛着を育みます。
- 文化財を適切に保護します。
- 歴史、伝統、文化資源を適切に保存し、後世に残します。
- 市民に文化・芸術にふれる機会の提供や地域に根ざした文化・芸術活動を育成します。

これまでの主な取組

- 市民に地域の歴史・文化を理解してもらうため、郷土博物館、吉澤記念美術館、葛生伝承館、葛生化石館で地域の歴史と伝統文化に関する企画展を開催するとともに、田中正造旧宅の一般公開支援を行いました。
- 唐沢山城跡の国指定史跡化に向けた調査事業、文化財の指定化や指定文化財の適切な保存などを行いました。
- 佐野の越名舟唄全国大会の開催、郷土芸能保存会への支援を通して、伝統文化を継承する人材の育成に努めました。
- 市民の文化・芸術に触れる機会を充実させるため、郷土博物館や吉澤記念美術館で企画展の開催や文化会館で自主事業を行いました。
- 市民の文化芸術活動を支援するため、佐野市文化協会に対する支援を行うとともに、文化団体等に発表の場と情報の提供を行いました。
- 天明鋳物のふるさとである本市をPRするとともに、新進作家の発掘、発表の場づくりとして、隔年で佐野ルネッサンス鋳金展を開催しました。

現状と課題

- 本市には、唐沢山城跡や田中正造旧宅などの文化遺産や文化財、牧歌舞伎や越名舟唄などの伝統芸能等、貴重な歴史・文化資源が数多く存在します。
- 本市の歴史・文化遺産を後世に残すためには、文化財等の適切な保存や、伝統文化を継承する人材の育成、市民に対する意識啓発を行うことが大切です。
- 市政に関するアンケート調査の結果では、本市の伝統文化や文化財を大切に思っている市民の割合は比較的に高い水準にあるため、市民に対する意識啓発を行い、この水準を維持することが大切です。
- 文化財の指定化は、文化的価値の高い文化財を掘り起こすための情報収集が重要であり、市民の協力を求めて推進することが必要です。
- ゆとりやうるおい等、精神的な充足を求める傾向が強まるなか、文化・芸術活動に対する市民の関心は高まりつつあります。

文化・芸術活動団体の登録人数

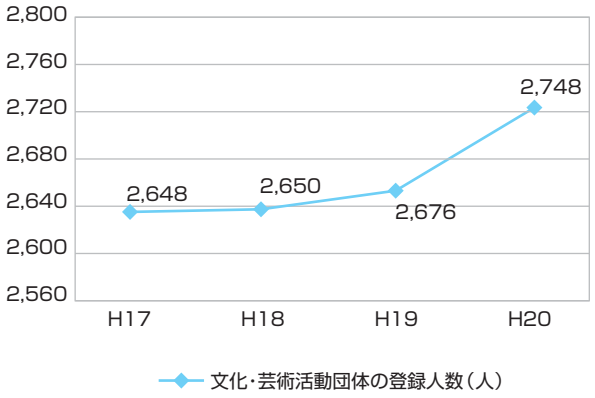

伝統文化・文化財を大切に思う市民の割合
文化・芸術活動に触れている市民の割合

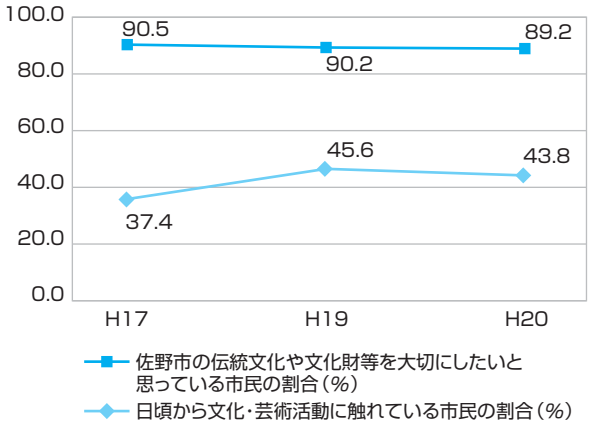

博物館、吉澤記念美術館入場者数、文化会館自主事業参加者数

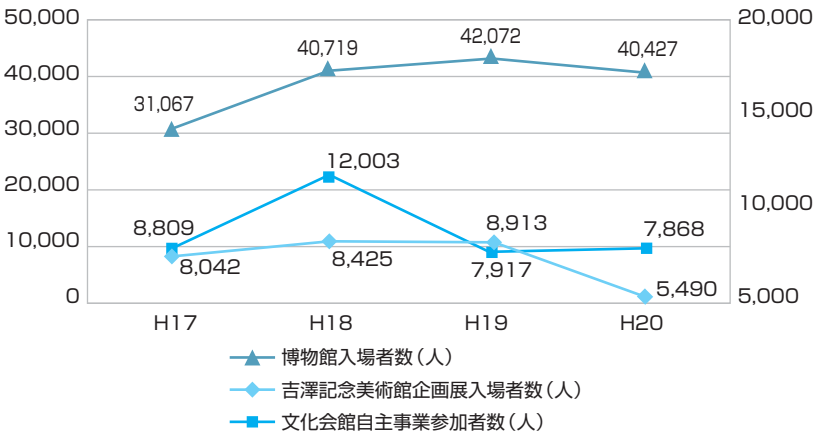

唐沢山城跡発掘現場見学会

施策の体系

施　策

歴史・文化資源の継承と芸術・文化活動の推進

基本事業

- ①地域の歴史・文化の理解の促進
- ②文化財の適切な保存
- ③伝統文化の継承
- ④文化・芸術に触れる機会の充実
- ⑤文化・芸術活動の促進

施策の基本方針

①地域の歴史・文化の理解の促進

・博物館、吉澤記念美術館における地域に関する企画展、講座等の充実と施設整備を図ります。
・田中正造旧宅などの指定文化財や歴史的遺産を適切に保存、公開するための環境整備を行うとともに、市民に対して、郷土への理解と愛着心を育む機会を充実します。

②文化財の適切な保存

・佐野市が誇る歴史文化遺産として、唐沢山城跡の国指定史跡化を図り、適切に保存整備を行います。
・文化財指定の統一化や重要な文化財の指定を市民の協力により進めます。
・文化財を適切に修復・保存するための整備や維持管理を行い、後世に残します。

③伝統文化の継承

・郷土芸能保存会への支援を通して、継承する人材を育成します。
・越名舟唄などの郷土芸能を広く伝えるための発表の場を提供し、郷土芸能の継承につなげます。

④文化・芸術に触れる機会の充実

・博物館、吉澤記念美術館の企画展や文化会館事業の充実を図るとともに、市民に対し、文化・芸術活動及び情報の提供を積極的に行い、入館者や参加者の増加につなげます。
・葛生伝承館、葛生化石館、吉澤記念美術館の3館共同での講座開催や、他団体イベントに合わせた事業を実施し、相互にPRすることにより、入場者数の増加を図ります。

⑤文化・芸術活動の促進

・文化団体、郷土芸能保存会などに発表の場と情報提供を行い、文化芸術活動が行いやすい環境を整備します。
・文化施設の運営、整備及び文化団体への支援、鋳金の全国公募展開催などに取り組みます。

主な成果指標

成果指標名	実績基準年（平成20年度）	目　標（平成25年度）
佐野市の伝統文化や文化財を大切にしたいと思っている市民の割合	89.2%	89.6%
文化・芸術活動団体の登録人数	2,748人	2,950人

役割分担

市民

●歴史、伝統、文化の保護、保存に努めます。
●主体的に文化、芸術に興味を持ち、自ら文化、芸術活動を行います。

地域・事業所

●地域の文化財は、地域で維持管理に努めます。
●地域における文化活動の振興に努めます。

天明鋳物

行政

●市民に地域の歴史と文化を理解してもらうため、歴史的遺産や収蔵品の公開に努めます。
●文化財を保存し、その活用を図るとともに、地域の伝統文化や文化財を保存するための支援を行います。
●市民の研究活動を支援します。
●文化・芸術活動の情報発信と場の提供を行います。
●文化活動を担う人材や文化団体の育成、支援を行います。

第5節 市民みんなでつくる夢のあるまちづくり

1．市民参加のまちづくり

（1）広報・広聴活動の充実と情報の共有化の推進

施策の目的

- 行政が保有している全ての情報を市民と共有します。
- 市民の意見が行政へ反映され、市民の行政参画を促進します。

これまでの主な取組

- 広報活動を充実させるため、毎月2回の「広報さの」の発行、市ホームページの内容充実、ケーブルテレビやとちぎテレビ、栃木放送を活用した市政情報の提供などを行いました。
- 広聴活動では、市民の意見を行政運営に反映させるため、地区別に市政懇談会の開催、市政モニター制度推進、ホームページのメール機能や各庁舎・支所に備え付けた投書箱などにより、広く市民の意見・要望を聴取する取組を行いました。
- 市の政策形成過程に市民が参画できるよう、パブリックコメント制度※1を推進するとともに、毎年、定期的に市政に関するアンケート調査を実施し、今後のまちづくりの方針設定に活用しました。
- 市勢に関する統計書の発行、情報公開制度の推進、行政評価結果に基づく施策や事務事業の評価結果の公表などを通して、市民に対して積極的な情報提供を行いました。
- 市が保有する個人情報の適正な管理に努めました。

※1　パブリックコメント制度
市の基本的な政策等を策定する過程において、その政策等の趣旨や目的、内容等を公表して市民から意見を募集し、提出された意見等を考慮して政策の意思決定を行うとともに、提出された意見とそれに対する市の考え方を公表する一連の手続をいう。

現状と課題

- 市民と行政の協働を推進するために、行政情報の共有化と市民の市政参画は、今後更に重要なものとなります。
- 市政に関するアンケート調査の結果では、市民が知りたい行政の情報が十分に提供されていると認識している市民の割合は大幅に増加しています。
- 広報さのや市のホームページを市民に分かりやすい内容にすることや、市のホームページを常に最新情報に更新する取組を行うことで、広報さのを読んでいる市民の割合や、市のホームページ閲覧件数は増加しています。
- 市政に関するアンケート調査の結果では、市民の意見が行政へ取り入れられていると認識している市民の割合は減少しています。これは、広聴活動の方法や、広聴結果がどのように市政に反映されているのかについて、市民にお知らせする取組が不十分であることによるものと考えられるため、広聴活動の方法や内容についての見直しが必要です。
- 今後、情報公開の請求件数、公開件数は増加することが想定されるため、迅速な対応が求められます。

市民の意見が行政へ取り入れられていると認識している市民の割合

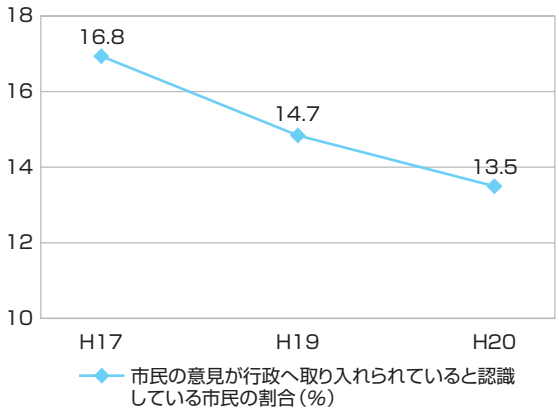

広報さの、市ホームページの閲覧について

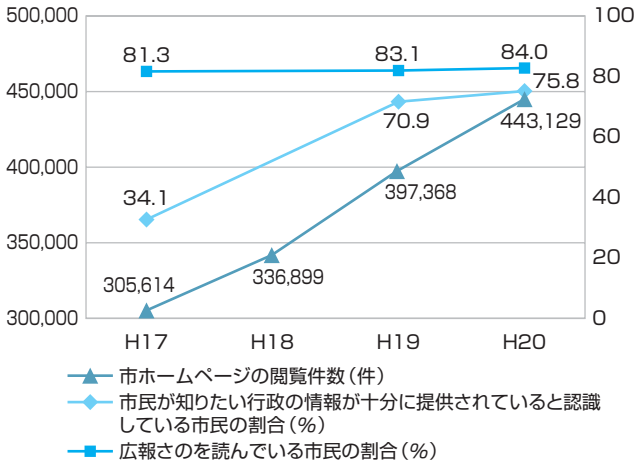

施策の体系

施　策	基本事業
広報・広聴活動の充実と情報の共有化の推進	①広聴活動の充実 ②広報活動の充実 ③情報公開の推進

施策の基本方針

①広聴活動の充実

・市政懇談会の開催、パブリックコメント制度の活用、市政モニター制度の充実、市政に関するアンケート調査の実施などの広聴活動を通して、市民の意思を把握し、市民の声を市政に反映させます。

②広報活動の充実

・市民ニーズに合った広報紙の発行、ホームページの充実、ケーブルテレビを活用したPR活動を推進し、市政情報を正確に伝達します。

③情報公開の推進

・情報管理を適正化し、市民からの情報公開請求に対して、迅速に対応できるようにします。

主な成果指標

成果指標名	実績基準年（平成20年度）	目　標（平成25年度）
市民が知りたい行政の情報が十分に提供されていると認識している市民の割合	75.8%	82.0%
市民の意見が行政へ取り入れられていると認識している市民の割合	13.5%	30.0%

役割分担

市民

- 市の広報紙などにより市政に関する情報の収集に心がけます。
- 市政モニター、パブリックコメント制度、市民アンケートなどを利用し、行政に参加します。

地域・事業所

- 市の広報紙などの配布について、地域住民が協力します。

広報さの

行政

- 市の保有する行政情報を正確に迅速にわかりやすく市民に提供し、情報の共有化に努めます。
- 市政モニター、パブリックコメント制度、市民アンケートなどの広聴業務を通して、市政にできるだけ多くの市民が参画できるようにします。

(2) 市民の主体的な活動の支援

施策の目的

●市民、市民活動団体、事業者、行政が適切な役割分担のもと連携し、市民力、地域力を生かした市民協働のまちづくりを推進します。

これまでの主な取組

●平成20年度に「佐野市市民活動推進条例」を施行し、市の責務や、市民、市民活動団体及び事業所などの役割等を定めて、市民活動の推進を図りました。
●協働の理解を促進するため、市民活動情報紙「シャイニングアイ」の作成・配布や講演会、シンポジウムを開催しました。
●NPO法人、ボランティア活動団体などの市民活動を支援する拠点として、市民活動センターの管理運営について指定管理者制度を活用し、利用者のニーズに応じた運営に努めました。
●ボランティア協会、町会への活動支援を行いました。
●平成20年度から県の権限移譲により、NPO法人の認証事務を行いました。

現状と課題

●少子高齢化や価値観の多様化が進むなか、市民の行政に対するニーズは複雑化・多様化することが予想されます。この市民ニーズに対応し、質の高いサービスを提供するためには、公共のサービスを市が提供するだけでなく、市民と行政が連携、協力して担うという協働のまちづくりを推進することが重要です。
●市政に関するアンケート調査の結果では、市民活動に参加、もしくは参加したことがある市民の割合は横ばいで、今後市民活動に参加する方を増加させるため、講演会、講座、研修会の開催や市民活動情報紙による啓発を充実させることが必要です。
●市民活動を行う拠点数は増加していますが、拠点の利用者数は減少しているため、利用しやすい拠点のあり方を検討する必要があります。
●協働を推進する体制や市民活動団体を支援する体制が十分でないため、その整備が必要です。
●情報を共有するネットワークの構築や市民活動の基盤となる市民活動保険制度を整備することが必要です。
●市政運営の基本理念や市民と行政によるまちづくりの基本的なルールを定める自治基本条例について検討する必要があります。

市民活動に参加している、もしくは参加したことがある市民の割合

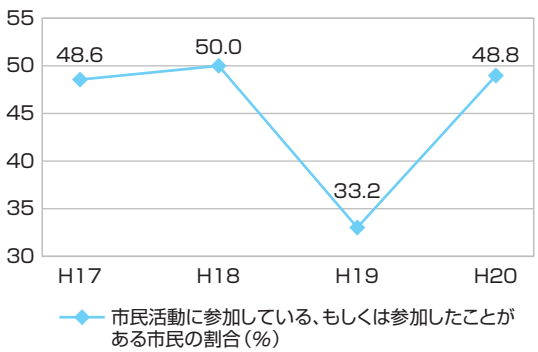

市民活動センターとその他の活動拠点の利用者数、市民活動の活動拠点数

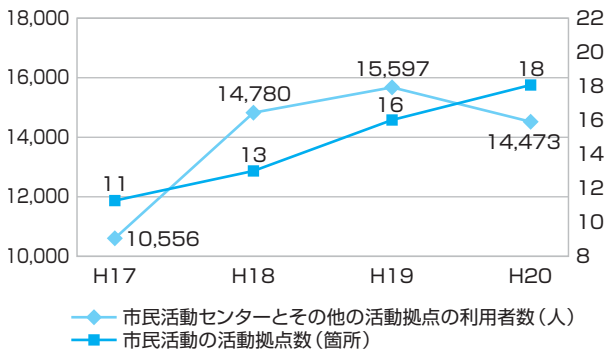

施策の体系

施　策

市民の主体的な活動の支援

基本事業

- ①協働の理解促進
- ②市民活動の環境整備と支援
- ③市民活動参加・参画の仕組みづくり
- ④協働推進体制の整備

施策の基本方針

①協働の理解促進

・佐野市市民活動推進計画に基づき、市の役割、市民、市民活動団体、事業者の役割分担を理解して、協働のまちづくりを推進します。
・情報紙や市広報紙により情報提供や活動事例を紹介するとともに、市民及び職員に対する講座、研修、相談などを行い啓発を推進します。
・職員向けの協働ガイドブックや市民向けの協働リーフレットを作成し、協働のまちづくりへの共通理解を図ります。
・情報を共有し、お互いの信頼関係を深め、まちづくりに必要な情報の収集・発信を充実します。

②市民活動の環境整備と支援

・各主体が利用しやすい地域の公民館などを、活動場所として提供し拡充することで、まちづくりを推進します。
・全施設の貸出システムを構築し、各主体のまちづくり活動における利便性を図ります。
・市民が安心かつ自立して市民活動に参加できるよう、市民活動保険を整備します。
・地域の自治活動を担う町会が自律的・安定的な運営を維持し、効果的な市民活動ができるよう支援します。

③市民活動参加・参画の仕組みづくり

・協働を推進するため、パブリックコメント、アドプト制度※1、まちづくりファンド※2や協働事業提案制度などを充実し、市民の意見や提案しやすい環境を整備します。
・各種委員会、審議会などの市民参加枠を拡大します。
・協働のまちづくりを推進するため、市民活動人材登録制度を充実し、多様な担い手を活用します。

④協働推進体制の整備

・全庁的に協働意識の醸成を図り、協働の手法を取り入れた事業を展開するため、協働推進担当者を配置し、施策を協議して各事業に反映させます。
・市民活動推進委員会を活用し、市民活動に関する施策を調査審議します。
・市民と市が役割分担し、協働による市民の領域が広がるように体制を整備します。
・協働事業チェックシートで事業の検証･評価を実施します。
・自治基本条例について調査検討を行います。

※1　アドプト制度
道路、公園等について、管理者（市）が、市民や民間業者と定期的に美化活動を行うための契約をする制度を指す。「アドプト（Adopt）」とは、英語で「養子縁組をすること。」を意味し、道路、公園等の管理を地域で引き取るといった意味合いで使われている。
※2　まちづくりファンド
市民や企業からの寄付金と市費をファンド（基金）として積み立て、そのファンドを原資としながら、市民活動団体が行う公益的な事業（市民活動）に対して助成をする制度。

主な成果指標

成果指標名	実績基準年（平成20年度）	目　標（平成25年度）
市民活動に参加している、もしくは参加したことがある市民の割合	48.8%	64.0%
市民と協働して進めている事業数	115件	150件

役割分担

市民

●まちづくりの主体の一員としての自覚を持ち、市民活動に関し理解を深め、積極的に市民活動に参加します。

地域・事業所

●市民活動に関し理解を深め、地域社会の構成員として社会貢献事業活動を行い、市民活動を支援します。

行政

●佐野市市民活動推進計画に基づき、具体的な取組を展開し協働のまちづくりを推進します。

NPO・ボランティア学びの時間

●啓発や研修を実施し、人材の育成を図ります。
●参加のきっかけづくり、情報の収集・提供・共有、意見交換の機会づくり、活動拠点施設の整備や充実をして、市民活動が円滑に推進できるよう環境を整備します。
●市民の参加・参画を支援します。
●協働のまちづくりを推進するため、市内部に市民協働推進会議を設置します。

関連する個別計画

●佐野市市民活動推進計画

（3）国際交流と広域・地域連携の推進

施策の目的

- 市内で日本人と外国人が相互に理解し合って暮らせるようにします。
- 国際的な感覚を持った人材を育成します。
- 行政の各分野における都市間の広域連携を図ります。
- 大学などの高等教育機関との連携を図ります。

これまでの主な取組

- 国際交流協会、日中友好協会が行う各種事業に対する支援を行いました。
- 国際交流協会の活動を強化するため、市の施設内に新たに事務局を設置し、常勤の事務局長を配置して、各種事業が円滑に行うことができるよう支援しました。
- 中学生の海外派遣交流は、姉妹都市であるアメリカ・ランカスター市やオーストラリアのマウンテン・クリーク・ステートスクール、マレーシアのネグリセンビラン州の中学生と隔年で派遣・受入を行いました。
- 栃木県、群馬県の両毛地域6市5町による協議会、北関東・新潟地域連携軸推進協議会への参画を通して、防災をはじめとして、各種の連携・交流事業を行いました。
- 親善都市である滋賀県彦根市、福岡県芦屋町との交流を行いました。
- 佐野短期大学、宇都宮大学と市民福祉の向上につながる事業を連携して行いました。

現状と課題

- 国際交流協会会員数及び国際交流協会主催の各種事業参加者数は、共に増加しています。
- 市内在住の外国人に対する専門の相談窓口がないため、その開設と運用が課題です。
- 中学生の海外派遣交流は、今後、内容等の見直しが必要です。
- 親善都市との交流事業が少なくなっているため、今後の交流のあり方を検討する必要があります。
- 佐野短期大学との連携事業は成果も着実に向上しているため、今後も継続して行うとともに、新たな大学との連携を推進することが必要です。

交流活動をしている市民の割合

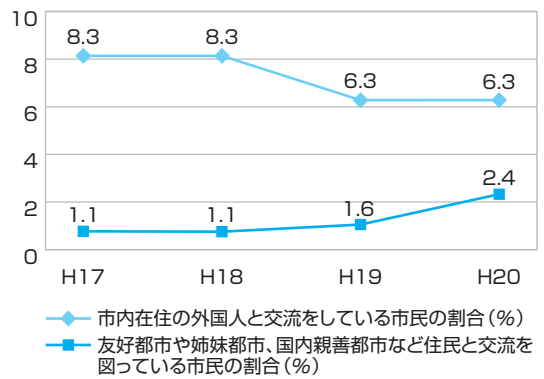

国際交流協会会員数
国際交流協会主催の事業参加者数

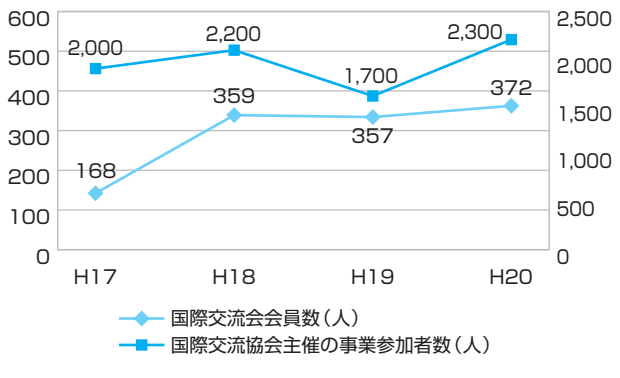

施策の体系

施　策

国際交流と広域・地域連携の推進

基本事業

- ①相互理解の環境づくりの推進
- ②国際的な感覚をもった人材の育成
- ③交流拠点都市づくりの推進
- ④大学との地域連携事業の推進

施策の基本方針

①相互理解の環境づくりの推進

・佐野市国際交流協会の会員数を増やすための広報活動や、会員の中から事業を主体的に行う活動家の育成を支援します。
・市内在住外国人に対する相談窓口を開設し、運用します。

②国際的な感覚をもった人材の育成

・ランカスター市と中学生の相互交流を行うとともに、今後の交流事業の方法を検討します。
・海外派遣した中学生が、佐野市の国際交流に貢献することができるよう、システムのあり方を検討します。
・ランカスター市からALT（外国語指導助手）の招致を行うとともに、国際感覚を高めるための機会を市民に提供します。

③交流拠点都市づくりの推進

・各種連携、交流事業の事業数を増やします。
・定住自立圏構想※1の市に及ぼす効果、影響などの研究を進めます。
・親善都市との交流のあり方を検討します。

④大学との地域連携事業の推進

・大学、短期大学との連携事業数及び連携する大学数を増やす取組を行います。

※1　定住自立圏構想
地方から大都市への人口流出を防ぐとともに、地域間交流の活性化を促進することを目的として、総務大臣の私的諮問機関「定住自立圏構想研究会」で協議し、2009年1月に総務省が発表した構想　人口5万人以上の「中心市」と周辺市町村が協定を結び、圏域として、定住、自立、発展を目指す内容である。

主な成果指標

成果指標名	実績基準年（平成20年度）	目　標（平成25年度）
市内在住の外国人と交流している市民の割合	6.3%	8.0%
友好都市や姉妹都市、国内親善都市などの住民と交流を図っている市民の割合	2.4%	5.0%

役割分担

市民

- 各種の交流事業に積極的に参加します。

地域・事業所

- 交流事業を実施、または支援します。
- 高等教育機関は、内部にある知的財産を市や地域に提供します。

行政

- 国際交流、都市間交流の情報を市民や地域等に提供します。
- 国際感覚を高めるための機会を市民に提供します。
- 大学等との積極的な連携事業を推進します。

国際交流フェスティバル

2．人権を尊重し共に歩むまちづくり

（1）個々の人権を尊重する地域社会の形成

施策の目的

●市民一人ひとりが、お互いに人権を尊重し合い、共に生きることのできる社会の実現を目指します。

これまでの主な取組

●「佐野市人権教育・啓発推進行動計画」に基づき、市民の人権意識を高めるための人権教育や啓発の推進、運動団体に対する支援や相談体制の充実を図りました。
●人権対策推進市民運動強調月間及び強調週間を中心に、人権啓発リーフレットの全戸配布、人権講演会開催、街頭啓発、隣保館等で地域交流事業を行いました。
●市内の全ての集会所において、人権学習会の実施や人権教育指導者養成講座の開設、集会所子供学習会の実施、教員を対象とした人権教育研修会を行いました。
●同和問題の解決のため、運動団体に対する活動を支援するとともに、隣保館における相談事業を行いました。
●人権擁護委員による人権相談を行いました。

現状と課題

●人権は、誰もが生まれながらに持っている「人間が人間らしく生きるための誰からも侵されることのない基本的な権利」ですが、現実には、同和問題をはじめ、女性、こども、高齢者、障がい者、外国人等に対する人権が守られていない現状があります。
●人権講演会などの開催回数を増やす取組を行った結果、人権講演会、人権学習会への参加者数は増加することができました。市民の人権意識を高める取組として、今後も内容の充実を図ることが必要です。
●市政に関するアンケート調査の結果では、日頃から人権を意識しながら生活している市民の割合は減少しています。また、不当な差別やインターネット上での差別情報の掲示などの問題も発生しているため、引き続き人権教育、啓発を重点的に行うことが大切です。
●様々な人権問題への対応として、市民が身近に安心して相談ができる体制を整備することが必要です。

人権講演会参加者数、講演会等の開催回数

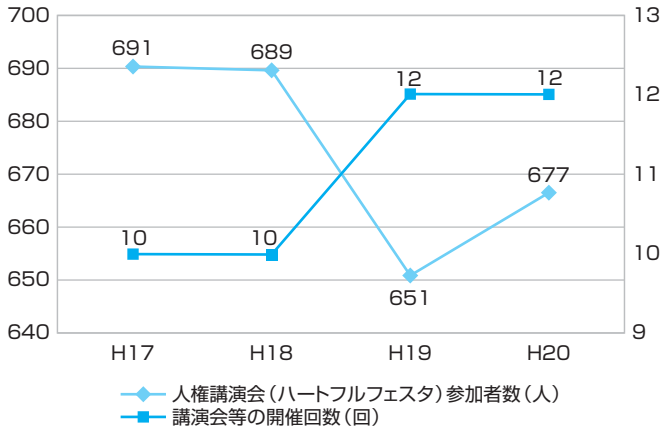

施策の体系

施　策

個々の人権を尊重する地域社会の形成

基本事業

- ①人権啓発の推進
- ②人権学習の推進と人権教育活動の場の提供
- ③人権問題解決のための活動の支援
- ④人権問題解決のための相談体制の確立とPR

施策の基本方針

①人権啓発の推進

・市民が、日常生活の中でお互いを理解し、尊重し合い、共に支え合い、個々の人権を尊重する地域社会の実現を目指し、人権講演会や地域交流事業、街頭啓発などを通じて、人権啓発の推進を図ります。

②人権学習の推進と人権教育活動の場の提供

・同和問題をはじめとする様々な人権問題を解決するため、幅広い人権学習を行うとともに、広く市民を対象とした人権に関する学習機会を提供し、集会所などで行う人権学習会の充実に努めます。

③人権問題解決のための活動の支援

・同和問題の解決のため、より多くの市民に人権について関心を持ってもらう啓発活動を実施できるよう、運動団体の活動を支援します。

④人権問題解決のための相談体制の確立とPR

・人権相談は相談者の問題を解決するとともに、相談者やその関係者に人権の大切さを広める活動でもあることから、相談体制を充実し、身近に、安心して相談できる体制づくりを推進します。

主な成果指標

成果指標名	実績基準年（平成20年度）	目　標（平成25年度）
人権講演会、人権学習会等への参加者数	1,629人	1,755人
日頃から人権を意識しながら生活している市民の割合	72.4%	82.0%

役割分担

市民

●市民一人ひとりが、人権に配慮して行動します。

地域・事業所

●地域で人権尊重の行動を実践します。
●事業所内での人権学習、人権啓発を実践します。
●雇用や待遇の差別を解消します。

行政

●市民に対し人権啓発・教育の推進を図ります。
●人権に関する相談体制の充実を図ります。

人権講演会

関連する個別計画

●佐野市人権教育・啓発推進行動計画

(2) 男女共同参画社会の実現

施策の目的

●男女が互いに尊重し、社会の対等な構成員として、共に社会の様々な分野における活動に参画できるようにします。

これまでの主な取組

●「佐野市男女共同参画プラン」に基づき、市民に対する意識啓発の推進、県と連携した女性リーダーの育成、活動団体に対する支援、相談体制の充実に努めました。
●男女共同参画講演会や研修会の開催、情報紙「パレット」の発行と全世帯配布、小学生を対象とした標語・作文の募集などを行い、市民に対する意識啓発に努めました。
●社会の様々な分野で活躍できる女性を育成するため、県主催の女性リーダー育成研修への派遣や市主催の研修会を開催しました。
●平成21年1月に活動の拠点となる男女共同参画推進センターを開設して、推進体制の整備を図るとともに、男女共同参画を推進する団体の活動を支援しました。
●男女共同参画を阻害する要因であるDVやセクシュアル・ハラスメントなどの被害の早期発見、悪化防止のため、専任の相談員による女性のためのカウンセリング相談を行いました。

現状と課題

●国は、男女共同参画社会の実現を重要課題として位置付け、平成11年に施行された男女共同参画社会基本法に基づいた取組を行っており、本市としても男女共同参画社会の構築のため、様々な取組を展開することが大切です。
●市政に関するアンケート調査の結果では、男女の地位が平等になっていると考えている市民の割合は横ばいで、市民全体から見ると、依然として低い状況のため、市民に対する啓発や情報提供を継続して行うことが必要です。
●市の審議会等の附属機関における女性委員の登用率は、平成20年度で21.0%と低いため、政策方針決定の場への女性の参画を、今後増やす取組が必要です。
●市民の自主的な活動を支援するため、活動拠点である男女共同参画推進センターの機能充実や活動団体に対する支援を進めることが必要です。
●DV等が人権侵害であるという認識が低い状況で被害が潜在化しているため、相談体制の充実をはじめとして、被害者に対する支援体制の整備が必要です。

男女平等について

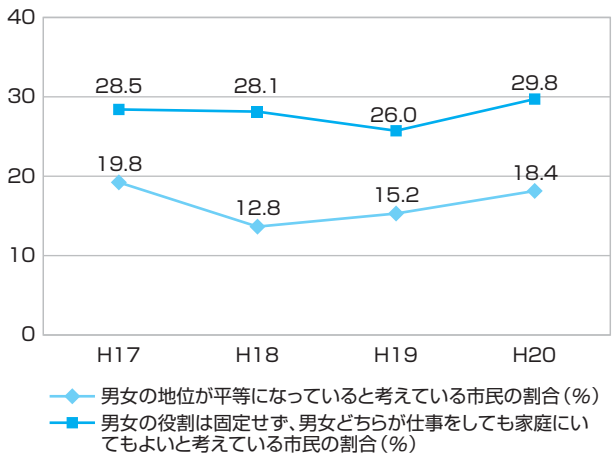

施策の体系

施　策

男女共同参画社会の実現

基本事業

- ①男女共同参画の意識づくりの推進
- ②社会の様々な分野で活動できる女性の育成
- ③男女共同参画活動の支援と推進体制の整備
- ④男女間の暴力等の被害者救済体制の整備

施策の基本方針

①男女共同参画の意識づくりの推進

・男女共同参画について、市民の理解を深めるためには、意識づくりが重要であり、講演会、研修会、情報紙などによる啓発活動や情報の提供を行います。
・職場、学校、地域、家庭などあらゆる場において、男女平等意識を育み、男女共同参画を推進する教育を行います。

②社会の様々な分野で活動できる女性の育成

・女性のエンパワーメント※1の向上を図るため、女性リーダーの養成機会の充実を図ります。
・再就職のための相談会、セミナーなどの充実を図ります。
・ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の促進を図るため、啓発・情報提供を行います。

③男女共同参画活動の支援と推進体制の整備

・男女共同参画推進センターにおいて、男女共同参画を推進する団体と協働して講座などを開催し、啓発活動や団体活動の充実を図ります。
・男女共同参画推進センターを情報発信の拠点施設として、市民の利用促進を図ります。
・男女共同参画を推進する団体の活動支援を行います。
・平成24年度に計画期間が終了する佐野市男女共同参画プランの見直しを行い、国・県の動向や社会情勢の変化に応じた次期プランの策定を行います。

④男女間の暴力等の被害者救済体制の整備

・DV被害者の早期発見、悪化防止のため、女性のためのカウンセリング相談の充実や関係機関との連携体制を整備します。
・DV、デートDV、セクハラなどを防止するための啓発・情報提供を行います。

※1　女性のエンパワーメント
女性が自らの意識と能力を高め、社会のあらゆる分野で、政治的、経済的、社会的及び文化的に力を持った存在となり、力を発揮し、行動していくこと。

主な成果指標

成果指標名	実績基準年（平成20年度）	目　標（平成25年度）
男女の地位が平等になっていると考えている市民の割合	18.4%	23.0%
男女の役割は固定せず、男女どちらが仕事をしても家庭にいてもよいと考えている市民の割合	29.8%	35.0%

役割分担

市民

- 職場、学校、地域、家庭等で、男女共同参画の推進に努めます。
- 家族がお互いに協力して、家事、子育て、介護等を行います。

男女共同参画講演会

地域・事業所

- 性別による固定的な役割分担意識に基づく慣習等を見直し、地域における男女共同参画を推進します。
- 女性が能力を発揮できる職場環境をつくります。
- 雇用における男女の均等な機会と待遇を確保します。
- 仕事と家庭の両立のための環境づくりを行います。

行政

- 市民等と協働、連携しつつ、男女共同参画に率先して取り組みます。
- 職場、学校、地域、家庭等での男女共同参画の環境づくりを推進します。

関連する個別計画

- 佐野市男女共同参画プラン

3．安定した行政経営の推進

（1）電子化の推進と質の高い窓口サービスの提供

施策の目的

- 情報通信機器を利用して、各種行政手続が出来るようにします。
- 市民が等しく情報通信技術の恩恵を受け、日常の生活の中で豊かさが実感できるようにします。
- 職員として求められる対応能力、業務遂行能力等を高めることにより、質の高い窓口サービスの提供ができるようにします。

これまでの主な取組

- 公共施設間を光ファイバーケーブルなどで結び、誰でも利用できる公開端末（パソコン）を設置しました。
- 行政手続の電子化を推進するため、市のホームページからダウンロードできる各種行政手続様式を増加しました。
- 市の公共施設の利用予約をインターネットを利用して、パソコンや携帯電話から申し込みができるようにしました。
- 情報セキュリティーポリシー※1を定めて、市職員に対して、情報資産の漏えい、喪失を防止する取組を行いました。
- 職員の窓口対応能力や業務遂行能力を高めるため、窓口対応マニュアルを作成して研修を行い、窓口サービスの正確性、迅速性向上に努めました。
- 毎週金曜日の窓口業務の時間延長、自動交付機の本庁舎への設置、佐野総合窓口にフロアガイドを配置して、窓口サービスの向上を図りました。

※1　情報セキュリティーポリシー
コンピュータやそのネットワークへの不正アクセスや情報の漏えい等を防ぎ、情報の安全性を確保するための指針

現状と課題

- 総務省は、技術優先から国民生活の利便性が向上される、国民主役の「デジタル安心・活力社会」の実現を目指すことを目的とした「i-Japan戦略2015」を発表しました。本市としても、市民生活の利便性向上のための取組が必要です。
- 公共施設に設置した公開端末（パソコン）は、平成21年度現在で20台設置することができましたが、各家庭におけるインターネットの普及により、利用が少ない公開端末もあるため、実態調査を踏まえた設置場所の見直しが必要です。
- 市政に関するアンケート調査の結果では、ホームページ上で利用できる行政手続を利用して便利であると感じている市民の割合は増加傾向にあり、市のホームページからダウンロードできる各種行政手続様式を、毎年増やす取組を行ってきた成果であると考えられます。
- 行政手続上の利便性を更に向上させるため、インターネット経由による入札事務の電子化に向けた準備を計画的に進めることが必要です。
- 今後の課題として、急速に発展している情報通信技術を行政事務の効率化や市民サービス向上のために、どのように活かしていくのか検討をすることが必要です。
- 市政に関するアンケート調査の結果では、窓口対応に満足している市民の割合は横ばいの状況であり、窓口サービス向上のための環境整備や、研修等の充実による職員の窓口対応の向上に努めることが必要です。

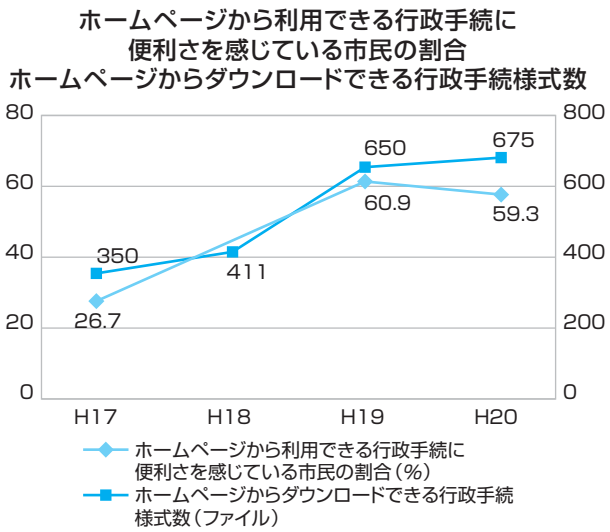

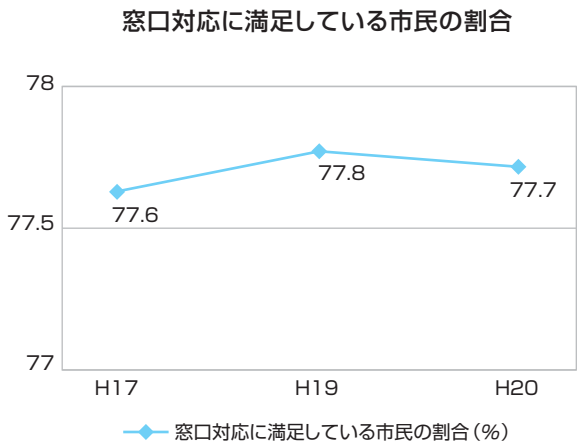

施策の体系

施　策

電子化の推進と質の高い窓口サービスの提供

基本事業

①行政手続の電子化の推進
②ICT（情報通信技術）活用の促進
③窓口サービス業務の充実

施策の基本方針

①行政手続の電子化の推進

・市のホームページから取得できる各種行政手続様式を増やし、行政手続に係るオンライン利用を促進します。
・インターネット経由による公共施設予約システムの充実を図ります。
・ホームページの情報量が増大しているため、受手側である市民のインターネット接続環境をブロードバンド化（高速大容量化）するため、電気通信事業者へ整備を促します。
・個人情報保護のため、情報セキュリティポリシーを職員に認識させ、情報資産の漏えい、喪失などを防止する対策を行います。
・インターネット経由による入札事務（設計図書の閲覧及び入札事務）の電子化により、事務の簡素化、ペーパーレス化によるコスト削減、透明性の確保を図ります。

②ICT（情報通信技術）活用の促進

・携帯電話不感地域やブロードバンドゼロ地域解消への支援を行うとともに、公開端末（パソコン）設置場所の見直しを行います。
・佐野市ICT推進プランの改定版を作成します。
・光ケーブルの有効利用を図ります。
・住民情報系や行政情報系の基幹業務サーバー及び端末機やプリンタの更新を行うとともに、各所管課で行う新たな行政事務に係る情報システム構築を支援します。

③窓口サービス業務の充実

・職員間の事務の共通理解を促進し、窓口サービスの迅速性や均一性、正確性を高めるため、窓口対応マニュアルを活用した研修などの充実を図ります。
・処理時間の短縮が図れる自動交付機の利用を促進するため、「広報さの」などによりPRを行うとともに、印鑑登録証へ暗証番号の登録を推進します。
・時代や生活時間の多様化に即した事務体制の改善を図ります。

主な成果指標

成果指標名	実績基準年（平成20年度）	目　標（平成25年度）
家庭でインターネットを利用している世帯の割合	39.3%	48.0%
窓口対応に満足している市民の割合	77.7%	84.0%

役割分担

市民

- ICT（情報通信技術）の発展による恩恵を享受し、生活の充実を図ります。
- 情報通信サービスの利用に際して、正しい知識の習得とモラルの向上を図ります。

地域・事業所

- 多様なニーズに対応した情報コンテンツ（内容）を提供し、利用者の満足度を高めます。
- 利用しやすい情報通信サービスを提供します。

行政

- インターネットを介してダウンロードできる行政手続様式を増やします。
- 市民が情報通信技術発展の恩恵を受けられるよう支援します。
- 光ファイバーケーブルやケーブルテレビなどの情報通信基盤ネットワークを有効活用します。
- ICT（情報通信技術）を活用し、正確で迅速な市民サービスと情報格差の是正、地域の活性化を図ります。
- 自動交付機の利用を促進します。
- 質の高い窓口サービスを提供します。

自動交付機

関連する個別計画

- 佐野市ICT推進プラン

（2）効率的で健全な行財政運営の推進

施策の目的

- 総合計画に定められた方針・目標を達成するため、適正な組織編成・人事管理を進め、効率的・効果的な事務事業を行います。
- 安定した行財政運営を行うための財源を確保します。
- 職員として求められる能力の向上を図ります。
- 職員の自主的な能力開発を促します。

これまでの主な取組

- 厳しい財政状況のなかで、様々な行政課題に的確に対応するとともに、将来に負担を残さない健全な財政運営を行うため、行政評価を活用した総合計画の進行管理と予算編成の連動を図り、効率的・効果的な行財政運営に努めてきました。
- 簡素で効率的な組織編成を行うため、課・係の整理統合を行いました。
- 実績主義や能力主義に基づく人事評価制度の構築を進めました。
- 定員適正化計画に基づく適正な人事管理に努めました。
- 行政評価による事務事業の見直しを行うとともに、指定管理者制度の積極的な推進を図りました。
- 財政基盤の安定化を図るため、歳入に見合う歳出構造とするための施策別枠配分予算編成の推進や自主財源を確保するための市税・使用料等の収納率向上に努めました。
- 「佐野市人材育成基本方針」、「佐野市職員研修基本方針」に基づき、栃木県市町村職員研修協議会等の各種研修会への職員の参加や市単独研修の充実を図りました。
- 自己啓発を行う職員の活動グループに対する支援を行いました。

現状と課題

- 効率的で健全な行財政運営を行うためには、総合計画の進行管理、予算編成、組織編成、人事管理、人材育成などの市の主要な取組の連動を図り、効率的・効果的な経営システムを構築することが重要であり、その構築のための取組を展開しています。
- 組織編成では、簡素で効率的な組織の見直しや、担当制導入の検討が必要です。
- 人事管理では、定員適正化計画に基づく職員の定員管理の推進や人事評価制度に基づく人事管理を進めます。
- 事務事業の見直しは、毎年、行政評価に基づく見直しを行ってきましたが、見直しを行う余地はあるため、継続した見直しが必要です。
- 指定管理者制度に基づく施設の管理・運営は順調に行われていますが、今後も計画的に推進することが必要です。
- 健全な財政運営を推進するため、市税・使用料等の収納率向上を図り、遊休資産の貸付・売却を進めて、自主財源の確保に努めることが重要です。
- 職員の能力開発を進めるため、各種研修の充実を図ってきましたが、地方分権改革・権限委譲など、社会情勢の変化に対応できる職員の育成を図ることが必要です。
- 効率的な事務執行や市民サービスの向上を図るため、新庁舎の検討が必要です。

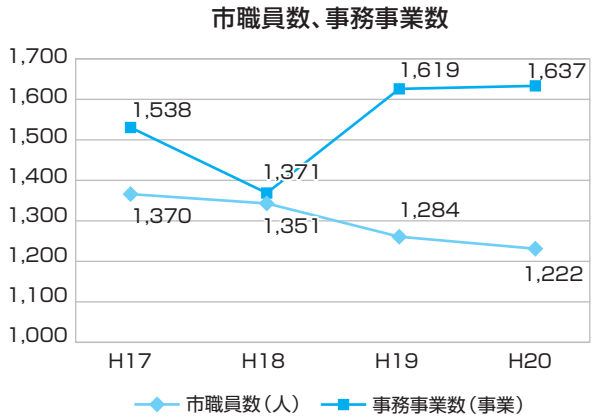

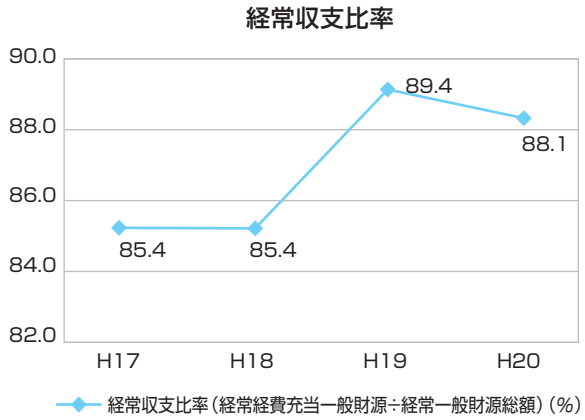

施策の体系

施　策

効率的で健全な
行財政運営の推進

基本事業

- ①総合計画に基づく組織編成と人事管理
- ②効率的・効果的な事務事業と民間委託の推進
- ③健全な財政運営の推進
- ④能力向上のための研修の充実と自己啓発の推進

施策の基本方針

①総合計画に基づく組織編成と人事管理

・総合計画の施策の一層の推進に向け、事務事業の整理統合を図る中で、課・室の統合について検討します。
・段階的に進めてきた組織の見直しとして、効率的・効果的な担当制の導入を目指します。
・職員の精神衛生上のケアのため、メンタルヘルス研修や相談体制の充実を図ります。
・効率的な事務執行を図るため、庁舎建設を検討します。

②効率的・効果的な事務事業と民間委託の推進

・行政改革集中改革プランに基づき、行政評価を活用して事務事業の見直しを進めます。
・指定管理者制度の導入計画を見直し、指定可能な施設の追加導入について積極的に進めます。
・民間委託について、委託可能な事業の掘り起こしを行います。

③健全な財政運営の推進

・財政基盤の安定に努め、実施計画事業の推進を図ります。
・市税、使用料等の収納率向上を図り、遊休資産の貸付・売却を進めて自主財源の確保に努めます。
・将来にわたる安定的な財政運営のために、歳入に見合う歳出構造へ転換を図ります。
・予算に対する負債の割合を考慮し、将来の財政運営の健全性を確保します。

④能力向上のための研修の充実と自己啓発の推進

・職員研修を継続して計画的に実施し、資質の向上を図ります。
・自己啓発の普段の取組を促すため、引き続き自己啓発活動を支援し、情報提供を行います。

主な成果指標

成果指標名	実績基準年（平成20年度）	目　標（平成25年度）
市職員数	1,222人	955人
経常収支比率（経常経費充当一般財源額÷経常一般財源総額）	88.1%	88.1%
自己啓発に取り組んでいる職員の割合	52.1%	61.0%

役割分担

市民

- 行政が行うものと、市民が自助努力で行うものを明らかにして、市民ができるものは積極的に取り組みます。

地域・事業所

- 補助金等を財源とする団体運営を見直し、自立的な運営に努めます。

行政

- 自主財源の充分な確保に努め、限られた財源を有効に活用して効率的・効果的な行財政運営を行うため、予算の重点配分や事務事業の整理統合を推進します。
- 総合計画に基づく行財政運営を行うため、組織体制の整備や適正な人員配置を行います。
- 職員の意識啓発や研修の充実により、職員の対応能力や業務遂行能力の向上を図ります。
- 職員が、能力を充分に発揮できる職場環境の整備を図ります。

関連する個別計画

- 佐野市行政経営方針
- 佐野市行政改革大綱
- 佐野市定員適正化計画
- 佐野市人材育成基本方針
- 佐野市特定事業主行動計画

佐野駅前広場

資料編

○人口推計

1．総人口

少子・高齢社会の到来により、本市の人口は近年減少傾向にあります。

佐野新都市地区の開発整備や、北関東自動車道佐野田沼IC周辺開発などによる人口増加要因もありますが、最近の経済情勢とこれまでの傾向を勘案すると、計画期間においては、人口は緩やかな減少傾向で推移していくものと考えられます。

2．年齢階層別人口

年齢階層別人口は、出生率の低下と平均寿命の伸張により、今後、高齢者（65歳以上）人口の増加が一層顕著になり、平成29年には29,940人と、構成比でも26.2%を占めることが想定されます。

年少（0歳～14歳）人口、生産年齢（15～64歳）人口については、平成29年にそれぞれ、15,670人（13.7%）、68,600人（60.1%）になるものと想定されます。

3．世帯数

世帯数は、今後さらに核家族化が進むことが予想されるため、平成29年には46,870世帯になり、一世帯あたり人員は、平成17年の2.83人から2.44人まで低下することが想定されます。

4．人口フレーム

人口及び減少率の推移を踏まえて、平成29年の本市の人口は、115,000人と設定しています。

将来人口・世帯の推計結果

		平成17年	平成19年	平成22年	平成26年	平成29年
総人口	人数（人）	123,926	122,500	120,590	117,180	114,210
	構成比	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
14歳以下	人数（人）	16,710	17,500	17,180	16,610	15,670
	構成比	13.5%	14.3%	14.2%	14.2%	13.7%
15～64歳	人数（人）	80,143	78,630	76,390	71,550	68,600
	構成比	64.7%	64.2%	63.3%	61.1%	60.1%
65歳以上	人数（人）	27,066	26,370	27,020	29,020	29,940
	構成比	21.8%	21.5%	22.4%	24.8%	26.2%
世帯数（世帯）		43,830	44,700	45,580	46,420	46,870
一世帯あたり人員（人）		2.83	2.74	2.65	2.52	2.44

※過去4回（昭和60年～平成12年）の国勢調査人口を用いてコーホートセンサス変化率法で推計しました。
※予測結果の人口、世帯数はそれぞれ10人、10世帯単位でまとめています。
※総人口には年齢不詳人口を含みます。また、構成比について、端数処理の関係で合計が100.0%にならない場合があります。

資料：国勢調査

○中期基本計画策定の経過

日　　付	項　　目	内　　容
平成21年1月19日 ～2月10日	市政に関するアンケート調査	平成20年度成果指標の実績把握
平成21年2月12日 ～3月9日	市政に関するアンケート調査結果分析	市政に関するアンケート調査結果を単純及びクロス集計にて分析
平成21年2月12日	施策主管課長・関係課長会議	平成21年度中期基本計画策定内容・スケジュール、施策評価の手法説明
平成21年2月中旬 ～3月下旬	平成21年度施策・基本事業評価実施	平成20年度施策の成果実績を把握
平成21年3月下旬 ～4月上旬	総合計画前期基本計画成果実績把握	平成19・20年度施策の成果実績を把握
平成21年4月中旬	総合計画中期基本計画政策体系素案策定	中期基本計画政策体系の政策及び施策の素案を事務局で策定
平成21年4月22日	第1回総合計画基本計画策定委員会	中期基本計画策定内容・スケジュール確認
平成21年5月15日	第2回総合計画基本計画策定委員会	政策体系素案（13政策－36施策）を決定
平成21年5月22日	施策主管課長・関係課長会議	中期基本計画策定詳細内容・スケジュール説明
平成21年5月下旬 ～7月中旬	総合計画基本計画策定部会	36施策別に策定部会を開催 施策目的、目標設定、施策方針（基本事業）設定
平成21年7月1日 ～7月31日	まちづくりアンケート調査	36施策の方向性に関する市民意向把握
平成21年7月27日・ 30日	施策別トップマネジメント会議	市長と施策主管課長で、36施策別に施策内容について協議
平成21年8月5日	第3回総合計画基本計画策定委員会	中期基本計画政策体系案（13政策－36施策－128基本事業）を決定
平成21年9月30日	第4回総合計画策定委員会	中期基本計画素案を決定
平成21年10月1日 ～11月2日	パブリックコメント実施	中期基本計画素案に対する市民意見把握
平成21年11月25日	第5回総合計画基本計画策定委員会	中期基本計画の決定

○中期基本計画政策体系表

将来像	基本目標	政策	施策	基本事業
育み支え合うひとびと、水と緑と万葉の地に広がる交流拠点都市	1 地域の特色を活かした快適なまちづくり	1 安心して安全に暮らせるまちづくり	1 消防・防災体制の強化	1 防災意識の高揚と地域防災力の向上
			2 交通安全対策の推進	1 交通安全意識の啓発と情報の提供
			3 防犯・消費者保護対策の推進	1 防犯意識啓発の推進
		2 住みやすい快適なまちづくり	1 秩序ある計画的な土地利用の推進	1 土地利用の基本方針に即した土地利用の推進
			2 道路・公共交通網の整備とまちなかの活性化	1 幹線道路ネットワークの整備
			3 快適で質の高い住環境の整備	1 快適で安全な住宅づくりの推進
			4 安全で安定した水の供給と生活排水の適正処理	1 安全な水の供給
		3 環境にやさしいまちづくり	1 ごみの発生抑制と資源の有効活用	1 ごみ減量化のための意識啓発の推進
			2 良好な地域環境の保全と地球環境に配慮した生活の推進	1 水・大気・土壌環境の保全
			3 豊かな自然環境の保全	1 自然環境の保全と再生
	2 やさしくふれあいのある健康福祉づくり	1 健康で安心して暮らせるまちづくり	1 心と体の健康づくりの推進	1 健康づくりの推進と情報の発信
			2 地域医療体制の充実	1 医療機会の充実
		2 安心して子育てのできるまちづくり	1 子育てと仕事の両立支援	1 多様で弾力的な保育サービスの充実
			2 こどもの健やかな成長・発達支援	1 母子保健医療対策の推進
			3 子育て支援の充実	1 子育ての負担感の軽減
		3 助け合い生きがいを実感できるまちづくり	1 豊かな長寿社会の実現	1 社会参加の促進
			2 障がい者の社会参加と自立の推進	1 社会参加のための支援体制の充実
			3 生活保障の充実	1 国民健康保険制度の適正運営の推進
			4 地域福祉を支える人材と組織の育成	1 地域福祉を推進する人材の育成

基本事業				
2 防災・危機管理体制の整備	3 治山・治水対策の推進	4 防災情報伝達体制の充実	5 消防力の強化と災害時救急医療体制の整備	
2 道路・交通安全施設の整備				
2 防犯体制の充実	3 防犯環境基盤の整備	4 正しい消費知識の啓発、情報提供の充実	5 相談体制の充実	6 消費者団体の育成と活動支援
2 公共交通の利便性向上	3 まちなか活性化の推進			
2 市営住宅の適正な管理・運営	3 生活道路の整備	4 雨水排水路の整備	5 公園、緑地、水辺空間の整備	6 良好な景観の保全と形成
2 水道水の安定供給	3 安定した水道事業の運営	4 生活排水施設の整備、普及の促進	5 生活排水の水洗化向上	6 生活排水施設の適正管理
2 3R（リデュース、リユース、リサイクル）運動の推進	3 不法投棄の防止対策の強化	4 搬入搬出ごみの適正処理の推進		
2 良好な生活環境の保全	3 地域環境・地球環境に配慮した生活・事業活動の推進			
2 自然保護活動の充実と環境学習の推進				
2 検診体制の充実	3 食生活習慣改善の啓発			
2 救急医療体制の充実				
2 放課後児童対策の充実				
2 就学前教育に対する支援	3 援護を必要とする子育て家庭への支援			
2 こどもの居場所づくりの推進				
2 高齢者の自立支援サービスの拡充	3 介護保険サービスの充実と介護予防の推進	4 後期高齢者医療制度の円滑な運営	5 地域で高齢者を支えるネットワークづくりの推進	
2 就労支援	3 相談体制の充実			
2 就労支援体制の確立	3 生活保護の認定と相談体制の充実	4 国民年金制度の周知・啓発		
2 地域福祉を推進する団体への活動支援				

将来像	基本目標	政策	施策	基本事業
育み支え合うひとびと、水と緑と万葉の地に広がる交流拠点都市	3 魅力と活力ある産業づくり	1 産業振興で活力のあるまちづくり	1 活力ある農林業の振興	1 担い手農家の育成と支援
			2 活力ある商業・鉱工業の振興	1 事業者に対する助成と支援の充実
			3 企業誘致の促進	1 産業団地開発事業の推進
		2 観光振興でひとが集まるまちづくり	1 魅力ある観光資源の開発と整備	1 新しい観光資源の発掘・整備
			2 ひとを集める観光戦略の展開	1 佐野市の特性を活かした観光PRの推進
	4 豊かな心を育む教育・文化づくり	1 豊かな心と確かな学力を育むまちづくり	1 特色ある教育と心の教育の推進	1 学校教育活動の充実と特色ある教育の推進
			2 安全で安心して学べる教育環境の整備	1 安全な学校施設等の整備
		2 生涯にわたり学びのあるまちづくり	1 生活を豊かにする生涯学習の推進	1 学習の場の提供
			2 生涯スポーツ・レクリエーションの振興	1 市民1スポーツの推進
			3 歴史・文化資源の継承と芸術・文化活動の推進	1 地域の歴史・文化の理解の促進
	5 市民みんなでつくる夢のあるまちづくり	1 市民参加のまちづくり	1 広報・広聴活動の充実と情報の共有化の推進	1 広聴活動の充実
			2 市民の主体的な活動の支援	1 協働の理解促進
			3 国際交流と広域・地域連携の推進	1 相互理解の環境づくりの推進
		2 人権を尊重し共に歩むまちづくり	1 個々の人権を尊重する地域社会の形成	1 人権啓発の推進
			2 男女共同参画社会の実現	1 男女共同参画の意識づくりの推進
		3 安定した行政経営の推進	1 電子化の推進と質の高い窓口サービスの提供	1 行政手続の電子化の推進
			2 効率的で健全な行財政運営の推進	1 総合計画に基づく組織編成と人事管理

基本事業				
2 農地の有効利用	3 生産性向上に向けた農業基盤の整備	4 食の安心・安全と食育の推進	5 中山間地域の活性化	6 林業の活性化
2 勤労者福祉制度の充実	3 雇用機会の提供と就労支援	4 「メイドインさの」のブランド化の推進		
2 企業誘致の推進と支援				
2 魅力ある観光資源の整備	3 受け入れ体制の整備			
2 宿泊、滞在、体験型観光の推進	3 観光事業者（企画商品関連事業者）との連携強化			
2 教職員の資質の向上	3 家庭での教育力の向上	4 地域での教育力の向上		
2 快適な学校施設の整備	3 地域ぐるみで行う児童生徒の安全対策の充実	4 奨学金制度の拡充		
2 学習内容の充実	3 学習成果を活かすことができる仕組みづくり	4 少年の健全育成		
2 指導者の育成と支援	3 スポーツ施設の整備と運営			
2 文化財の適切な保存	3 伝統文化の継承	4 文化・芸術に触れる機会の充実	5 文化・芸術活動の促進	
2 広報活動の充実	3 情報公開の推進			
2 市民活動の環境整備と支援	3 市民活動参加・参画の仕組みづくり	4 協働推進体制の整備		
2 国際的な感覚をもった人材の育成	3 交流拠点都市づくりの推進	4 大学との地域連携事業の推進		
2 人権学習の推進と人権教育活動の場の提供	3 人権問題解決のための活動の支援	4 人権問題解決のための相談体制の確立とPR		
2 社会の様々な分野で活動できる女性の育成	3 男女共同参画活動の支援と推進体制の整備	4 男女間の暴力等の被害者救済体制の整備		
2 ICT（情報通信技術）活用の促進	3 窓口サービス業務の充実			
2 効率的・効果的な事務事業と民間委託の推進	3 健全な財政運営の推進	4 能力向上のための研修の充実と自己啓発の推進		

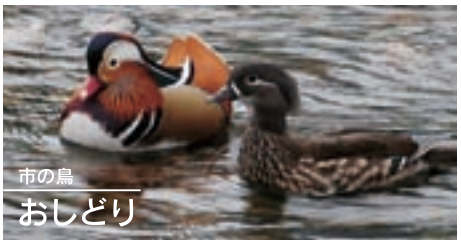

佐野市役所

〒327-8501　栃木県佐野市高砂町1番地
TEL.0283-24-5111(代)／FAX.0283-22-9104
http://www.city.sano.lg.jp